

# 第5次三郷市総合計画 後期基本計画

# 実施計画

(令和8年度～令和10年度)



三郷市

## 目次

.計画期間と構成 .....	1
.施策体系.....	2
.実施計画の見方 .....	4
.総合計画の進行管理 .....	5
まちづくり方針	
まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり .....	6
まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり .....	24
まちづくり方針3 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり .....	42
まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり .....	54
まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり.....	74
まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり .....	88
まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり .....	106
経営方針～7つのまちづくりの方針を実現するために～ .....	130
指標の説明一覧 .....	154
実施計画掲載事業一覧 .....	167
取組み別該当事務事業一覧 .....	171

## 計画の期間と構成

### 1) 期間

総合計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。ただし、社会経済の大きな変化に対して柔軟に対応するため、計画の見直しを行うこともあります。

### 2) 構成

総合計画は三郷市自治基本条例第16条に基づき「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。

#### 基本構想

まちづくりの理念や本市の将来都市像を明らかにし、それを実現するための基本的な施策の大綱を示すものです。各種行政計画はこの基本構想に基づき、策定・実施されます。令和3年度を初年度として、期間を10年間とします。

#### 基本計画

基本構想に掲げる施策の大綱に基づき、根幹となる施策を具体的に示すものです。前期と後期に分け、前期基本計画は令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5ヶ年計画とします。後期基本計画は令和8年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする5ヶ年計画とします。また、将来像を実現するため基本計画において、重点的かつ優先的に取り組む施策を重点テーマとして位置付けます。

#### 実施計画

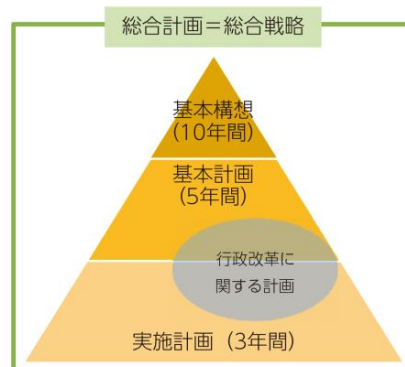
基本計画に示された、施策の具体的な実施内容を明らかにするもので、事業計画や予算編成の指針になるものです。計画期間は3年間とし、毎年見直しを行うローリング方式をとります。

### 3) 三郷市版総合戦略との一体化

地方創生の実現を目指して、国は地方自治体に「地方版総合戦略」の策定を求めています。

三郷市総合計画と「三郷市版総合戦略」の方向性を一致させ、よりわかりやすい計画体系とするため、総合計画と総合戦略を一体とすることとします。

総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定されるもので、本市の将来的な人口問題に向けた対策を重点的に取り続けるため、地方版総合戦略として策定するものです。



### 3) 行政改革に関する計画との一体的な策定（基本計画・実施計画）

社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、経営方針3「行財政基盤の強化」を「行政改革に関する計画」として位置付け、「行財政基盤の強化」が実現している状態を目指します。

## 施策体系

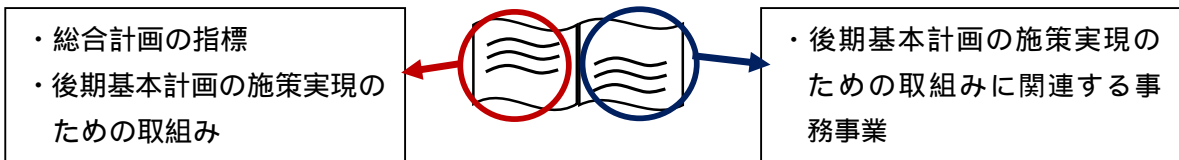
	まちづくり方針	施策の柱	施策
<b>将来都市像</b> きらりとひかる田園都市みさと く人にも企業にも選ばれる魅力的なまち	<b>1</b> 安全でいつも安心して住めるまちづくり	1-1 災害から市民の生命と財産を守る	1-1-1 強靱な防災基盤の構築
			1-1-2 風水害対策の強化
			1-1-3 消防体制の充実
		1-2 安心して暮らせる地域社会をつくる	1-2-1 防犯活動の強化
			1-2-2 交通安全対策の推進
			1-2-3 市民相談体制の充実
	<b>2</b> こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり	2-1 こどもを育てやすい環境をつくる	2-1-1 妊娠・出産に対する社会的支援の強化
			2-1-2 子育てと仕事の両立支援
			2-1-3 こどもや子育て家庭への支援
		2-2 こどもや若者が学び、健やかに育つ環境をつくる	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実
			2-2-2 青少年健全育成の推進
<b>3</b> 水と緑を生かした環境にやさしいまちづくり	3-1 自然を身近に感じられるまちをつくる	3-1-1 生活環境の保全	
		3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出	
	3-2 地球にやさしい暮らしを実現する	3-2-1 環境対策の推進	
		3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理	
		3-2-3 公共下水道の整備	
<b>4</b> 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり	4-1 地域の特性を生かした快適な都市をつくる	4-1-1 計画的な土地利用の推進	
		4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	
		4-1-3 快適な住環境の創造	
	4-2 市民生活が豊かになる快適な都市を実現する	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進	
		4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	
		4-2-3 公共交通アクセスの充実	
		4-2-4 良質な水の安定供給	

まちづくり方針	施策の柱	施策	まちづくりの理念 自立都市みさと 活力都市みさと 交流都市みさと
5 魅力的で活力のある まちづくり	5-1 元気で活力ある 都市を実現する	5-1-1 にぎわいのある商業の振興	
		5-1-2 活力ある工業の振興	
		5-1-3 都市型農業の振興	
	5-2 まちに人々が集い、 にぎわいを生み出す	5-2-1 産業と雇用の創出	
		5-2-2 魅力ある観光の振興	
		5-2-3 グローバルな視点に基づく まちづくりの推進	
6 誰もが生きがいを持ち 輝くまちづくり	6-1 誰もがいつでも 読書に親しむ 環境をつくる	6-1-1 読書を通じた交流の推進	
		6-1-2 読書環境の整備	
	6-2 誰もが学び、健康で 生きがいの持てる 文化の息づく まちをつくる	6-2-1 生涯学習の推進	
		6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進	
		6-2-3 文化・芸術の振興	
		6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承	
6-3 誰もが平等に暮らせる 社会を実現する	6-3-1 平和と人権を大切にする社会づくり		
	6-3-2 ジェンダー平等社会の形成		
7 健やかで 自立した生活を 支え合うまちづくり	7-1 誰もが健康で いきいきと暮らせる まちをつくる	7-1-1 健康づくりの推進	
		7-1-2 安定した社会保障制度の確立	
	7-2 互いに支え合い、 誰もが活躍できる 地域福祉のまちを 実現する	7-2-1 地域福祉の推進	
		7-2-2 地域包括ケアシステムの推進	
		7-2-3 障がい者福祉の充実	
		7-2-4 高齢者福祉の充実	

**経営方針** ～7つのまちづくり方針を実現するために～

1 地域力の醸成	2 まちの魅力向上	3 行財政基盤の強化
経1-1 コミュニティ活動の促進	経2-1 シティブランディングの 強化	経3-1 持続可能な行政経営の 確立
経1-2 世代を超えた人々がつな がる機会の創出	経2-2 広域行政の推進	経3-2 公共施設マネジメントの 推進
経1-3 市民のまちづくりへの 参加	経2-3 多様な主体との パートナーシップの構築	経3-3 スマートで人にやさしい 自治体の構築

実施計画の見方



**指標：**  
**施策における指標**  
 目標年は、令和12年です。  
 計画初期値が「-」の指標は、令和6年度時点で計測していない指標です。

**該当事務事業：**  
 各取組に対して対応する事務事業です。  
 令和8年度の主な事業の事務事業番号と対照しています。

方針	まちづくり方針	安全でいつも安心して住めるまちづくり		
施策	1-1-1	強靱な防災基盤の構築		
成果指標	単位	計画初期値(基準年度)	計画実績(基準年度)	目標値
避難所運営委員会設立済みの避難所の数(全32箇所)	箇所	18(R6)	18(R6)	28
住民等の備蓄目標数に対する備蓄率	%	- (R6)	- (R6)	100
防災リーダーの育成数	人	242(R6)	242(R6)	↑(増加)
住宅の耐震化率	%	42.1(R6)	42.1(R6)	75

【後期基本計画】施策実現のための取組み		令和8年度計画
災害に対する応急体制の高度な整備	予測しがたい災害の危険性と適切な対応方法を市民にわかりやすく示すことができるよう取組みます。また、防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応急協定の締結先との協力関係を強固なものとしていきます。	
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	平常時から避難所運営に関わる手順などのルールを取り決め、その手順の実効性について、訓練を通じて確認します。	①
物資等供給体制の整備	災害時の電力・ガス等のエネルギーや水道の使用停止に備え、食料・飲料水等の貯蔵的な備蓄、避難所設置に必要な備品の充実に努めます。	②
災害に対する「自助」や「共助」の強化を図る施設等の整備	3年毎自主防災組織連絡協議会において地域住民が自主的に活動できるよう、各種企画事業を支援し、市民の防災意識の向上を図ります。	③
地域の防災リーダーの育成	自主防災活動の活性化のため、自主防災組織の設立、防災訓練の実施、資機材等の充実を支援し、地域の防災リーダーとなる人材を育てます。	④
災害に対する「自助」や「共助」の強化を図る施設等の整備	地域コミュニティの醸成や防災学習の場としての機能をもち、かつ、災害「共助」の強化を図る拠点としての防災機能を発揮できる施設の整備を図ります。	⑤
建築物の安全性の確保	昭和55年5月以前に建築された建築物の耐震化に必要な支援や、空家等の所有者、マンション管理組合などへの適切な管理の働きかけ等を通じて、災害時の被害軽減に努めます。	⑥⑦
住環境の防災性向上の推進	火災による延焼被害の軽減を図るため、防火地域又は準防火地域の指定拡大などを検討します。	

〈令和8年度の主な事業〉		(単位:万円)
事務事業/業務名	地域防災推進事業	危機管理防災課
事務事業/業務の概要	避難所運営委員会を初年度に設置し、自主防災組織が実施する避難所活動・運営訓練も開始して実施します。	
実施計画	令和5年度	0
令和6年度	0	
令和7年度	0	
令和8年度	0	
事務事業/業務名	災害備蓄整備事業	危機管理防災課
事務事業/業務の概要	防災避難所、備蓄倉庫に備蓄している災害備蓄品を管理する。	
実施計画	令和5年度	2,792
令和6年度	2,792	
令和7年度	0	
令和8年度	0	
事務事業/業務名	自主防災組織活動推進事業	危機管理防災課
事務事業/業務の概要	被災者支援、総合防災訓練実施補助、防災関係団体等補助、避難所内備蓄の設置・整備、防災訓練の実施	
実施計画	令和5年度	6,219
令和6年度	6,219	
令和7年度	0	
令和8年度	0	
事務事業/業務名	高齢地域拠点防災コミュニティ施設整備事業	危機管理防災課
事務事業/業務の概要	高齢地域拠点防災コミュニティ施設を整備する。	
実施計画	令和5年度	445,000
令和6年度	445,000	
令和7年度	0	
令和8年度	0	
事務事業/業務名	耐震診断・耐震改修等費用助成事業	開発管理課
事務事業/業務の概要	耐震診断に補助するため、耐震診断(昭和55年5月以前)で確認された住宅の耐震化を促進する。	
実施計画	令和5年度	8,200
令和6年度	8,200	
令和7年度	0	
令和8年度	0	

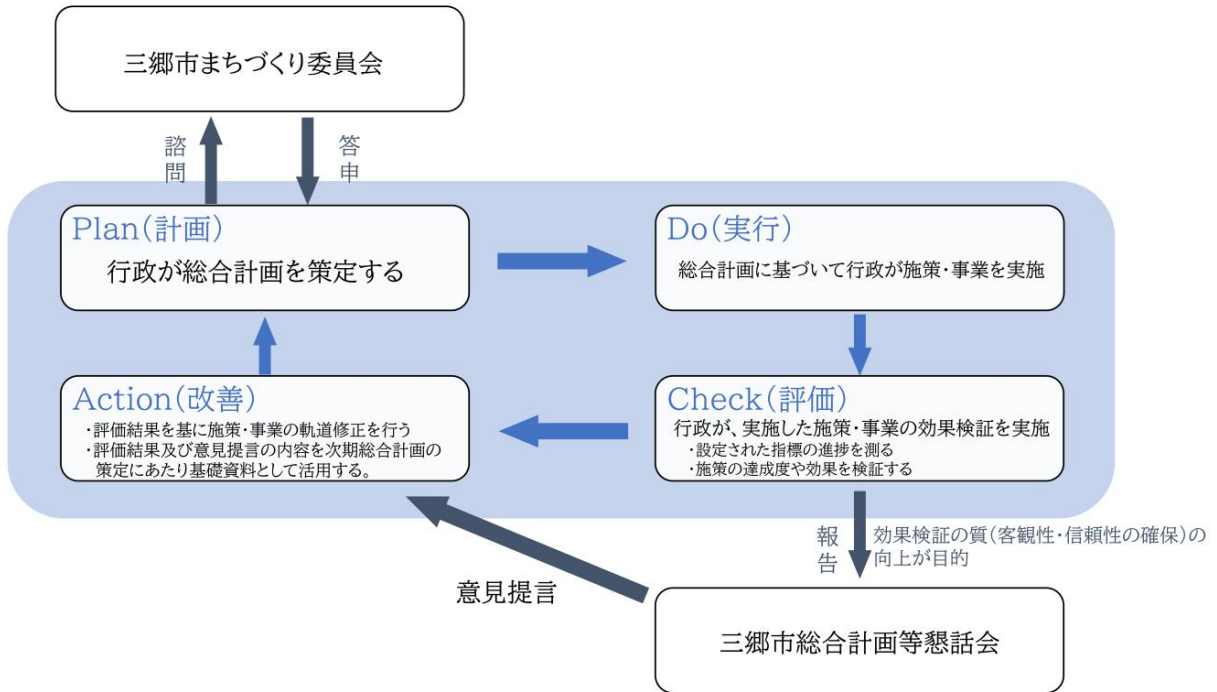
**【後期基本計画】施策実現のための取組み：**  
 後期基本計画に記載の取組み内容  
 (後期基本計画期間5カ年の内容)

**令和8年度の主な事業：**  
 後期基本計画の施策実現のための取組みに関連する事務事業

- ・事務事業番号
- ・事務事業名
- ・担当課
- ・事業概要
- ・事務事業の主な取組み
- ・主な取組みの概算費用

## 総合計画の進行管理

総合計画の基本構想の実現のため、後期基本計画の施策に位置づけた指標の進捗を毎年測るとともに、行政評価に基づいて、施策の達成度や効果を検証します。実施にあたっては、老若男女幅広い市民をはじめとして、団体や企業、学識者などから構成する進行管理の体制を構築し、第5次三郷市総合計画後期基本計画策定後の管理に努めます。



方針	まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策	1-1-1 強靱な防災基盤の構築

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
避難所運営委員会設立済みの避難所の数(全32箇所)	箇所	18(R6)	18(R6)	28
品目毎の備蓄目標数に対する備蓄率	%	-(-)	-(-)	100
防災リーダーの育成数	人	242(R6)	242(R6)	(増加)
住宅の耐震化率	%	92.1(R6)	92.1(R6)	95

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
災害に対する応急体制の迅速な整備	予測しがたい災害の危険性と適切な対処方法を市民に分かりやすく示すことができるよう取組みます。また、防災関係機関との連絡体制の整備、災害時応援協定の締結先との協力関係を強固なものとしていきます。	
避難所の円滑な運営のための委員会の設置	平常時から避難所運営に関わる手順などのルールを取り決め、その手順の実効性について、訓練を通じて確認します。	
物資等供給体制の整備	災害時の電力・ガス等のエネルギーや上下水道の使用停止に備え、食料・飲料水等の計画的な備蓄、避難所設営に必要な備品の充実に努めます。	
災害に対する地域の活動支援	三郷市自主防災組織連絡協議会において地域住民が自主的に活動できるよう、各種企画事業を支援し、市民の防災意識の向上を図ります。	
地域の防災リーダーの育成	自主防災活動の活発化のため、自主防災組織の設立、防災訓練の実施、資機材等の充実に支援し、地域の防災リーダーとなる人材を育てます。	
災害に対する「自助」や「共助」の強化を図る施設の整備	地域コミュニティの醸成や防災学習の場としての機能を持ち、かつ、災害時には避難スペースとしての防災機能を発揮できる施設の整備を図ります。	
建築物の安全性の確保	昭和56年5月以前に建築された建築物の耐震化に必要な支援や、空家等の所有者、マンション管理組合などへの適切な管理の働きかけ等を通じて、災害時の被害軽減に努めます。	
住環境の防災性向上の推進	火災による延焼被害の軽減を図るため、防火地域または準防火地域の指定拡大などを検討します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		地域防災推進事業	危機管理防災課
事務事業の概要		避難所運営委員会を設置している自主防災組織が実施する避難所開設・運営訓練を講師として支援します。	
実施計画	令和8年度	避難所運営委員会を設置している自主防災組織が実施する避難所開設・運営訓練を講師として支援します。	474
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		災害備蓄品整備事業	危機管理防災課
事務事業の概要		指定避難所、備蓄倉庫に備蓄している災害用備蓄品を管理する。	
実施計画	令和8年度	賞味、使用期限が超過する備蓄品を入替える。	2,742
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		自主防災組織活動推進事業	危機管理防災課
事務事業の概要		補助事業（設立補助、総合防災訓練実施補助、防災資機材等整備補助）、避難場所案内看板の設置・修繕、防災講話の実施	
実施計画	令和8年度	自治会で組織された自主防災組織の防災に関する活動（訓練、資機材購入）に対して補助金を交付する。	5,215
		防災リーダー養成講習会を毎年数回、開催します。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業	危機管理防災課
事務事業の概要		南部地域拠点防災コミュニティ施設を整備する。	
実施計画	令和8年度	防災体験学習施設に係る備品購入及び施設関連の道路整備工事を行う。	445,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		耐震診断・耐震改修等費用助成事業	開発指導課
事務事業の概要		首都直下地震に備えるため、旧耐震基準（昭和56年5月以前）で建築された住宅の耐震化を促進する。	
実施計画	令和8年度	旧耐震住宅の所有者が行う耐震診断・耐震改修等に対して支援を行う。	8,200
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	住宅施策推進事業	都市デザイン課
	事務事業の概要	市民の生活の基盤となる住まいのニーズに対し、空家等対策やマンション管理適正化などの取組を通じて、安全で快適な住環境の保全を図る。	
実施計画	令和8年度	所有者が不明、不存在の空家等について、財産管理制度の活用により、管理不全状態の解消を図る。マンション管理組合などからの、専門性が高く、複雑多岐にわたるマンション管理に関する相談に対応するため、有資格者であるマンション管理士による相談会を開催する。	3,560
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	ブロック塀等の安全確保事業	開発指導課
	事務事業の概要	通学路、緊急輸送道路及び公衆用道路に面する危険ブロック塀等の改修等を促進し、通行人と避難路の安全を確保する。	
実施計画	令和8年度	所有者が行う危険ブロック塀等への安全対策（除却や改修等）に対して支援を行う。	5,000
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策	1-1-2 風水害対策の強化

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
すべての要配慮者施設における避難確保計画策定率	%	90.6(R6)	90.6(R6)	100
すべての要配慮者施設における避難訓練実施率	%	41(R6)	41(R6)	50

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
河川や水路の整備・改修	河川の整備・改修の推進を国や県の関係機関に働きかけるとともに、引き続き、市管理の河川や水路の整備・改修に努めます。	
河川や水路、排水機場の維持管理	河川や水路、排水機場については、引き続き適正な維持管理に努めます。	
雨水貯留浸透施設設置促進	公共施設等を活用した貯留施設などの整備、また市民及び事業者により雨水貯留浸透施設の設置を推進します。	
排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備	大場川上流排水機場の排水能力向上のため、国や埼玉県と連携してポンプの増強に向けた検討に努めます。また、治水対策として排水施設の計画的な整備や、老朽化対策などに努めます。	
水害ハザードマップの普及	事前に危険箇所を把握し、洪水の危険性が迫っているときに安全かつスムーズな避難行動がとれるよう自助の意識を高めます。	
的確で迅速な災害発生情報の提供	様々なメディアを通じて発信される各種災害情報を紹介し、住民自身が避難の必要性を判断できるように啓発に努めます。	
江戸川水防事務組合の活動の充実	水防演習の実施や水防資機材の整備等、協力関係を一層強化し、連携のとれた水防活動が実施されるよう、体制整備に努めます。	
要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進	洪水時の避難確保計画の作成と避難訓練の実施を指導・支援し、逃げ遅れが発生するのを防ぎます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		水路上部歩道活用事業	河川課
事務事業の概要		開渠式の水路において、蓋架けや水路の底をコンクリート構造にすることで水路の流下能力向上を図り、また、蓋架けした上部を歩道や避難路として活用を図るもの。	
実施計画	令和8年度	水路改修設計	11,075
		水路改修工事	86,350
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		水路整備事業	河川課
事務事業の概要		主に未整備水路の整備を実施し、流下能力の確保と生活環境の改善を図るもの。	
実施計画	令和8年度	水路整備設計	1,800
		水路整備工事	59,250
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		排水ポンプ場中央監視設備設置事業	河川課
事務事業の概要		三郷市で管理している排水機場等において、ポンプの稼働や水位などの状況をリアルタイムで把握し、より効果的な排水や、設備の不具合に迅速に対応するため、遠隔（市役所のパソコンや携帯電話で）監視できる中央監視システムの整備を行うもの。	
実施計画	令和8年度	中央監視システム保守点検	13,000
		中央監視システム工事	21,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		排水ポンプ場維持管理事業	河川課
事務事業の概要		排水機場等における電気・機械設備の点検業務、及び排水機場等の修繕や更新工事を行うほか、ポンプなどの設備の長寿命化基本計画を策定するもの。	
実施計画	令和8年度	排水機場等長寿命化基本計画の策定	5,000
		排水機場等更新工事	194,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		水路維持管理事業	河川課
事務事業の概要		市が管理する準用河川や水路について、構造物の修繕、除草、ゴミや堆積土砂の除去等の維持管理を実施し、良好な流下能力を形成し、地域の浸水被害の軽減や生活環境の向上を図るもの。	
実施計画	令和8年度	水路等修繕	40,000
		水路等の除草、浚渫等の実施	71,050
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	都市下水道維持管理事業	河川課
	事務事業の概要	都市下水道に設置している排水機場の適正な維持管理や、堆積土やゴミの撤去等により、排水能力の確保や生活環境の向上を図るもの。	
実施計画	令和8年度	都市下水道修繕	500
		排水ポンプ保守点検	3,210
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	治水対策普及啓発事業	河川課
	事務事業の概要	治水対策の更なる強化を図るため、治水施設の役割や重要性などを広く市民の方に知っていただけるよう普及啓発を行うもの。また、建築物の敷地内に雨水浸透ますを設置する方を対象に、補助金を交付するもの。	
実施計画	令和8年度	治水対策に関する知識の普及と啓発の推進や、治水施設の有効活用を図る	770
		雨水浸透ますの設置に対して補助金を交付する	300
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	雨水排水対策事業	河川課
	事務事業の概要	既存の治水施設の有効活用や、国や県と連携した治水対策などによる、より効率的で効果的な浸水被害の軽減対策の検討や整備を行うもの	
実施計画	令和8年度	排水基本計画の策定	10,000
	令和9・10年度	排水基本計画に基づき、地域特性に応じた、より効率的で効果的な浸水被害の軽減対策の検討を行う	
	事務事業	大場川上流域治水対策事業	河川課
	事務事業の概要	大場川上流域における更なる治水安全度向上や浸水被害の軽減を図るため、大場川上流排水機場などの既存施設の有効活用などにより、より効果的な治水対策を図るもの。	
実施計画	令和8年度	大場川上流排水機場増強による効果検証を行う	4,000
	令和9・10年度	大場川上流排水機場増強に向けて、埼玉県等との協議を行う	
	事務事業	防災ハザードマップ策定事業	危機管理防災課
	事務事業の概要	水害、地震ハザードマップの改定、増刷を行う。	
実施計画	令和8年度	まるごとまちごとハザードマップの浸水深テープを補修する。	8
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	防災行政無線・防災情報システム運用管理事業	危機管理防災課
	事務事業の概要	防災行政無線などの様々なシステム活用して災害情報の発信を行う。	
実施計画	令和8年度	防災行政無線設備などのシステム保守・点検に係る費用を支出する。	15,878
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	江戸川水防事務組合事業	危機管理防災課
	事務事業の概要	江戸川水防事務組合に負担金を支払う。	
実施計画	令和8年度	江戸川水防事務組合に負担金を支払う。	1,054
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策	1-1-3 消防体制の充実

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
車両不具合(法定点検・整備を除く)により、通常出場体制が取れない期間	日	65(R6)	65(R6)	(減少)
特定行為の実施率	%	-(-)	-(-)	(増加)
消防団員の建物火災出勤率	%	-(-)	-(-)	50
消防団員の訓練・講習の参加率	%	-(-)	-(-)	80
消防団員充足率	%	79.4(R6)	79.4(R6)	85
心肺停止の傷病者に対する心肺蘇生法実施率	%	44.2(R6)	44.2(R6)	52
クラブ員の総数	人	319(R5)	319(R5)	409
少年消防クラブ活動参加率	%	-(-)	-(-)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
消防施設等の充実	消防体制等の充実や消防職員の教育を図ることにより、市民の安全安心な暮らしの達成に取り組めます。	
消防車両等の計画的な更新整備	まちの発展に伴い消防力の増強を実践することで、市民の安全と安心を守ります。	
精強な部隊の育成	複雑多様化する災害に対して、専門的知識と技術を持った機動力のある部隊の育成を図ります。	
救急業務の高度化	救命率の向上を目的とした、資器材の整備及び職員の教育に取り組めます。	
消防団の充実強化	地域防災における消防団の重要性を市民に認識してもらうとともに消防団員の処遇改善を図り、充足率の向上を目指します。	
地域防災力の強化	古くなった消防団機械器具置場の建替えや、必要な装備品の購入を行い災害への備えをより強固にします。	
AEDを含む応急手当の普及推進	市民相互に助け合えるまちになることを目的に、三郷市消防本部応急手当普及推進モデルを実践するとともに、AEDの設置箇所について広報紙や市ホームページ等で周知を図ります。	
次世代リーダーの育成	少年消防クラブ員に対し、規律や消防・防災について学習する機会を提供することにより、将来の地域防災の担い手となる人材育成を図ります。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	消防庁舎維持・管理事業	消防総務課
	事務事業の概要	消防・防災総合庁舎、南分署、北分署及び消防訓練塔の維持・管理業務	
実施計画	令和8年度	消防・防災総合庁舎空調修繕(3か年計画初年度)、消防・防災総合庁舎LED交換修繕(3か年計画初年度)、消防・防災総合庁舎電気設備改修	51,760
	令和9・10年度	消防・防災総合庁舎空調修繕(3か年計画)、消防・防災総合庁舎LED交換修繕(3か年計画)及び消防・防災総合庁舎と南分署は建設後30年以上経過しており、大規模な改修を計画し施設の長寿命化を図る。	
	事務事業	消防派遣研修事業	消防総務課
	事務事業の概要	消防力の維持・向上のため計画的に消防学校、消防大学校、救急救命士養成課程への派遣研修を実施し、消防全般の知識・技能を習得する。	
実施計画	令和8年度	救急救命士養成研修、消防大学校幹部科、消防学校初任科等	6,772
	令和9・10年度	救急救命士養成研修、消防大学校幹部科、消防学校初任科等	
	事務事業	消防車両・救急車両機器整備維持事業	警防課
	事務事業の概要	消防車両の整備維持を行うとともに、多様化する災害に対応できる最新の資機材を配備する。また、車検及び法定点検をはじめ消防車両、機械器具等の修繕や点検整備を行い機能の維持と安全性を確保する。	
実施計画	令和8年度	消防ポンプ車1台を更新する	77,138
		消防車両の車検、法定点検及び消防車両、機器器具の整備を行う。	7,275
	令和9・10年度	老朽化する消防車両の更新を行う 消防車両整備維持の継続を行う。	
	事務事業	警防課事務	警防課
	事務事業の概要	専門的な知識・技術を習得するため各種研修・講習会の参加。また、関係機関との連携訓練を実施する。	
実施計画	令和8年度	各種研修・講習会受講 関係機関との連携訓練の実施	83
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	警防隊員研修事業	消防署
	事務事業の概要	専門的な知識・技術を習得するため各種研修・講習会の参加及び免許の取得。	
実施計画	令和8年度	各種研修・講習会受講 免許の取得	2,188
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	メディカルコントロール体制事業	警防課
	事務事業の概要	救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置及び救急救命処置等の質を確保するため、医師による救急隊への指導・助言体制の構築、病院実習・各種研修会及び事後検証を実施する。	
実施計画	令和8年度	救急現場における医師による指示・助言体制の構築、各種研修、病院実習、事後検証を実施する。	4,663
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	消防団維持事業	消防総務課
	事務事業の概要	消防の任務を果たすべく消防団の維持をし、施設及び人員を活用して市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、これらの被害の軽減すること。	
実施計画	令和8年度	消防団員入団に伴う被服購入	2,591
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	消防団サポーター事業	消防総務課
	事務事業の概要	消防団員の減少が危惧されていることから、市内の小規模店舗に消防団の物品購入等について優遇措置の協力をしてもらい、消防団員としての特典を与えることにより消防団員の確保を行う。また、消防団員が協力店を活用することにより市内小規模店の活性化を図る。	
実施計画	令和8年度	啓発物品を購入し、入団促進の一助とする	90
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	消防団機械器具置場新設事業	消防総務課
	事務事業の概要	消防団の活動拠点である機械器具置場の老朽化に伴い建替える。	
実施計画	令和8年度	2分団1班の建替え工事	40,000
	令和9・10年度	2分団2班の建替え	
	事務事業	消防団装備強化・整備事業	消防総務課
	事務事業の概要	災害時における消防団のより効果的な活動を図るため、配備が進んでいない装備の強化を行うと共に消防団員の安全を確保する。	
実施計画	令和8年度	古くなった活動服の更新及び防火長靴の購入	1,390
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	A E D 普及推進事業	警防課
	事務事業の概要	救命に必要な応急手当（AEDの使用を含む心肺蘇生法・止血法等）の普及推進とAEDの普及推進を実施する。	
実施計画	令和8年度	普通救命講習会を実施する。 AEDを継続的に設置する。	8,729
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	少年消防クラブ事業	消防総務課
	事務事業の概要	こどもの頃から消防・防災について正しい知識と技術を教育し、生命と暮らしを守ることの大切さと規律や防火マナー等を身につけさせる消防・防災教育を行い、将来の地域防災の担い手となる人材の育成と地域に社会貢献できるこどもの育成を図る。	
実施計画	令和8年度	放水 / 救助 / 救急訓練を実施する	1,491
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策	1-2-1 防犯活動の強化

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
特殊詐欺被害認知件数	件	30(R6)	30(R6)	(減少)
刑法犯(自動車盗・侵入盗) 認知件数	件	73(R6)	73(R6)	(減少)
全刑法犯認知件数	件	1245(R6)	1245(R6)	(減少)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進	警察及び関係団体との連携のうえ、犯罪情報の発信、警察ホームページなどの防犯情報の効果的な活用により、安全なまちづくりに関する啓発・広報活動を推進します。	
防犯意識の高揚	多様化・巧妙化する犯罪に対応するため、警察や関係団体、地域と連携しながら、市民の防犯意識を高める取組みを実施します。	
地域防犯環境の整備	地域の犯罪を防止するため、町会等における防犯灯の設置を推進します。	
地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上	防犯ステーションを活用し、町会・自治会、学校等と連携を図るとともに、防犯パトロールの実施や防犯対策の普及啓発に努めます。	
犯罪被害者への支援	犯罪被害者等傷害見舞金の支給をはじめ、犯罪被害者に対する相談及び支援を推進します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		防犯のまちづくり推進事業	生活安全課
事務事業の概要		三郷市防犯のまちづくり推進条例の理念に則り、犯罪被害に遭わないように啓発活動や、防犯パトロールの実施、犯罪を起こさせにくい環境の整備などを行うことにより、市民が安全で安心して暮らせる社会を目指す。	
実施計画	令和8年度	夜間防犯パトロールの実施(業務委託)	28,942
		住宅用防犯カメラ設置費補助事業	3,000
	上記以外の啓発品購入や、市が管理する防犯カメラの維持管理など		5,044
	令和9・10年度	R8と同じ(予定)	
事務事業		三郷市暴力排除推進協議会事務	生活安全課
事務事業の概要		三郷市暴力団排除条例の理念に則り、埼玉県及び暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携し、暴力排除意識の向上と暴力排除活動の継続を図る。	
実施計画	令和8年度	三郷市暴力排除推進協議会が行う活動に対する補助金	750
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		町会等防犯灯新設・電気料補助事業	生活安全課
事務事業の概要		地域の犯罪を防止するため、町会等が設置する防犯灯の新設経費や電灯料を補助する。	
実施計画	令和8年度	町会等が設置する防犯灯の新設経費や電灯料を補助	31,180
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業/業務名		防犯ステーション設置管理事業	生活安全課
事務事業/業務の概要		防犯のまちづくりを推進する地域の防犯活動の拠点として、既存の施設の維持管理及び新設を行う。	
実施計画	令和8年度	防犯ステーションの光熱水費や修繕にかかる経費など	2,224
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		犯罪被害者等支援事業	生活安全課
事務事業の概要		犯罪被害者等の権利利益の保護、被害の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る。	
実施計画	令和8年度	犯罪被害者等遺族見舞金など	430
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策	1-2-2 交通安全対策の推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
人身事故件数	件	498(R7)	498(R7)	(減少)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
交通マナー向上に向けた啓発の推進	交通安全運動や幼児・児童生徒及び高齢者に対する交通安全教室の実施など、交通安全啓発を行い、交通安全意識の高揚と交通ルールの普及啓発を図ります。また、保護者・教育者に対して「こどもへの継続的な教育」ができるように環境づくりを行います。	
高齢運転者の交通事故の防止	運転免許証の自主返納を推進し、高齢運転者の交通事故の防止を図ります。	
交通安全施設の整備	交通事故の防止、交通の安全及び円滑化を図るため、交通事故が多発している道路、その他緊急に市民の交通安全を確保する必要がある道路等について、交通安全施設を設置するとともに、計画的かつ定期的な点検・修繕を行います。	
放置自転車の対策	自転車駐車場及び放置自転車保管所の整備・維持管理及び放置自転車の整理・撤去・保管・返還を行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		交通安全啓発事業	生活安全課
事務事業の概要		交通安全運動や幼児・児童生徒及び高齢者に対する交通安全教室の実施など、交通安全啓発を行い、交通安全意識の高揚と交通ルールの普及啓発を図る。	
実施計画	令和8年度	交通安全対策協議会の開催、交通指導員の配置、街頭キャンペーンの開催、交通安全教室の開催、関係団体への補助	20,689
	令和9・10年度	交通安全対策協議会の開催、交通指導員の配置、街頭キャンペーンの開催、交通安全教室の開催、関係団体への補助	
事務事業		運転免許証自主返納者支援事業	生活安全課
事務事業の概要		運転免許証を自主返納した高齢者に対して移動に係る費用を助成することにより、運転免許証の自主返納を推進し、もって高齢運転者の交通事故の防止を図る。	
実施計画	令和8年度	運転免許証自主返納者へのタクシー利用券等の助成	3,980
	令和9・10年度	運転免許証自主返納者へのタクシー利用券等の助成	
事務事業		交通安全施設整備事業	生活安全課
事務事業の概要		交通事故の防止、交通の安全及び円滑化を図るため、交通事故が多発している道路、その他緊急に市民の交通安全を確保する必要がある道路等について、交通安全施設を設置する。	
実施計画	令和8年度	道路照明灯、道路反射鏡、区画線の修繕	120,673
	令和9・10年度	道路照明灯、道路反射鏡、区画線の修繕	
事務事業		放置自転車対策事業	生活安全課
事務事業の概要		自転車駐車場及び放置自転車保管所の整備・維持管理及び放置自転車の整理・撤去・保管・返還を行う。	
実施計画	令和8年度	自転車駐車場及び放置自転車保管所の整備・維持管理及び放置自転車の整理・撤去・保管・返還	13,750
	令和9・10年度	自転車駐車場及び放置自転車保管所の整備・維持管理及び放置自転車の整理・撤去・保管・返還	

方針	まちづくり方針1 安全でいつも安心して住めるまちづくり
施策	1-2-3 市民相談体制の充実

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
生活安全・消費生活パネル展の来場者数	人	1337(R6)	1337(R6)	(増加)
クーリングオフやあっせんなどの件数	件	68(R6)	68(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
市民相談の充実	市民が抱える問題を解決するため、専門家による相談体制の充実を図ります。	
消費者の自立のための支援	広報みさと、市ホームページ、パンフレット等を通じた情報提供や出前講座等により啓発を行います。	
消費者被害の未然防止	消費、福祉、防犯等の行政や地域の関係者が連携し、地域全体で守る仕組みづくりを推進します。	
消費生活センターの相談機能の向上	複雑・多様化している消費者取引と消費者トラブルに対応するため、研修等により消費生活相談員等のレベルアップを図ります。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	市民相談	生活安全課
	事務事業の概要	市民が抱える課題や問題を解決するため、無料の市民相談（法律相談・行政相談・税務相談・行政書士相談・司法書士相談）を開設し、弁護士等専門の相談員が相談を受け付け、助言や指導を行う。	
実施計画	令和8年度	弁護士・行政相談委員の謝礼など	2,061
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	消費生活支援事業	生活安全課
	事務事業の概要	消費者の保護と消費生活の安定のため、専門の相談員が消費生活に関する相談や苦情に対して、問題解決に向けて助言やあっせんを行う。また、消費者被害に遭わないようにするため、情報交換及び啓発を推進する市民連絡会を運営し、被害の未然防止の啓発活動を行う。	
実施計画	令和8年度	啓発活動や、通話録音機器の貸与を行う	1,437
		三郷市くらしの会事業費を補助する	342
		消費生活相談員などの研修参加費	115
	令和9・10年度	R8と同じ（予定）	

方針	まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
乳児家庭全戸訪問時の産後うつハイリスク者の割合	%	4.3(R6)	4.3(R6)	(減少)
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	%	90.8(R6)	90.8(R6)	92

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
不妊に関する支援の実施	不妊検査、不育症検査を受けたかたに、検査に要する費用の一部を助成します。	
母子保健と児童福祉の機能の連携	こども家庭センターにおいて妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談・支援を行います。また、支援が必要な妊婦等に対し母子保健と児童福祉の機能を連携し適切な支援につなげます。	
妊娠期から産後までの支援の充実	妊婦に対し、助産師等との面談や妊婦健康診査の実施等、安心して出産ができるよう支援します。また、必要に応じて産後ケア事業による心身のケアや育児支援を行います。	
経済的な支援の充実	経済的な理由により入院助産を受けることが困難な妊婦には、出産に係る費用を助成します。	
安心な子育ての推進	相談事業や家庭訪問、健康教育を通じて、健康や育児に関する理解を深め、保護者の不安解消につなげます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		不妊検査費等助成事業	こども家庭センター
事務事業の概要		不妊検査・不育症検査を受けた者に、検査に要する費用の一部を助成する。	
実施計画	令和8年度	不妊検査・不育症検査を受けた者に、検査に要する費用の一部を助成。	14,590
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		利用者支援事業	こども家庭センター
事務事業の概要		妊婦及びこどもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに関係機関との連絡調整等を行う。	
実施計画	令和8年度	母子健康手帳の交付、妊娠期全数面談、母子保健相談・支援	2,278
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		出産・子育て伴走型支援事業	こども家庭センター
事務事業の概要		妊婦の産前産後期間における身体的・精神的・経済的負担を軽減し、妊娠中から子育て期にわたる継続的な支援を実施する。	
実施計画	令和8年度	妊婦届出時の全数面談、妊娠8か月時のアンケート実施、妊婦のための支援給付金の支給	100,737
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		妊産婦健康診査等事業	こども家庭センター
事務事業の概要		妊婦が安全な出産できるよう妊産婦健康診査や新生児のための聴覚スクリーニング検査等の費用の一部を助成します。	
実施計画	令和8年度	安全に出産ができるよう、妊婦届出時に、母子健康手帳とともに妊産婦健康診査等助成券の交付。	113,054
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	こども家庭センター
事務事業の概要		生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を専門職等が訪問し、子育ての不安や悩みの相談や子育て支援に関する情報提供を行い、早期からの適切なサービス提供に結びつける。	
実施計画	令和8年度	助産師等による訪問、相談及び情報提供	7,080
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	産後ケア事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	産科医療機関の空きベッドの活用等により、宿泊型または通所による心身のケアや授乳指導、育児指導等を行う。また、訪問型による産後ケアの提供を行う。	
実施計画	令和8年度	宿泊型、通所型、訪問型による産後ケアの提供	7,471
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	母子生活支援・助産施設入所援護事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	監護を必要とする母子家庭等を母子一体として入所させ保護するとともに、これらの者の自立促進のため、その生活を支援する。また、保健上の必要があるにもかかわらず、経済的理由により一般の産婦人科病院等で助産を受けることが困難な場合に、その妊産婦を入所させて助産を行う。	
実施計画	令和8年度	母子家庭等の母が生活や児童の養育が困難な場合に、母子生活支援施設に入所させ、母子の自立の支援。 妊婦が必要があるのに経済的な理由で入院助産を受けることができない場合に、出産費用を助成。	8,360
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	相談教育事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	妊娠期から子育て期の健康に関する個別の相談に応じるとともに健康教育を行い健康や育児に関する理解を深める。	
実施計画	令和8年度	ハローベビー教室の開催、発達支援の相談・家庭訪問や電話等による相談・支援	2,069
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策	2-1-2 子育てと仕事の両立支援

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
ファミリー・サポート・センターの実利用人数	人	109(R6)	109(R6)	(増加)
保育所待機児童数	人	0(R6)	0(R6)	(現状維持)
児童クラブ待機児童数	人	0(R6)	0(R6)	(現状維持)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
子育て家庭への子育て支援の充実	幼児教育・保育の無償化に係る給付事業を行います。また、市内私立幼稚園等に対して、補助金を支給します。	
地域における子育て支援	子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方との相互援助活動(ファミリー・サポート・センター)等により充実を図ります。	
安心してこどもを預けられる環境整備	保育事業者への補助金交付等により環境整備及び人材確保のための事業を支援します。	
こどもたちを心豊かに育む環境づくり	こどもたちが放課後に安全・安心に活動できる環境を整備し、保護者と地域住民とともにこどもの健全育成活動を行うことで、保護者の子育てを支援します。	
児童クラブの充実	放課後ケアワーカーの確保や学校施設の有効活用による定員拡大などにより、公営児童クラブの充実を図ります。また、民営児童クラブの運営に対して、補助金などの支援を行います。	
子育て家庭への情報発信	市ホームページ、SNS、冊子などの様々なツールを活用し、市民等に分かりやすく制度やサービス内容の情報発信に努めます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		子育てのための施設等利用給付事業	すこやか課
事務事業の概要		幼児教育・保育無償化により、私立幼稚園や認可外保育施設等の利用料を給付する。	
実施計画	令和8年度	施設等利用給付認定を受けた保護者が、無償化の対象施設を利用した場合、給付を行う。	464,872
	令和9・10年度	施設等利用給付認定を受けた保護者が、無償化の対象施設を利用した場合、給付を行う。	
事務事業		送迎保育事業	すこやか課
事務事業の概要		三郷中央駅周辺の民設民営保育園を起点とした送迎保育事業について委託料を支払う。	
実施計画	令和8年度	当該事業を実施するため保育事業者に委託を行い、運営を支援する。	36,800
	令和9・10年度	当該事業を実施するため保育事業者に委託を行い、運営を支援する。	
事務事業		病児・病後児保育事業	すこやか課
事務事業の概要		病気に罹患又は回復期にある児童を家庭で保育することが困難な場合に、一時的に保育する。	
実施計画	令和8年度	適切な処遇が確保されている施設に委託を行い、運営を支援する。	23,610
	令和9・10年度	適切な処遇が確保されている施設に委託を行い、運営を支援する。	
事務事業		ファミリー・サポート・センター事業	こども家庭センター
事務事業の概要		子育ての援助を受けたいかた（依頼会員）と子育ての援助を行いたいかた（提供会員）を会員として組織し、相互援助活動に関するコーディネートやアドバイス等を行う。また、病児・緊急時のサポートの委託事業を行う。	
実施計画	令和8年度	乳幼児から小学生までの児童を預けたい会員と援助を行いたい会員同士の相互援助活動の連絡・調整等の実施。緊急サポートセンター事業利用料助成事業の実施。	3,211
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		民間保育所等運営支援事業	すこやか課
事務事業の概要		国又は地方公共団体以外の者が設置・経営する市内の保育施設等に対し補助を行う。	
実施計画	令和8年度	国や県に対し市内保育施設から補助金等の交付申請を取りまとめ申請し、各施設に対し補助金を支払う。	3,654,293
	令和9・10年度	国や県に対し市内保育施設から補助金等の交付申請を取りまとめ申請し、各施設に対し補助金を支払う。	

	事務事業	認定こども園運営改善費等支援事業	すこやか課
	事務事業の概要	国又は地方公共団体以外の者が設置・経営する市内の認定こども園に対し補助を行う。	
実施計画	令和8年度	国や県に対し市内保育施設から補助金等の交付申請を取りまとめ申請し、各施設に対し補助金を支払う。	1,450,947
	令和9・10年度	国や県に対し市内保育施設から補助金等の交付申請を取りまとめ申請し、各施設に対し補助金を支払う。	
	事務事業	保育所運営管理事務事業	すこやか課
	事務事業の概要	公立6保育所における保育事業を安全かつ円滑に実施するため管理及び運営を行う。	
実施計画	令和8年度	保育所運営上発生する資料・帳票類の総括的な処理、保育所施設設備の保守点検及び維持管理業務及びICTシステムの運用を行う。	461,930
	令和9・10年度	保育所運営上発生する資料・帳票類の総括的な処理、保育所施設設備の保守点検及び維持管理業務及びICTシステムの運用を行う。	
	事務事業	放課後子ども教室推進事業	生涯学習課
	事務事業の概要	小学校の放課後に、子どもたちが安全・安心に活動できる拠点を設け、地域社会において心豊かに育む環境作りを推進する。	
実施計画	令和8年度	放課後子ども教室を運営する。	1,069
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	公営児童クラブ運営事業	教育総務課
	事務事業の概要	小学校児童のうち、保護者の就労等により、家庭が留守になっている児童の健全な育成を図ることを目的とする。	
実施計画	令和8年度	施設や人材を確保し待機児童が出ないように体制を整える	173,061
	令和9・10年度	施設や人材を確保し待機児童が出ないように体制を整える	
	事務事業	子育て支援事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	子育てに関する不安や悩みなどを抱える子育て家庭に対し、親子教室の実施やホームページ・「にこにこ」子育て応援ガイド等により、子育てに関する情報の提供を実施し、子育て支援を行う。加えて、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携し、児童虐待等の要保護児童対策を行う。	
実施計画	令和8年度	おやこひろば、親子講座の開催、子育て応援ガイド「にこにこ」の発行、こども・子育てに関する情報発信	391
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
家庭や学校以外のこどもの居場所の数と小学校区数の割合	%	88.8(R6)	88.8(R6)	100

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
子育て支援拠点等における支援の充実	こどもの健やかな育ちを促進するため、地域子育て支援拠点において、子育ての孤独感や不安感等を緩和します。妊娠・出産・子育てに関する相談等、妊娠から子育てに関して包括的に支援を行います。	
子育ての経済支援	子育て家庭が、安定して、自立した生活を営めるよう、手当や医療費の助成による経済的支援を行います。また、ひとり親家庭の父母等が、就職を目指して資格取得する場合の講座の費用や生活費を支給します。	
子育ての不安解消及び養育の支援	乳幼児の養育について支援が必要な家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階で専門職等による訪問を実施することで、家庭における安定した養育を可能にします。	
心身の健やかな成長の支援	保護者が乳幼児の心身の成長を理解し、安心して関わられるよう相談支援を行います。また疾病の有無や発育・発達の確認だけでなく社会背景に着目した総合的な健康診査に取組みます。	
虐待防止対策の強化	家庭における適正な児童の養育及び養育に関連して発生する種々の児童問題の解決を図ることを目的として、家庭児童相談室において専門的な相談・指導を行います。	
「こどもの居場所」づくりの推進	開設や運営に関する相談体制の整備、情報提供等を推進し、民間における「こどもの居場所」の安定的な運営を支援します。	
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対する医療費の一部助成や児童扶養手当を支給し経済的な自立を支援します。また、親の就職やキャリアアップを目的とした、母子家庭等自立支援教育訓練給付金などを支給します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		子育て支援事業	こども家庭センター
事務事業の概要		子育てに関する不安や悩みなどを抱える子育て家庭に対し、親子教室の実施やホームページ・「にこにこ」子育て応援ガイド等により、子育てに関する情報の提供を実施し、子育て支援を行う。加えて、要保護児童対策地域協議会の調整機関として、関係機関と連携し、児童虐待等の要保護児童対策を行う。	
実施計画	令和8年度	要保護児童対策地域協議会、訪問型家庭支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童等配食サービス事業の実施。	21,237
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		子育て支援拠点事業	こども家庭センター
事務事業の概要		親子の交流の場である子育て支援拠点施設(つどいの広場、子育て支援センター)において、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進する。	
実施計画	令和8年度	概ね0歳から3歳の乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽に集い、交流や相談を行う場の提供。	29,388
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		こども医療費支給事業	こども家庭センター
事務事業の概要		児童の健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図るため、18歳年度末までの児童を養育している者に対して、児童の医療費の一部を支給する。	
実施計画	令和8年度	こどもが必要とする医療が容易に受けられるよう、医療保険制度で医療機関に支払った医療費の一部を支給。	750,976
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		児童手当支給事業	こども家庭センター
事務事業の概要		家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長のために、児童を養育しているかたに児童手当を支給する。	
実施計画	令和8年度	児童の生活の安定、健全育成等を目的に、こどもを養育しているかたに手当を支給。	3,130,206
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		未熟児養育医療費支給事業	こども家庭センター
事務事業の概要		身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする1歳未満の乳児に対して、その治療に必要な医療費を負担する	
実施計画	令和8年度	身体の発達が未熟なまま生まれた乳児に必要な医療が行われるよう、医療費を助成。	12,007
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	養育支援訪問事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	乳幼児の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階で、専門職などによる訪問事業を実施する。	
実施計画	令和8年度	助産師・保健師による訪問支援	1,155
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	乳幼児健康診査事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	4か月児、9か月児、1歳8か月児、3歳6か月児健診のほか、円滑な就学の準備を図るため5歳児健康診査を実施する。	
実施計画	令和8年度	スクリーニング精度が高い健診の実施、子育てに関する情報提供、相談・支援	22,108
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	家庭児童相談室事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	おおむね18歳未満の子どもとその保護者などを対象に、育児、成長・発達、不登校、虐待など子どもに関するあらゆる相談を受け付け、緊急性や専門性が高い相談は専門相談機関につなぐ。また、養育に不安を持つ保護者と子どもを対象に、おやこ教室を開催する。	
実施計画	令和8年度	子どもの養育、家庭環境、心やからだ、虐待、子どもの権利など、子どもに関する問題について、家庭児童相談員が相談受付、助言、関係機関の紹介、訪問等。	25
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	「こどもの居場所」づくり推進事業	こども政策課
	事務事業の概要	家で学校でもない、子どもが一人でも安心して自分らしく過ごせる場を提供する。	
実施計画	令和8年度	「こどもの居場所」の更なる拡大として、市民・団体・企業等との協働によりプレーパークの実施に係る気運醸成や市独自の認定制度の導入などの仕組みづくりを行う	170
		こどもの居場所の安定した運営を図ることを目的に、物価高騰に伴う負担軽減のための支援として、こども食堂等の運営団体に対し、食料費・光熱水費・消耗品費等の運営費を対象に補助金を交付する	6,406
		随時、支援をしたい方や企業等とこどもの居場所運営者との調整を行う	0
		国や県等からの助成金等の情報を運営者に提供する	0
	令和9・10年度	こどもの居場所を開設したい市民に対し、必要なノウハウを習得できるセミナーを開催する	
	事務事業	ひとり親家庭等医療費支給事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	母子家庭や父子家庭又は養育者家庭等の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図るため、ひとり親家庭等に医療費の一部を支給する。	
実施計画	令和8年度	ひとり親家庭、父又は母が障がい者である家庭等の医療費の一部を支給。	38,714
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	児童扶養手当支給事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	父母の離婚、死亡などによって、父又は母と設計を同じくしていない児童を養育している家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。	
実施計画	令和8年度	父母の離婚、死亡などによって父又は母と生計を同じくしていないこどもを監護するひとり親等に手当を支給。	472,951
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	母子家庭等自立支援給付金事業	こども家庭センター
	事務事業の概要	母子家庭の母及び父子家庭の父が経済的自立を図るため、より良い就業に向けた技術の取得に係る経費の一部を補助し、母子家庭の母等の雇用の安定及び就職の促進を支援する。	
実施計画	令和8年度	ひとり親家庭の父母等が、就職を目指して資格取得する場合の講座の費用や生活費を支給。	9,980
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
埼玉県学力学習状況調査における児童生徒の「学力レベルの伸び」が見られた割合	%	52.1(R6)	52.1(R6)	70
新体力テストにおける総合評価上位3ランク(A・B・C)の児童の割合	%	88(R6)	88(R6)	91
小学校1校あたりの平均学級数	学級	14.1(R6)	14.1(R6)	12以上
中学校1校あたりの平均学級数	学級	11.3(R6)	11.3(R6)	12以上

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
児童生徒の学力向上	学校経営方針や重点目標を明確にし、日々の教育活動を展開するとともに教育活動の改善・充実に取組みます。また、経済的な支援が必要な世帯の児童生徒に対し、学習支援を行います。	
心の教育の推進	学校の全ての教育活動の中で、あたたかな人間関係を基盤とし、自己肯定感や利他性、協調性、協働性など豊かな人間性や社会性を育む心の教育を推進します。	
教職員の資質向上	特色ある学校づくりを推進するとともに、教職員の資質向上に取組みます。	
教育環境の整備促進	小・中学校の適正規模・適正配置に向けた取組みを行うとともに、学校教育施設の長寿命化へ向けた改修等を計画的に進めます。	
安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進	安全・安心な学校給食を提供するため、衛生管理や施設整備の対策を行います。あわせて、発達段階に即した食習慣を身につけることに努めます。	
社会に開かれた学校教育の推進	児童生徒の健やかな成長を目指し、学校・家庭・地域・企業が連携協力して取組みます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		夢応援プロジェクト事業	指導課
事務事業の概要		次代を担う児童生徒の夢を育み、変化の激しい社会を主体的に生きる力を身につけさせるため、児童・生徒の学力向上体力向上に係る教育活動を支援する。	
実施計画	令和8年度	小学5年6年・中学2年3年において学力調査を実施する。	4,862
		市内小中学校に研究委嘱をし、授業改善、教職員の資質向上を推進する。	700
		中学生による職場体験活動を実施する。	150
		市内各小中学校において「特色ある学校づくり」を推進する。	3,822
	令和9・10年度	R8に同じ	
事務事業		いじめ不登校対策事業	指導課
事務事業の概要		心の教育の推進と教育相談体制の充実を図る。いじめ撲滅運動の充実を図る。	
実施計画	令和8年度	いじめ問題対策連絡協議会・いじめ問題調査委員会の開催する。	493
		市内各小中学校のいじめ撲滅運動を推進する。	260
	令和9・10年度	R8に同じ	
事務事業		小・中学校適正規模適正配置事業	教育総務課
事務事業の概要		小・中学校の適正規模・適正配置を図る	
実施計画	令和8年度	通学区域編成審議会を開催し、適正規模・適正配置を検討	1,704
	令和9・10年度	適正規模・適正配置の観点から通学区域に関する事項を検討	
事務事業		小学校校舎改修事業	教育総務課
事務事業の概要		小学校校舎の改修を計画的に行う。	
実施計画	令和8年度	彦成小、丹後小の外部改修工事を行う。	917,500
	令和9・10年度	小学校校舎改修工事又は設計	

	事務事業	中学校校舎改修事業	教育総務課
	事務事業の概要	中学校校舎の改修を計画的に行う。	
実施計画	令和8年度	早稲田中の外部改修工事設計を行う。	10,000
	令和9・10年度	中学校校舎改修工事又は設計	
	事務事業	学校給食室事務	学務課
	事務事業の概要	安全な学校給食の実施。食育の推進。	
実施計画	令和8年度	年間を通じた学校給食の提供。栄養教諭等の学校訪問や食育SATシステムを活用した食育の推進。	40,979
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	鷹野学校給食センター運営管理事業	学務課
	事務事業の概要	小学校給食の実施により、児童の健康の保持・増進を図る。	
実施計画	令和8年度	年間を通じた学校給食の提供。	873,387
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	瑞沼学校給食センター運営管理事業	学務課
	事務事業の概要	中学校給食の実施により、生徒の健康の保持・増進を図る。	
実施計画	令和8年度	年間を通じた学校給食の提供。	513,915
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	コミュニティ・スクール運営事業	学務課
	事務事業の概要	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて設置した学校運営協議会の運営に関する事務を行う	
実施計画	令和8年度	市内小・中学校全校に設置した学校運営協議会の運営に係る事務を実施	2,184
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針2 こどもが健やかに、のびのびと成長できるまちづくり
施策	2-2-2 青少年健全育成の推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
青少年リーダーの活動指数(リーダーとして参加した延べ人数)	人	74(R6)	74(R6)	(現状維持)
青少年団体(ジュニアリーダー、青少年相談員)の会員・登録者数	人	35(R6)	35(R6)	40
青少年対象の事業の参加者数	人	130(R6)	130(R6)	(現状維持)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
次世代リーダーの育成	地域の将来を担う若者の養成・人材確保のため、様々な体験事業や青少年リーダー養成事業を積極的に行います。また、青少年リーダーの活動支援として、青少年ホームを活動拠点として、様々な支援を行います。	
地域活動・地域交流の促進	家庭・学校・地域が互いに役割を果たしながら連携できるよう事業や団体支援を行うことで、青少年や地域活動に必要なネットワークの構築・活動環境の整備に努めます。	
青少年をとりまく環境の整備	仲間づくり、つどいの場、安らぎの場を提供するとともに自主的に活動できるよう必要に応じた支援や、関係団体・機関と連携し、個々の実態に合わせた指導・相談を行う体制づくりに努めます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		青少年育成事業	青少年課
事務事業の概要		青少年を対象に交流・体験学習、青少年リーダー養成を実施し、ボランティア活動の場の提供を行ない、その経験を活かして、地域や学校活動などでリーダー的役割を担える青少年の養成や活動支援を図る。	
実施計画	令和8年度	小学校高学年、中高生を対象にした交流・体験学習及び青少年リーダー養成事業を年間で3事業実施予定	567
		青少年団体に「ふれあい交流事業」として小学校高学年、中学生を対象の交流・体験学習事業を委託	70
		ジュニアリーダー、青少年相談員の事務局業務。4月～翌年3月 総会、自主事業、定例会、内部研修、市事業等への青少年リーダーとして派遣等。	0
	令和9・10年度	交流・体験学習及び青少年リーダー養成事業を年間で3事業実施予定	
事務事業		青少年育成団体補助事業	青少年課
事務事業の概要		市内の青少年育成団体の活動を、人的・財政的に支援する。	
実施計画	令和8年度	青少年育成市民会議、青少年育成推進委員協議会、子ども会育成連絡協議会、ボーイスカウトへ、R8.6月又は7月に団体補助金を交付	4,930
		青少年育成市民会議、青少年育成推進委員協議会、子ども会育成連絡協議会の事務局業務。4月～翌年3月 総会、自主事業、定例会、内部研修等。	0
	令和9・10年度	R8.6月又は7月に団体補助金を交付	
事務事業		こども・若者支援、青少年健全育成啓発事業	青少年課
事務事業の概要		幅広い関係団体の協力を得て、青少年の被害非行防止、こども・若者育成支援のための諸事業、諸活動を実施する。	
実施計画	令和8年度	教育委員会、青少年育成市民会議、青少年育成推進委員協議会と協働で啓発活動及び関連事業を実施。7月「青少年の被害・非行防止全国強調月間」、6～8月「少年の主張」、11月「子供・若者育成支援全国強調月間」、「こどもフォーラム」	58
		悩みを抱える青少年や保護者に対し取り組みや相談窓口を市ホームページに情報を提供	0
	令和9・10年度	7月「青少年の被害・非行防止全国強調月間」、6～8月「少年の主張」、11月「子供・若者育成支援全国強調月間」、「こどもフォーラム」	
事務事業		青少年ホーム管理事業	青少年課
事務事業の概要		仲間づくり、つどいの場、安らぎの場を提供及び安全、快適な施設利用	
実施計画	令和8年度	年間を通じ自主事業及び団体事業を通じて仲間づくりなどの場を提供するとともに安全、快適な施設利用の為に維持管理及び修繕を実施	7,432
	令和9・10年度	年間を通じ自主事業及び団体事業を通じて仲間づくりなどの場を提供するとともに安全、快適な施設利用の為に維持管理及び修繕を実施	
事務事業		青少年交流「集まれみさとの子」事業	青少年課
事務事業の概要		市内2か所の適用指導教室に通級する児童生徒を対象とした体験事業を実施	
実施計画	令和8年度	プログラミング教室、陶芸教室を実施	97
	令和9・10年度	プログラミング教室、陶芸教室を実施	

方針	まちづくり方針3 水とみどりを活かした環境にやさしいまちづくり
施策	3-1-1 生活環境の保全

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
事業所から発生した騒音・振動苦情のうち、環境基準を上回る件数	件	1(R6)	1(R6)	(減少)
苦情件数(水質汚濁・悪臭・雑草・衛生害虫など)	件	105(R6)	105(R6)	(減少)
放射線測定結果	マイクロベクレル	0.23以下(R6)	0.23以下(R6)	(現状維持)
苦情件数(犬・猫フン、飼い方など)	件	10(R6)	10(R6)	(減少)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
公害の防止	公害防止のため、大気、悪臭、水質及び騒音等の監視や測定等を行います。	
生活環境の衛生保全	草木が繁茂している空き地の管理者へ適正管理を促します。水路等に発生する衛生害虫等の発生抑制を行います。野鳥による騒音や衛生被害抑制のため、地域住民と連携した追い払い等を実施します。	
放射線対策	放射線の測定を継続し、正しい情報を公表することにより、風評被害を防止しながら市民の安全・安心を図ります。	
ペットの適正飼養	飼い主の飼養マナー向上のため啓発事業を行います。また、犬の狂犬病予防注射の接種率向上のため、集合狂犬病予防注射や啓発を行います。	
生活排水処理の推進	公共下水道の未整備地区について、下水道事業を適正に運営するため、事業計画の検討を行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		公害対策事業	クリーンライフ課
事務事業の概要		公害による住民への健康被害を未然に防ぐために、監視（常時監視、パトロール）、事故対応、事業所指導等を行い、市民の生活環境を保全する。	
実施計画	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大場川、第二大場川の水質分析を行う。</li> <li>・大気中の二酸化窒素の調査を行う。</li> <li>・市民からの相談があった場合に市内事業者の騒音・振動測定を行う。</li> </ul>	4,974
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		生活環境の保全に関する事業	クリーンライフ課
事務事業の概要		不快害虫・衛生害虫の発生を抑制、空き地の適正管理など、生活環境を保全するために、監視、指導を行う。	
実施計画	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望する各町会に水系害虫の駆除方法を指導する。</li> <li>・クビアカツヤカミキリの防除方法の教授を行う。</li> <li>・草木が繁茂している空き地のパトロール、草刈機の貸出を行う。</li> </ul>	3,434
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		放射能対策事業	クリーンライフ課
事務事業の概要		原発事故による放射能汚染に対する市民の不安を解消するため、市内公共施設の放射線を測定する。	
実施計画	令和8年度	市内公共施設の放射線測定を実施する。	1,375
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		鳥獣及び愛護動物等に関する事業	クリーンライフ課
事務事業の概要		犬の未登録を減らし、狂犬病予防注射率を高め、狂犬病を予防する。 人と動物とが共生する地域社会の実現のために、飼い主のマナー向上にむけ啓発を行う。	
実施計画	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狂犬病予防注射の接種率向上のため、集合注射を実施する。</li> <li>・飼い主のマナー向上を目的として、愛犬との暮らし方教室を実施する。</li> </ul>	1,007
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		公共下水道汚水整備事業	下水道課
事務事業の概要		本事業は、生活排水を速やかに排除し公衆衛生を向上させ、河川の水質保全を図るとともに安全で快適な生活環境を維持するために、中川流域下水道事業計画との調整を図りながら実施しているもので、2,538ha規模の全体計画のもと、昭和50年に事業認可を得て整備を進める事業である	
実施計画	令和8年度	事業計画区域内の整備が概ね完了する段階で次期事業計画を検討するため、当年度中の検討は予定していない	0
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針3 水とみどりを活かした環境にやさしいまちづくり
施策	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
市民が管理作業を行う公園や緑地の箇所数	箇所	50(R6)	50(R6)	55
公園や緑地の緑化推進団体数	団体	41(R6)	41(R6)	45
浮遊ごみ回収量	kg	330(R6)	330(R6)	(減少)
市域の緑地率	%	20.1(R6)	20.1(R6)	21

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
快適な水辺空間の創出	水に親しみ、快適に歩ける緑道の整備や、花などによる緑化を推進し、「水と緑の骨格軸」「水と緑のシンボル軸」として親水環境の整備を図ります。	
快適な歩行空間の創出	都市計画道路を中心とした街路樹は、維持管理や生育環境に配慮し、路線ごとの統一性を持たせた樹種の植栽を図り、彩りのある表情づくりに努め、快適に歩ける緑の道としてのネットワーク形成を図ります。	
市民参加による緑化活動の支援	花いっぱい運動、緑化推進団体による緑化活動、また不用樹木・生垣等の緑化に対する支援制度の充実を図ります。	
緑のまちづくりに対する意識啓発	市民が緑のまちづくりに関心が高まるよう、緑にふれあう機会の提供や緑の重要性・魅力についての啓発に努めます。	
「緑の基本計画」の推進	「緑の基本計画」を推進するために、関係部署と連携の強化を図り、適切な進行管理を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行います。	
河川浄化意識の向上	市民と行政が一体となった河川敷や水面のごみ回収の実施やイベントなどを通して水辺再生の意識付けや快適な河川環境の実現を図ります。	
都市農地の保全	貴重な緑の空間として、農業施策との連携を図りながら、計画的に生産緑地地区の追加指定や特定生産緑地の指定を実施することにより、市街区区域内農地の保全に努めます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		都市公園等整備事業	みどり公園課
事務事業の概要		魅力ある公園づくりを進めるため、公園整備の設計及び工事等を行う	
実施計画	令和8年度	におどり公園のイルミネーション設置等を行う	2,758
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		身近なガーデンづくり事業	みどり公園課
事務事業の概要		緑化推進団体への草花配布等により、市民と協働で公共空間を花や緑で彩る	
実施計画	令和8年度	緑化推進団体への草花配布等を行う	2,554
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		花いっぱい事業	みどり公園課
事務事業の概要		緑あふれるまちづくりのため、花と緑の運動として、市民団体と協働で草花の無料配布等を行う	
実施計画	令和8年度	春の花いっぱい運動を行う	667
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		樹木等保全推進事業	みどり公園課
事務事業の概要		貴重な樹木・樹林地を保全するため、保存樹木等の指定と、適正に維持管理できるよう支援を行う	
実施計画	令和8年度	保存樹木等の保険加入、生垣設置奨励金、みどりの広場の維持管理等を行う	3,758
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		ふるさとの川、水辺の再生事業	クリーンライフ課
事務事業の概要		市民の河川的环境保全意識の高揚を図る。また、環境と共生した地域社会の構築を図る。	
実施計画	令和8年度	市民と協働で河川敷や水面上の浮遊ごみを回収する。	22
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	生産緑地地区管理事業	みどり公園課
	事務事業の概要	市街化区域内の農地を生産緑地地区に指定し、貴重なオープンスペースとして活用を検討するとともに、都市環境の保全に役立つ農地として維持に努める	
実施計画	令和8年度	生産緑地の維持管理を行う	592
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針3 水とみどりを活かした環境にやさしいまちづくり
施策	3-2-1 環境対策の推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	t-CO2	9435(R6)	9435(R6)	(減少)
ゼロカーボン補助事業(EV/PHEV)の申請件数	件	15(R6)	15(R6)	(減少)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
三郷市環境基本計画の推進	三郷市環境基本計画で示される環境目標に向けて、環境負荷の低減や、地球温暖化防止に向けた地域の取組みなどを市民、事業者、行政が一体となり推進します。	
地球温暖化防止対策推進のための意識啓発・活動支援	各種環境啓発イベントを通じて、市民の環境意識の高揚を図るとともに、ゼロカーボンシティの啓発を行うことで市民の省エネに対する行動を促します。	
環境負荷低減に向けた自転車利用の促進	自転車通行空間の整備など利用環境の改善に努め、環境負荷の少ない自転車利用の促進を図ります。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	地球温暖化対策推進事業	クリーンライフ課
	事務事業の概要	環境への負荷を減らすための意識向上を図る。	
実施計画	令和8年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出前講座等の環境教育の実施</li> <li>・ 環境ポスターコンクールの実施</li> <li>・ 緑のカーテンの取り組みの普及</li> <li>・ 家庭用ゼロカーボン促進補助金の交付</li> </ul>	4,854
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	都市計画道路駒形線整備事業	道路課
	事務事業の概要	都市計画道路駒形線及び天神笹塚線の第二大場川渡河部まで340mを整備する。また、自転車通行空間の整備など利用環境の改善に努め、環境負荷の少ない自転車利用の促進を図る。	
実施計画	令和8年度	護岸工事の実施	196,000
	令和9・10年度	護岸工事の実施 取付道路工事の実施	
	事務事業	自転車利用促進事業	都市デザイン課
	事務事業の概要	自転車の安全点検や整備の提供により、自転車の利用環境の強化を図る。	
実施計画	令和8年度	自転車利用を促進するため、自転車利用促進サービスセンターの管理委託を行う。	3,272
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針3 水とみどりを活かした環境にやさしいまちづくり
施策	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
1日1人当たりの家庭ごみ排出量	g	503.1(R6)	503.1(R6)	(減少)
総資源化率	%	12.14(R6)	12.14(R6)	(増加)
もえるごみ焼却量	t	35806.62(R6)	35806.62(R6)	(減少)
もえないごみ・資源ごみ処理量(売却または委託)	t	1445.72(R6)	1445.72(R6)	(増加)
資源古紙・布類売却量	t	1585.57(R6)	1585.57(R6)	(増加)
ペットボトル売却量	t	553.77(R6)	553.77(R6)	(増加)
せん定枝・刈草堆肥化量	t	66.77(R6)	66.77(R6)	(増加)
家庭ごみの市民一人あたりの排出量(年間)	kg	227.2(R6)	227.2(R6)	(減少)
ごみの最終処分量(埋立量)	t	789(R6)	789(R6)	(減少)
事業系一般廃棄物の年間排出量	t	10740(R6)	10740(R6)	(減少)
1人1日当たりの最終処分量	g	64.38(R6)	64.38(R6)	(減少)
市内一斉清掃ごみ収集量	t	27.98(R6)	27.98(R6)	(減少)
市内一斉清掃の参加人数	人	33898(R6)	33898(R6)	(増加)
江戸川クリーン大作戦ごみ収集量	t	0.1(R6)	0.1(R6)	(減少)
江戸川クリーン大作戦の参加人数	人	207(R6)	207(R6)	(増加)
河川水質分析調査結果(大場川)pH	pH	7.6(R6)	7.6(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(大場川)SS	mg/l	16(R6)	16(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(大場川)BOD(平均値)	mg/l	3.5(R6)	3.5(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(大場川)BOD(75%)	mg/l	3.8(R6)	3.8(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(大場川)DO	mg/l	7.9(R6)	7.9(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(大場川)MBAS	mg/l	0.04(R6)	0.04(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(大場川)透視度	mg/l	30.2(R6)	30.2(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(第二大場川・下第二大場川)pH	pH	7.6(R6)	7.6(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(第二大場川・下第二大場川)SS	mg/l	14.75(R6)	14.75(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(第二大場川・下第二大場川)BOD(平均値)	mg/l	3.75(R6)	3.75(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(第二大場川・下第二大場川)BOD(75%)	mg/l	3.85(R6)	3.85(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(第二大場川・下第二大場川)DO	mg/l	5.85(R6)	5.85(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(第二大場川・下第二大場川)MBAS	mg/l	0.04(R6)	0.04(R6)	(現状維持)
河川水質分析調査結果(第二大場川・下第二大場川)透視度	mg/l	30(R6)	30(R6)	(現状維持)
浄化槽法第11条検査受検率	%	49.2(R6)	49.2(R6)	(増加)
浄化槽法第7条受検率	%	70(R6)	70(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
ごみの削減	ごみ分別出前講座、環境美化推進員連絡会、ごみ処理施設見学会、集団資源回収の推進などにより、市民と一緒にごみを減らす工夫を考えて実行します。	
美しいまち並みの維持	市民や事業者とともに市内の美化活動を行い、ごみの適正処理について意識啓発を行います。	
ごみの適正処理	一般廃棄物処理基本計画に基づき、効率的で適正な一般廃棄物の処理を行います。また、毎年度、一般廃棄物処理実施計画や環境事業報告書を作成することで、ごみの発生抑制や資源化の状況等について進捗管理を行います。	
ごみ処理の効率化	老朽化の進む三郷市一般廃棄物不燃物処理場については、施設の強靱化と処理の効率化を図るため、更新します。	
生活排水処理の向上	河川の水質に負荷を加えていると考えられる生活排水の処理のため、引き続き単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助金を助成するとともに浄化槽の適正管理を推進します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	集団資源回収推進事業	クリーンライフ課
	事務事業の概要	登録をした町会、自治会、子供会、PTA等の団体が集めた資源古紙を業務委託により収集・再生し、団体に買上金を支払う。	
実施計画	令和8年度	・紙の詳細な分別方法を登録団体主催の会合等で説明するごみ減量説明会の開催 ・資源の買上げ及び回収業務委託	13,806
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	一般廃棄物収集運搬事業	クリーンライフ課
	事務事業の概要	全市民、一般廃棄物排出事業者が排出する廃棄物の収集運搬処理及び減量・資源化。	
実施計画	令和8年度	・収集運搬業務委託及び許可関連事務 ・ゴミカレンダー等印刷	649,733
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	不燃物処理場整備事業	クリーンライフ課
	事務事業の概要	もえないごみや粗大ごみ等を処理する施設である不燃物処理場の整備を行う。	
実施計画	令和8年度	新しい不燃物処理場の整備を行う。	4,710
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	市内一斉清掃事業	クリーンライフ課
	事務事業の概要	全町会・自治会、ボランティア団体等が年に一度、5月30日(ゴミゼロデー)直近の日曜日を市内一斉清掃の日として定め、居住地周辺の清掃活動を行う。	
実施計画	令和8年度	・市民へごみ袋と軍手の配布及び廃棄物収集運搬業者との廃棄物収集運搬業務委託	3,971
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	合併処理浄化槽転換整備事業	クリーンライフ課
	事務事業の概要	市民(市街化調整区域内で、し尿のみ取り及びし尿のみを処理対象とする単独処理浄化槽からの転換による合併処理浄化槽の設置者)に対して補助金を交付する。	
実施計画	令和8年度	・循環型社会形成推進交付金(浄化槽設置整備事業分)申請 ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換した設置者への補助金交付	1,764
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針3 水とみどりを活かした環境にやさしいまちづくり
施策	3-2-3 公共下水道の整備

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
耐震化率	%	52.6(R6)	52.6(R6)	54.3
水洗化率	%	90.4(R6)	90.4(R6)	92
普及率	%	89.3(R6)	89.3(R6)	92

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
公共下水道施設の耐震化及び維持管理	老朽化が進む公共下水道施設の計画的かつ効果的な維持管理を行います。また、上下水道一体での耐震化や布設替えなどの改築を計画的に行います。	
公共下水道の普及促進	公共下水道事業の内容を広報し、普及を促進します。また、普及促進により公共下水道(汚水)への接続(水洗化)を図ります。	
公共下水道(汚水)の整備	公共下水道(汚水)の事業認可区域において、整備推進を図ります。	
最終処理施設の管理	汚水処理を適切に行うために、最終処理施設の機能維持・増強などにかかる費用を負担します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		下水道施設 スtockマネジメント事業	下水道課
事務事業の概要		昭和50年代から布設・供用されてきた下水道施設を計画的かつ効果的に維持管理を行う事業である	
実施計画	令和8年度	下水道施設の計画的な維持管理を行うため、Stockマネジメント計画に基づき、下水道管路施設やポンプ場設備(ゲート設備)の更新工事を行う	367,500
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		上下水道耐震化事業	下水道課
事務事業の概要		災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設に接続する下水道管路の耐震化を図る事業である	
実施計画	令和8年度	市役所等の重要施設から排水される下水の放流先である下水道管路施設の耐震工事設計を行う	80,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		公共下水道普及促進事業	下水道課
事務事業の概要		供用開始区域内の公共下水道未接続者に対し、啓発活動や戸別の接続助奨を実施し、早期接続を促すとともに、接続に要する費用の負担軽減のための助成制度の周知を行う事業である	
実施計画	令和8年度	「ららほっとみさと」における展示などで、下水道の重要性について普及啓発を行う	3,833
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		公共下水道汚水整備事業	下水道課
事務事業の概要		本事業は、生活排水を速やかに排除し公衆衛生を向上させ、河川の水質保全を図るとともに安全で快適な生活環境を維持するために、中川流域下水道事業計画との調整を図りながら実施しているもので、2,538ha規模の全体計画のもと、昭和50年に事業認可を得て整備を進める事業である	
実施計画	令和8年度	事業計画区域内の未整備地域において、公共下水道築造工事や家屋調査などを行う	1,135,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		中川流域下水道建設費負担金	下水道課
事務事業の概要		県東南部11市4町の広域的な下水処理を目的とした中川流域下水道事業に基づく流域下水道施設建設のための費用の一部を負担する事業である	
実施計画	令和8年度	中川流域下水道施設建設のための費用の一部を負担する	347,829
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針 4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策	4-1-1 計画的な土地利用の推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
HPへのアクセス数	件	13921(R7)	13921(R7)	(増加)
公開型GISへのアクセス数	件	14026(R7)	14026(R7)	(増加)
景観：勧告及び不適合通知件数	件	0(R7)	0(R7)	(現状維持)
屋外広告物：不許可件数	件	0(R7)	0(R7)	(現状維持)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
都市計画マスタープランの運用	まちづくりに関わる各種計画や公共事業の進捗状況、土地利用・開発事業の動向、市民ニーズを把握・整理し、「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりを推進し、将来都市像の実現を目指します。	
都市計画における情報開示の推進	都市計画に関する知識の普及と啓発のため情報提供を行います。	
まちの発展に寄与する土地利用の実現	土地利用の現況や市街地の形成過程などを踏まえ、自然環境との調和や地域経済の活性化、防災性の向上、多世代の生活環境の向上等を視野におき、適切な土地利用の実現を目指します。	
良質な開発への誘導及び意識啓発	都市計画法等の関係法令に基づく適切な指導と監視に努め、スプロール化や住環境の悪化を防止するとともに、良質な開発への誘導や意識啓発を図ります。	
市街化調整区域における景観の維持・保全	景観計画事前協議等による助言や指導、景観審議会の運営及び屋外広告物条例の運用を行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	都市計画推進事業	都市デザイン課
	事務事業の概要	「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりを推進し、将来都市像の実現を目指します。	
実施計画	令和8年度	まちづくりに関わる各種計画や公共事業の進捗状況、土地利用・開発事業の動向、市民ニーズを把握・整理する。	0
		都市計画情報を公開型GISやホームページ等で、誰でもアクセスできる環境を整える。	2,000
		都市計画基本図や都市計画図等を作成・更新・管理・販売する。	3,200
		都市計画基礎調査を実施し、土地利用の現況等を把握する。	11,000
		第一種低層住居専用地域における土地利用規制の在り方を検討する。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	都市デザイン課事務	都市デザイン課
	事務事業の概要	埼玉県東南部（春日部市、越谷市、松伏町、吉川市、草加市、八潮市、三郷市）において、渋滞などの共通課題とともに新たなモビリティの導入について導入に向けた研究を6市1町合同で行う。また、越谷市、吉川市、松伏町、草加市、八潮市と都市計画に係る先進事例を学び、施策や課題等について情報を共有する。	
実施計画	令和8年度	越谷市、吉川市、松伏町、草加市、八潮市と都市計画に係る先進事例を学び、施策や課題等について情報を共有する。	80
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	都市計画法に係る開発行為等の規制に関する事務	開発指導課
	事務事業の概要	良質な開発への誘導及び意識啓発をするために都市計画法に基づく各種申請等を促進する。	
実施計画	令和8年度	都市計画法に基づき、開発計画に関する相談対応や許可申請の審査、工事の進捗確認や完了検査、違反行為への指導を行い、開発行為が法令に適合して適切に実施されるようにする。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	三郷市開発事業手続等の条例に関する事務	開発指導課
	事務事業の概要	良好な都市環境の保全及び形成を図るため、三郷市開発事業等の手続等に関する条例に基づく各種申請等に対する協議等を促進する。	
実施計画	令和8年度	条例に基づき、小規模開発事業及び開発事業の区分に応じた事前相談、申請受付、審査、指導を行い、市民・事業者と連携して良好な都市環境の保全・形成を促進する。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	景観形成推進事業	都市デザイン課
	事務事業の概要	景観条例や屋外広告物条例等に基づき、より良い景観を形成・維持・保全するために、届出業務や計画運用等を実施する。	
実施計画	令和8年度	景観条例等に基づく届出の状況や景観啓発の取り組み状況などを報告審議するため、景観審議会を運営する。	262
		景観計画に基づき一定規模以上の建築物や工作物の計画に対し、専門家の助言を事業者に伝える。	175
	令和9・10年度	景観条例等に基づく届出や景観賞など景観啓発の取り組みを実施。	



方針	まちづくり方針 4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策	4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
土地区画整理事業完了面積及び事業着手面積	ha	470.1(R6)	470.1(R6)	510.1

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成	三郷中央駅周辺では、駅を中心に公共空間を活用した、歩きたくなるまちなか形成を図ります。また、地域住民等との交流やにぎわいを創出します。	
人に選ばれる地域拠点の形成	三郷駅、新三郷駅、三郷IC及び三郷南ICの周辺では、「商業・業務機能」「生活サービス機能」「交流機能」の都市機能を持った、市民生活や都市活動の中心となるバランスのとれた都市構造の構築を図ります。	
土地区画整理事業等による市街地整備の推進	各拠点において、目指す将来像や地域の実情などを踏まえながら、良好な市街地の形成を図るため、土地区画整理事業等による市街地整備について検討します。	
地域の個性を生かしたまちづくりの推進	スマートICのフルインター化による交通利便性を活用した産業集積と住みやすいまちづくりを進め、産業拠点の形成を目指します。市南部では、広域道路ネットワークを活用した交通の拠点整備や防災機能の強化などを推進し、防災減災核を含む拠点形成を目指します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		公共交通政策推進事業	都市デザイン課
事務事業の概要		便利で快適な公共交通の充実を図ることにより、市民の自由な移動や行動を支える。	
実施計画	令和8年度	三郷中央駅前広場等の改修工事を実施する。	440,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		都市計画推進事業	都市デザイン課
事務事業の概要		「都市計画マスタープラン」の目標や方針に沿ったまちづくりを推進し、将来都市像の実現を目指します。	
実施計画	令和8年度	地区計画等指定された都市計画の規制を届出等の法手続きを以って都市構造の構築を図る。	0
		市街化区域への編入の条件となる市街地整備事業への動向を見ながら、埼玉県や関係機関と協議・調整を行う。	0
	令和9・10年度	地区計画等指定された都市計画の規制を届出等の法手続きを以って都市構造の構築を図る。	
事務事業		三郷中央地区にぎわい創出事業	まちづくり事業課
事務事業の概要		地域住民と共に三郷中央駅前のおどり公園を活用したイベントを実施し、にぎわいの創出を図る。	
実施計画	令和8年度	「三郷ハロウィンフェス」「三郷春まつり ちょうちんで彩る川辺の桜」の開催	2,200
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		土地区画整理支援事業	まちづくり事業課
事務事業の概要		土地区画整理事業を施行する組合又は組合を設立しようとする者に対して活動の支援を行う。	
実施計画	令和8年度	スマートIC周辺地区における土地区画整理事業に向けた技術支援等	8,500
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針 4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策	4-1-3 快適な住環境の創造

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
景観：勧告及び不適合通知件数	件	0(R7)	0(R7)	(現状維持)
屋外広告物：不許可件数	件	0(R7)	0(R7)	(現状維持)
町名表示に対する改善を要するとの意見の件数	件	0(R6)	0(R6)	(現状維持)
マンション管理計画認定制度の認定件数	件	0(R6)	0(R6)	30

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
良好な景観形成の推進	景観賞などの景観啓発活動の実施、景観計画事前協議等による助言や指導、景観審議会の運営、及び屋外広告物条例の運用を行います。	
安全で良好な住環境の整備	建築物の安全性向上や質の高い住宅の普及促進、良好な宅地水準の確保に努めます。	
良好な道路環境の維持	道水路に生えた雑草の刈取り、運搬及び回収、処分等を適切に実施し、安全で良好な道路環境の維持に取組みます。	
分かりやすい町名表示の実施	土地区画整理事業実施地区等において、分かりやすい町名及び地番表示の整備に努めます。	
市営住宅の適切な管理	既存住宅の計画的な維持修繕を実施し、適正な保全・管理を進めるとともに、高齢者への対応など質的向上に努めます。	
住宅施策の推進	空家等の適正管理・利活用の推進や、多様化・高度化する住宅ニーズへの対応等、誰もが安心して暮らせる魅力的な住環境の整備に努めます。	
放置車両の撤去	道水路に長期間にわたって放置された車両を撤去し、安全な道水路の維持に努めます。	
不法投棄物への監視の徹底及び適正な処分	道水路の不法投棄物に対して、定期的な巡回による監視を徹底し、速やかに発見・撤去します。また、撤去した不法投棄物の処分を適正に行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		景観形成推進事業	都市デザイン課
事務事業の概要		景観条例や屋外広告物条例等に基づき、より良い景観を形成・維持・保全するために、届出業務や計画運用等を実施する。	
実施計画	令和8年度	景観条例等に基づく届出の状況や景観啓発の取り組み状況などを報告審議するため、景観審議会を運営する。	262
		景観計画に基づき一定規模以上の建築物や工作物の計画に対し、専門家の助言を事業者に伝える。	175
	令和9・10年度	景観条例等に基づく届出や景観賞など景観啓発の取り組みを実施。	
事務事業		細街路整備事業	開発指導課
事務事業の概要		災害時に緊急車両の進入路を確保するため、道路の幅員が4m未満の市道の拡幅を進める。	
実施計画	令和8年度	幅員4m未満の市道の後退用地を市に提供して頂ける所有者に対して支援を行う。	3,965
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		建築基準法及び各種申請書・届出等の審査及び検査に関する事務	開発指導課
事務事業の概要		建築基準法等に基づく各種申請書・届出等の審査及び検査を実施し、安全な建築物の建築を推進する。	
実施計画	令和8年度	申請者から提出された各種申請書・届出等の審査及び検査を行う。	0
		三郷市における建築基準法上の道路等に関する情報の適切な管理を図るため、指定道路図及び指定道路調査修正業務委託を行う。	1,200
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		三郷市開発事業手続等の条例に関する事務	開発指導課
事務事業の概要		良好な都市環境の保全及び形成を図るため、三郷市開発事業等の手続等に関する条例に基づく各種申請等に対する協議等を促進する。	
実施計画	令和8年度	条例に基づき、小規模開発事業及び開発事業の区分に応じた事前相談、申請受付、審査、指導を行い、市民・事業者と連携して良好な都市環境の保全・形成を促進する。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		道路維持管理事業	道路課
事務事業の概要		道水路に生えた雑草の刈取り、運搬及び回収、処分等を適切に実施し、安全で良好な道路環境の維持に取組みます。	
実施計画	令和8年度	道水路に生えた雑草の刈取り、運搬及び回収、処分等の実施	29,000
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	住居表示事務	総務課
	事務事業の概要	分かりやすい住所を表示することにより、市民や地域に関係する人の利便性の向上とまちのイメージアップを図る。	
実施計画	令和8年度	住居表示台帳の整備	84
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	市営住宅管理事業	市有財産管理課
	事務事業の概要	公営住宅法、三郷市市営住宅設置及び管理条例に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して、低額な家賃で市営住宅を賃貸するとともに、その管理を適正かつ合理的に行う	
実施計画	令和8年度	武蔵野団地の屋上防水改修工事	10,800
	令和9・10年度	R8と同様	
	事務事業	住宅施策推進事業	都市デザイン課
	事務事業の概要	市民の生活の基盤となる住まいのニーズに対し、空家等対策やマンション管理適正化などの取組を通じて、安全で快適な住環境の保全を図る。	
実施計画	令和8年度	所有者が不明、不存在の空家等について、財産管理制度の活用により、管理不全状態の解消を図る。マンション管理組合などからの、専門性が高く、複雑多岐にわたるマンション管理に関する相談に対応するため、有資格者であるマンション管理士による相談会を開催する。	3,560
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	道路管理事業	道路課
	事務事業の概要	道水路の不法投棄物に対して、定期的な巡回による監視を徹底し、速やかに発見・撤去します。また、撤去した不法投棄物の処分を適正に行います。加えて、道水路に長期間にわたって放置された車両を撤去し、安全な道水路の維持に努めます。	
実施計画	令和8年度	道水路に長期間にわたって放置された車両の撤去	0
	令和8年度	道水路の不法投棄物に対して、定期的な巡回による監視を徹底し、速やかに発見・撤去	6,900
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針 4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
既設公園数に対する管理団体の参加割合	%	43(R6)	43(R6)	47
公園維持管理団体数	団体	47(R6)	47(R6)	52

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
魅力ある公園づくり	都市公園等の整備にあたり、市民のニーズを把握したうえで、市民参加によるワークショップなどを通じて、誰もが利用しやすい特色ある公園づくりを行います。	
地域的なバランスに配慮した公園等の整備	地域別の公園整備の状況を勘案し、歩いて行ける身近な範囲で、借地方式などによる公園等の整備を推進します。	
既存公園施設の長寿命化の実施	遊具や樹木など公園施設について、点検、修繕及び計画的な更新を実施し、誰もが安全かつ安心して利用することができるように適正に維持管理します。	
市民と行政の協働による公園管理の推進	公園施設の維持管理について、公園整備の計画段階からワークショップなどを通じて事前に管理分担を検討し、開園後には市民との協働の中で適正に維持管理するための仕組みの構築を図ります。	
スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成	におどり公園をはじめとする都市公園等と、周辺の公共施設等が連携してイベントを実施するなど、レクリエーション核として利活用の推進を図ります。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		都市公園等整備事業	みどり公園課
事務事業の概要		魅力ある公園づくりを進めるため、公園整備の設計及び工事等を行う	
実施計画	令和8年度	におどり公園のイルミネーション設置等を行う	2,758
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		都市公園等維持管理事業	みどり公園課
事務事業の概要		市民との協働により公園に親しみを持っていただくと共に、都市公園などを安心して利用していただくため、施設の適正な維持管理を行なう	
実施計画	令和8年度	修繕などを適宜実施	220,467
		管理作業に対する報奨金	3,841
令和9・10年度		R8と同じ	
事務事業		緑道等維持管理事業	みどり公園課
事務事業の概要		市民との協働により緑道に親しみを持っていただくと共に、適正な維持管理の構築を図る	
実施計画	令和8年度	管理作業に対する報奨金	250
		剪定などを適宜実施	67,729
令和9・10年度		R8と同じ	

方針	まちづくり方針 4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
都市計画道路整備率	%	73.2(R6)	73.2(R6)	74.87

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築	国・県等と連携し、橋りょうや都市計画道路の整備推進や高速道路による周辺地域へのアクセス向上により、地域間の円滑な交流促進及び、市内の拠点間を結ぶ道路ネットワーク軸の構築を図ります。	
広域道路ネットワークの整備推進	県と連携を図り、都市計画道路三郷流山線の整備促進と併せ、延伸計画の推進を図ります。	
安全・安心な道づくりの推進	道路及び道路施設の破損箇所の早期発見と適切な維持修繕、道路施設の改良工事などを進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取組みます。	
橋りょうの適正管理	老朽化した橋りょうの補修等を計画的に進め、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取組みます。	
自転車通行空間の整備推進	自転車道の整備、車道における自転車専用レーンの設置、既存の広い歩道への通行位置表示の設置による視覚的分離など、様々な手法を用いて自転車通行空間の整備を推進します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		都市計画道路新高須線整備事業	道路課
事務事業の概要		都市計画道路新高須線の三郷放水路以南の約3,380mを整備する。	
実施計画	令和8年度	道路整備工事の実施 用地買収の実施	278,500
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		都市計画道路駒形線整備事業	道路課
事務事業の概要		都市計画道路駒形線及び天神笹塚線の第二大場川渡河部まで340mを整備する。また、自転車通行空間の整備など利用環境の改善に努め、環境負荷の少ない自転車利用の促進を図る。	
実施計画	令和8年度	護岸工事の実施	196,000
	令和9・10年度	護岸工事の実施 取付道路工事の実施	
事務事業		道づくり推進事業	道路課
事務事業の概要		都市計画決定している路線で、整備準備段階の業務として想定される課題及び、問題点に対処した精度の高い整備手法の考案、概算事業費の算出、整備スケジュールの立案、関係機関協議などの検討業務を実施する。また、都市計画道路整備の推進に関わる庶務全般の事務。	
実施計画	令和8年度	都市計画道路三郷流山線の整備促進	40,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		道路改良事業	道路課
事務事業の概要		道路施設の改良工事などを進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取組みます。	
実施計画	令和8年度	道路改良工事の実施 設計業務の実施	86,500
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		通学路安全対策事業	道路課
事務事業の概要		通学路における安全対策工事などを進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取組みます。	
実施計画	令和8年度	安全対策工事の実施 設計業務の実施	85,000
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	道路維持修繕事業	道路課
	事務事業の概要	道路及び道路施設の破損箇所の早期発見と適切な維持修繕を進めることで、市民が安全・安心に利用できる道づくりに取組みます。	
実施計画	令和8年度	道路施設の修繕の実施 舗装修繕の実施	78,450
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	橋りょう架替事業	道路課
	事務事業の概要	市内幹線道路や防災対策上必要とされる橋梁のうち、老朽化している橋梁について順次架替えを行い交通障害の解消と安全性の確保に努める。	
実施計画	令和8年度	用地買収の実施	6,300
	令和9・10年度	設計業務の実施	
	事務事業	橋りょう維持事業	道路課
	事務事業の概要	市内幹線道路や防災対策上必要とされる橋梁のうち、老朽化している橋梁について順次補修を行い交通障害の解消と安全性の確保に努める。	
実施計画	令和8年度	橋梁点検の実施 橋梁補修工事の実施	94,000
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策	4-2-3 公共交通アクセスの充実

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
路線バスの利用者数	人	7111700(R6)	7111700(R6)	(現状維持)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
公共交通ネットワークの充実	公共交通機関が相互に連携した「使いやすい」「分かりやすい」公共交通サービスと、拠点間を結ぶ公共交通ネットワークの構築等により、「地域が守り、支え、育てる」持続可能な公共交通の確立を目指します。	
鉄道輸送の強化	利便性及び安全性の向上のため、つくばエクスプレスの8両編成化の早期実現や東京駅延伸、JR武蔵野線のホームドア設置を鉄道事業者に働きかけます。	
路線バス利用の促進	三郷市地域公共交通活性化協議会との連携により、利用環境の維持・改善など、路線バスが利便性の高い公共交通となるよう、検討を図ります。	
自転車利用の推進	サイクルアンドバスライドの周知PRの実施、設置個所の拡大や利用環境の改善とあわせ、出発地からバス停までやバス停から目的地までのいわゆるラストワンマイルの移動手段としてシェアサイクルとの調和を図ります。 また、自転車利用の促進に向け、自転車利用促進サービスセンターにおいて、自転車に関する情報発信の充実を図ります。	
MaaSの具現化	「新たなモビリティサービスによる『まち』づくり協議会」や「埼玉県東部地域道路交通研究会」などの活動を通じ、地域の課題解決に向けた施策や取組み、実証実験の実施等について検討します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		公共交通政策推進事業	都市デザイン課
事務事業の概要		便利で快適な公共交通の充実を図ることにより、市民の自由な移動や行動を支える。	
実施計画	令和8年度	三郷中央駅前広場等の改修工事や彦成・彦糸地区において、コミュニティバスの運行委託などを行う。	521,404
		つくばエクスプレスの8両編成化の早期実現や東京駅延伸、JR武蔵野線のホームドア設置について、鉄道沿線都市などで設立した期成同盟会や協議会を通じて、要望活動を行う。	64
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		自転車利用促進事業	都市デザイン課
事務事業の概要		自転車の安全点検や整備の提供により、自転車の利用環境の強化を図る。	
実施計画	令和8年度	自転車利用を促進するため、自転車利用促進サービスセンターの管理委託を行う。	3,272
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		都市デザイン課事務	都市デザイン課
事務事業の概要		埼玉県東南部（春日部市、越谷市、松伏町、吉川市、草加市、八潮市、三郷市）において、渋滞などの共通課題とともに新たなモビリティの導入について導入に向けた研究を6市1町合同で行う。また、越谷市、吉川市、松伏町、草加市、八潮市と都市計画に係る先進事例を学び、施策や課題等について情報を共有する。	
実施計画	令和8年度	現在、東南部地域で建設中の都市計画道路が完成した際に車の交通がどう変化するかなどをシミュレーションにより共有する。また、新たなモビリティの導入に向けた検討を行う。	100
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針4 都市基盤の充実した住みやすいまちづくり
施策	4-2-4 良質な水の安定供給

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
水道事業の経常収支比率	%	113.98(R6)	113.98(R6)	100%以上
管路耐震化率	%	44.5(R6)	44.5(R6)	60
浄水施設の耐震化率	%	0(R6)	0(R6)	62.6
配水施設の耐震化率	%	88.2(R6)	88.2(R6)	(現状維持)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
水道事業の健全な経営の維持	施設整備を計画的に進めながら、適宜、財政計画の見直しを行い、将来にわたって健全な経営が維持できるように取組みます。	
地震に強い強靱な管路の構築	上下水道一体で耐震化による管路更新を計画的、効率的に実施します。また、更新に伴い、漏水防止効果による有収率の向上を図ります。	
浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新	浄配水場施設の適切な維持管理や計画的な施設更新を実施し、自然災害に強い浄配水場施設の構築や長寿命化を図ります。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	経営戦略策定及び管理事務	業務課
	事務事業の概要	本市水道事業の投資・財政計画等の定期的な見直しや進捗管理を行う。	
実施計画	令和8年度	経営戦略を改定し、公表する。	7,040
	令和9・10年度	改定した経営戦略の進捗管理を行う。	
	事務事業	水道料金の収納対策事務	業務課
	事務事業の概要	水道料金の滞納整理及び収納率の向上	
実施計画	令和8年度	委託業者と連携して所在調査及び給水停止の実施により案件の解消に努めていく。	82,500
	令和9・10年度	委託業者と連携して所在調査及び給水停止の実施により案件の解消に努めていく。	
	事務事業	配水管整備事業	施設課
	事務事業の概要	配水管の拡張（新設）と更新（布設替）を実施する。	
実施計画	令和8年度	配水管設計	43,300
		配水管工事	1,166,150
	令和9・10年度	配水管設計、配水管工事	
	事務事業	浄配水場施設整備事業（施設維持管理）	施設課
	事務事業の概要	水道施設にある機械、電気、薬注設備等の保守点検	
実施計画	令和8年度	受変電設備、監視制御設備、計装設備、自家発電設備、次亜注入設備等の保守点検	59,300
	令和9・10年度	点検結果等を踏まえて、経済的で効果的な保守点検を行う。	
	事務事業	浄配水施設耐震化事業	施設課
	事務事業の概要	北部浄水場の着水井・塩素混和池の耐震補強工事の実施	
実施計画	令和8年度	土木躯体、場内配管の耐震補強、外壁改修、屋根防水改修等	74,360
	令和9・10年度	屋根防水改修、塩素注入室内部改修、水槽内塗装改修等	

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策	5-1-1 にぎわいのある商業の振興

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
補助金活用商店街への経済効果件数	件	- (-)	- (-)	(増加)
市内総生産額(小売業)	百万円	50069(R2)	50069(R2)	50400

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
特色ある商店街の育成・活性化	商店街の周知及び商店街が活性化のために実施する各種事業に対して補助を行うことにより、既存商業を支援し、地域の顔、生活広場としての魅力ある商店街づくりを行います。	
経営基盤の強化への支援	中小企業事業者向けに中小企業融資制度や補助金制度の実施、経営に関する相談業務を行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		商店街活性化支援事業	商工観光課
事務事業の概要		商店街の活性化による地域経済の振興および、社会奉仕等の活動を支援する	
実施計画	令和8年度	商店街が地域活性化のために実施するイベントや広報活動等に対し補助金交付を行い支援する。	2,400
		市内商店街等の管理する街路灯の電気料や施設等に対し補助金交付を行い支援する。	2,300
	令和9・10年度	R8と同様	
事務事業		中小企業経営支援事業	商工観光課
事務事業の概要		中小企業者へ経営に対する支援を行う。	
実施計画	令和8年度	中小企業者の資金繰り市制度融資を構築する。また、関連補助制度を設置する。	2,410
		経営安定、経営強化等を行う中小企業者に対して取り組みを支援する補助を実施する。	7,800
	令和9・10年度	R8と同様	

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策	5-1-2 活力ある工業の振興

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
補助金交付事業者の補助効果件数	件	- (-)	- (-)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
土地利用の誘導	交通利便性の高い地域については、周辺環境との調和を図りながら産業の活性化に資する土地利用について検討します。	
調和のとれた商業・工業環境の整備	市内商工業の振興及び地域経済の活性化のための各種団体運営及びイベントに対する補助等の支援をします。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		土地区画整理支援事業	まちづくり事業課
事務事業の概要		土地区画整理事業を施行する組合又は組合を設立しようとする者に対して活動の支援を行う。	
実施計画	令和8年度	スマートIC周辺地区における土地区画整理事業に向けた技術支援等	8,500
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		商工振興事業	商工観光課
事務事業の概要		市内の商工業の振興を図る。	
実施計画	令和8年度	市内関係団体、有識者からなる商工審議会を開催。	97
		商工業の振興のため、商工業団体等へ各種補助金を交付し活動を支援する。	21,138
令和9・10年度		R8と同様	

方針	まちづくり方針 5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策	5-1-3 都市型農業の振興

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
認定農業者経営体数(または人数)	経営体(人)	21(R6)	21(R6)	(現状維持)
新特産品の品目数	品目	3(R6)	3(R6)	(現状維持)
新特産品の生産者数	件	37(R6)	37(R6)	45
新規就農者数	経営体	1(R6)	1(R6)	3
即売所件数	件	50(R6)	50(R6)	56
生き生き農業体験受講者数	人	35(R6)	35(R6)	(現状維持)
農の社会科見学受講者数	組(人)	20(47)(R6)	20(47)(R6)	(現状維持)
さつき展来場者数	人	260(R6)	260(R6)	300

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
農業経営・生産の充実	関係機関の協力を得ながら、農業者の生産技術の向上を図り、農産物の高品質化並びに付加価値のある農業を推進します。	
高収益農業の推進	三郷ジュシーあすばら・三郷秋どりえだまめ・三郷メロンなどの新特産品の産出を目指す農業者を支援するとともに三郷産農産物のブランド化や6次産業化など、高品質で付加価値の高い取組みを支援し、農業所得の向上を図ります。	
農業の担い手の育成・確保に向けた支援	各種農業者団体に対し活動支援を行い、農業者団体の育成に努めます。特に、農業後継者団体への活動支援と組織強化に努めます。また、新規就農者につきましては、関係機関と連携しながら、就農支援に努めます。	
農地の適切な保全	農作物生産機能に加え、環境保全など貴重なオープンスペースとして多様な機能を有する農地の適正利用を推進します。また、適切に保全することにより、豊かな地域社会を築き、農業経営の安定化を図ります。	
三郷産農産物の流通販売促進	高品質な農産物の市場出荷を支援するとともに、三郷産農産物が市民の手に入りやすい仕組みの充実を図るなど地産地消を推進します。また、農業祭や各種イベントを通じ、新たな需要の拡大に努めます。	
ふれあい型農業の推進に向けた支援	市民に多様な農業体験の場を提供し、農業資源を活かした交流や食育などの取組みを推進するとともに、市民農園・観光農園などの整備の支援を推進します。	
園芸団体への支援並びに市の花「さつき」の栽培普及	園芸展を支援することで、園芸展出展者の技術向上を図り、本市の観光資源につながるよう努めます。また、「さつき」が市の花として深く認識されるよう普及に取組みます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	農業経営・生産支援事業	農業振興課
	事務事業の概要	都市型農業を推進するために農業経営を支援する。	
実施計画	令和8年度	認定農業者やビニールハウスの設置等に係る支援	25,378
	令和9・10年度	認定農業者やビニールハウスの設置等に係る支援	
	事務事業	新特産品等産出事業	農業振興課
	事務事業の概要	三郷産農産物のブランド化・6次産業化・新特産品の研究開発等に取り組む農業者を支援する。	
実施計画	令和8年度	圃場巡回指導等の実施、新特産品産出支援やチャレンジ農業支援	1,170
	令和9・10年度	圃場巡回指導等の実施、新特産品産出支援やチャレンジ農業支援	
	事務事業	農業の担い手の育成・確保事業	農業振興課
	事務事業の概要	三郷市農業の担い手となる農業者を育成する。	
実施計画	令和8年度	園芸協会、農業青年会議所等農業団体への支援	385
	令和9・10年度	園芸協会、農業青年会議所等農業団体への支援	
	事務事業	農地保全事業	農業振興課
	事務事業の概要	農業用水路の維持管理を行い、水稲・生産緑地の生産性を確保する。	
実施計画	令和8年度	農業用水路修繕等	7,899
	令和9・10年度	農業用水路修繕等	
	事務事業	農産物の流通販売促進事業	農業振興課
	事務事業の概要	地元で生産した農産物を市民にPRするための支援などを行う。	
実施計画	令和8年度	農業祭の開催及び即売所の運営支援等	7,537
	令和9・10年度	農業祭の開催及び即売所の運営支援等	

	事務事業	ふれあい型農業推進事業	農業振興課
	事務事業の概要	三郷市の農業資源を生かした多様な交流や農業体験の機会を提供する。	
実施計画	令和8年度	活き活き農業体験講座、農の社会科見学の開催及び観光農園、市民農園の開設支援等	2,167
	令和9・10年度	活き活き農業体験講座、農の社会科見学の開催及び観光農園、市民農園の開設支援等	
	事務事業	園芸展支援事業	農業振興課
	事務事業の概要	市の花「さつき」や「菊の花」のPRや普及に努めるとともに、花々を愛する心を養う。	
実施計画	令和8年度	さつき展及び菊花展の開催	335
	令和9・10年度	さつき展及び菊花展の開催	



方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策	5-2-1 産業と雇用の創出

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
求職者数に対する就職件数(就職率)	%	48.7(R6)	48.7(R6)	50
三郷市中小企業退職金共済等掛金補助実績	人	524(R6)	524(R6)	570
創業支援対象者数	人	115(R6)	115(R6)	198
支援を受けた創業者数	人	43(R6)	43(R6)	51

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
雇用の促進	雇用機会の拡充を図るため、関係機関と連携し、求人情報の提供や相談体制の整備、合同企業面接会及び就職支援セミナー開催等の支援をします。	
労働環境の充実	労働者が直面している労働問題の解決と福祉の増進を図るため、関係機関と連携し、相談事業や中小企業退職金共済等掛金補助等の支援をします。	
創業者への支援	三郷市商工会等の関係機関と連携し、特定創業支援認定、創業塾や個別相談の開催、きらりとひかれ起業家応援事業費補助金等の支援をします。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		就業支援・新規雇用創造事業	商工観光課
事務事業の概要		就労に関する支援及び新規雇用の創出を図る	
実施計画	令和8年度	草加公共職業案内所との連携によるふるさとハローワークの共同運営を行う。	240
		求職活動者を対象とした就職支援セミナーの開催・悩み相談窓口の設置を行う。	598
	令和9・10年度	R8と同様	
事務事業		労働者支援事業	商工観光課
事務事業の概要		労働者等に対して、健全な労働環境の維持等の支援を行う。	
実施計画	令和8年度	市内に事業所を有し、退職金共済制度に加入する中小企業者に補助金交付を行う。	5,040
		悩みを抱える労働者に対し、労働相談窓口業務を行う。	298
	令和9・10年度	R8と同様	
事務事業		中小企業創業支援事業	商工観光課
事務事業の概要		創業者に対して、起業に係る支援を行う。	
実施計画	令和8年度	市内で新たに起業したかたや起業しようとしているかたに対して、起業に係る経費へ補助金交付を行う。	2,000
		市内で新たに起業を考えているかたへ向け、創業相談会を実施	360
	令和9・10年度	R8と同様	

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策	5-2-2 魅力ある観光の振興

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
観光入込客数(市内全域)	人	183078(R6)	183078(R6)	200000
観光協会SNS(インスタグラム・X)	件	約1,758,000(R6)	約1,758,000(R6)	2637000
観光協会ホームページ閲覧数	件	191756(R6)	191756(R6)	300000
小売・飲食・サービス業売上げ	百万円	5963(R2)	5963(R2)	8000

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
地域資源を活かした取組みの創出	市の歴史や文化・産業等の魅力や資源を考察し、それを活かした地域経済成長に資する取組みを進めます。また、市内外へ地域の魅力発信を行います。	
観光資源の情報発信	多様な観光ニーズに合わせた的確な情報を、三郷市情報発信スペース「ららほっとみさと」や観光ホームページ、各種SNS、パンフレット、観光案内看板等多様な手段で市内外に情報発信を行います。	
都市型観光の振興	大型商業施設を有するエリアの集客力や交通網の充実による首都圏や近接する地域からのアクセスの良さという強みを活用した都市型観光を推進し、地域のにぎわい創出・経済活性化を図ります。	
観光資源の再発見	市民や関係団体との連携により、自然、文化、歴史、産業、人材など今ある地域資源を再発掘し、様々な手法により磨き上げを行い、市固有の魅力ある観光資源として活用していきます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

		観光振興事業	商工観光課
事務事業/業務名		観光振興事業	
事務事業/業務の概要		市内外のかたへ向けて、市の魅力や観光資源等の創出・発掘する。併せて情報発信を行う。	
実施計画	令和8年度	季節の風物詩となる花火大会の開催に関し補助金交付を行う。	4,000
		市の公式マスコットキャラクターライセンス管理及び着ぐるみの管理運営を行う。	260
		市の魅力や観光資源等の情報発信当を行う観光協会へ補助金交付を行う。	22,000
		市の産業が一堂に会する産業フェスタの運営補助及び、関連都市交流コーナーの設置	890
		ふるさと納税返礼に市の特色ある産品を採用し、PRを行う。	2,165
		友好都市において三郷の魅力のPRを行う	224
	令和9・10年度	R8と同様	
事務事業/業務名		ららほっとみさと運営事業	商工観光課
事務事業/業務の概要		市内外のかたへ向けて、本市の行政・観光情報を発信する拠点として運営する。	
実施計画	令和8年度	市の情報発信拠点としてららほっとみさとの設置・運営を行う。	20,768
		観光に係るHP、SNSの運営	0
	令和9・10年度	R8と同様	

方針	まちづくり方針5 魅力的で活力のあるまちづくり
施策	5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
国際化推進専門員 庁内通訳処理件数	件	136(R6)	136(R6)	(現状維持)
国際化推進専門員 庁内翻訳依頼件数	件	70(R6)	70(R6)	(現状維持)
ホストタウンPR用SNS(Instagram、Facebook)登録者数	人	503(R6)	503(R6)	650

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
多文化共生の推進	情報発信・相談対応の体制整備や、外国人住民との交流活動支援、相互理解のための機会の提供等を通じて、国籍に関係なく、誰もが安心して生活できる生活環境を整備します。	
国際交流組織・活動への援助	「三郷市国際交流協会」の組織の育成や日本語教室などの事業運営の支援・協力を行いながら、自主的活動の活性化を推進します。	
多言語対応の推進	市民等と職員のコミュニケーションをより円滑にするため、多言語対応環境を整備します。	
国際交流の推進	ギリシャ共和国とのホストタウン交流を中心に、スポーツ、文化、教育など様々な分野における国際交流の機会を創出するなど、国際化事業を推進し、地域社会のグローバル化を図ります。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		国際化推進事業	市民活動支援課
事務事業の概要		国際化推進専門員(嘱託職員)2名を配置し、各課との連携をとりながら事業を推進する。国際交流協会への補助金交付や事務局として、国際交流協会への支援を行う。	
実施計画	令和8年度	日本語を母語としない住民へ英語版ホームページを掲載するなど、外国人住民が暮らしやすい生活環境を整備	285
		日本語が分からない外国人住民が来庁、又は入電があった際、英語で通訳を行う。また、チラシ等を英語で翻訳し、情報を提供する。	285
		市民が主体となった国際交流を推進し、市民として共生できる環境をつくり、国際化を推進する団体の支援のため、団体が行なう日本語教室や交流フェスタ等を支援する。	500
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		ホスタウン推進事業	企画政策課
事務事業の概要		東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたギリシャ共和国のホスタウン交流を継続し、イベントやセミナー、姉妹都市交流において、スポーツ、文化、教育など様々な分野で国際化に向けた各種交流事業を推進する。	
実施計画	令和8年度	交流事業の実施	3,765
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針 6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策	6-1-1 読書を通じた交流の推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
三郷市図書館の貸出冊数	冊	645,711(R6)	645,711(R6)	650,000
三郷市図書館の貸出利用者数	人	221,895(R6)	221,895(R6)	222,000
読書ボランティア数	人	885(R6)	885(R6)	1,000

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
日本一の読書のまち三郷の推進	誰もが読書に親しむことができるよう読書活動を推進するとともに、読書活動をおして人と人との絆が結ばれるよう人と本をつなぐネットワークづくりを進めます。	
読書活動ボランティア団体への支援	地域で活動する読書ボランティア団体に対して支援を行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		「日本一の読書のまち」推進事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		「第3次日本一の読書のまち三郷推進計画」に基づき、庁内外の関連部署、機関、団体等と連携して、すべての市民が本とふれあえる機会を増やすとともに、読書を通じた交流を促進する。	
実施計画	令和8年度	みさと絵本サーキットの開催、ふれあい文庫の運営、こども司書活動用消耗品等	1,228
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		「日本一の読書のまち三郷」推進団体等活動サポート事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		市民・団体等の主体的かつ継続的な読書活動を促すため、活動に使用する用具などの貸し出し及び各種講座等の開催により、団体等の活動を支援する。	
実施計画	令和8年度	読書ボランティア講座講師謝金、活動サポート用消耗品	48
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策	6-1-2 読書環境の整備

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
三郷市電子図書館の登録者数	人	4377(R6)	4377(R6)	5000
三郷市電子図書館の貸出回数	回	3384(R6)	3384(R6)	4000

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
読書環境の整備と充実	市民の学習意欲及び読書への興味に応えるため、多分野の資料の充実に努めるとともに、市内施設の相互協力による読書ネットワークを強化するほか、各種データベースの充実に図ります。	
図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用	日常及び定期点検を通じた施設・設備の適切な管理に努めるとともに、図書館情報システムの安定的運用を図るために必要な措置を講じます。	
図書館業務の効率化	自動貸出機等の導入により利用者の利便性を高めるとともに、事務の効率化などにより、個々の利用者に対応できる体制を構築します。	
電子図書館の運営	様々な理由により図書館に行くことが困難な方でも、気軽に読書に親しんでもらえるようなサービスの提供に取組みます。	
子どもたちの読書環境の整備	図書館及び図書館資料を活用した、子どもたちの読書環境の整備、市内小中学校の読書教育支援に取組みます。	
学校図書館の充実	司書教諭等と学校司書が、学校応援団や読書ボランティア等と連携し、「日本一の読書のまち三郷」にふさわしい児童生徒の読書及び調べ学習等の拠点となるよう、学校図書館の充実に図ります。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		図書館運営事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		「日本一の読書のまち」の拠点となる、生涯学習施設として図書、記録その他必要な資料を整理・保存して、市民の利用に供し、自主的・主体的な学習要求及び課題解決等に資するとともに、市で所蔵する図書という知の財産を市全体で活用するため、ラッピングカー(ふれあいブックワゴン)で市内施設を訪問し本を届ける。	
実施計画	令和8年度	新聞・雑誌の収集・整理・提供。 各種データベースの提供。	4,133
		図書館・図書室・予約図書受取カウンター間の資料配送	5,663
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		図書館こども読書活動推進事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、こどもたちの読書環境整備を図り、こども読書活動を推進する。	
実施計画	令和8年度	乳幼児健診時に本のプレゼントと読書啓発を行う「ブックスタート」事業の実施。	836
		小学1年生を対象に読書啓発と図書館の利用案内を行う「らんどせるブックよもよも」事業の実施。	35
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		図書館図書購入事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		市民の学習要求及び課題解決、教養など様々なニーズに応えるため、「知の財産」となる図書、記録その他必要な資料を収集する。	
実施計画	令和8年度	図書館・図書室で市民に提供する図書の選書及び発注。	12,822
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		図書館施設管理業務	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		市民が安全かつ快適に図書館の施設及び付帯機器を利用できるよう、適切な保守点検による維持管理を行う。	
実施計画	令和8年度	図書館施設の維持管理。	28,981
		図書館情報システムの維持管理及び運用。	45,137
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		図書館資料ICタグ導入事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		図書館・図書室にICタグシステムを導入することで、利用者サービスの向上・業務の効率化を図る。	
実施計画	令和8年度	図書館・図書室が所蔵する図書へのICタグ貼付。	1,156
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	日本一の読書のまち三郷電子図書館運営事業	日本一の読書のまち推進課
	事務事業の概要	日本一の読書のまちの図書館として、電子図書館を運営し、いつでも、どこからでも、誰もが気軽にインターネットを通じて読書に親しむことができるよう読書環境の拡充を図る。	
実施計画	令和8年度	郷土資料及び行政資料の電子書籍化。 各分野の電子書籍の充実。	1,958
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	小・中学校学校司書配置事業	学務課
	事務事業の概要	読書教育の充実・向上を図るため、市内小・中学校に学校司書を配置する	
実施計画	令和8年度	市内23校分の学校司書の配置を業務委託により実施	21,725
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	読書のまち三郷づくり推進事業	指導課
	事務事業の概要	日本一の読書のまち三郷宣言の具現化に向け、「読書フェスティバル」を開催し取り組みの成果を発表するとともに子ども読書活動の推進を図る。	
実施計画	令和8年度	読書フェスティバルの充実に向け、協議会を開催する。	340
		家読ゆうびんコンクールや、学校の読書に関する表彰を行う。	1,047
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策	6-2-1 生涯学習の推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
生涯学習情報ガイド掲載団体数	団体	76(R7)	76(R7)	81
生涯学習関連事業満足度	%	- (-)	- (-)	(増加)
家庭教育関連事業満足度	%	- (-)	- (-)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
生涯学習・社会教育の推進	社会情勢や市民のニーズを把握し、学習機会の提供や社会教育活動への支援、デジタル技術やインターネット環境を活用した情報発信等を通じて、生涯学習意欲の高揚を目指します。	
生涯学習関係機関・団体との連携強化	多様な市民ニーズに応え、生涯学習意欲の高揚を図る施設として、北公民館や放送大学再視聴施設などの生涯学習関連施設を運営し、各種講座の充実を推進します。	
学び(市民大学)の充実	一人ひとりが生涯にわたって自ら学び、自己を磨き、心豊かな生活を支援するため、教育・学術機関や専門家等と連携・協働した講座の開催や放送大学再視聴施設の活用等、多様な生涯学習ニーズに対応します。	
家庭教育の充実	家庭の教育力の向上を図るため、学習の機会の充実に努めるとともに、子育ての経験や情報交換を推進する団体を支援します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	生涯学習推進事業	生涯学習課
	事務事業の概要	市民の誰もが、いつでも、どこでも、気軽に学習できる体制づくりの充実を図り、生涯学習の振興に努めることを目的に、市民、教育施設、民間団体等との協働事業を実施し、学びの環境を整備する。	
実施計画	令和8年度	「高校協働事業」他	54
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	公民館運営管理事業	生涯学習課
	事務事業の概要	社会教育法に基づき、市民のための「つどう・まなぶ・むすぶ」を果たすため、主催事業を実施します。	
実施計画	令和8年度	「デジタル事業」「家庭教育事業」「高齢者教育事業」「国際交流事業」「成人教育事業」「人権教育事業」他	1,464
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	親の学習推進事業	青少年課
	事務事業の概要	事業補助金交付、青少年育成市民会議による各種事業	
実施計画	令和8年度	6月又は7月に補助金交付、年間を通じ親の学習講座（小・中学校における講座、親になるための講座など）を青少年育成市民会議が実施	1,500
	令和9・10年度	6月又は7月に補助金交付、年間を通じ親の学習講座（小・中学校における講座、親になるための講座など）を青少年育成市民会議が実施	

方針	まちづくり方針 6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策	6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
市主催事業への参加者のうち、週1回以上スポーツをする人の割合	%	64(R6)	64(R6)	(現状維持)
スポーツ教室、各スポーツイベントの参加者数	人	3631(R6)	3631(R6)	(現状維持)
スポーツ奨励金の申請件数	件	142(R6)	142(R6)	(現状維持)
スポーツ少年団指導者登録数	人	96(R6)	96(R6)	108

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
スポーツ・レクリエーション活動の推進	広く住民が参加できるスポーツ行事や、こどもから高齢者まで、自分の好みや体力に合わせて、生涯にわたって楽しめる手軽なスポーツ教室を実施するなど、スポーツをする機会をつくります。	
指導者・団体の育成及び次世代を担う地元アスリートのための支援	各スポーツ団体との連携や指導者の育成を行います。また、地元で活躍するアスリートを発掘し、支援を行います。	
シルバー元気塾の推進	高齢者の筋力維持・向上のための筋力トレーニングを取り入れ、高齢者の生きがいづくり、健康維持を目的とした「シルバー元気塾」を推進します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		陸上競技場運営管理事業	スポーツ振興課
事務事業の概要		三郷市陸上競技場の管理に関して民間活力を活用し、利用者へのサービス向上を図る。	
実施計画	令和8年度	陸上競技場を運用管理し、陸上競技場公園照明灯LED化修繕を行う	135,919
	令和9・10年度	陸上競技場を運用管理し、日本陸上競技連盟第3種陸上競技場公認を継続する	
事務事業		総合体育館運営管理事業	スポーツ振興課
事務事業の概要		三郷市総合体育館の管理に関して、民間能力を活用しつつ、市民サービスの効果及び効率の向上を図る	
実施計画	令和8年度	総合体育館の運用管理を行う	44,900
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		シルバー元気塾推進事業	長寿いきがい課
事務事業の概要		高齢者が集団で軽度の筋力トレーニングを行うことにより、積極的な社会参加及び健康維持をもって高齢者の生きがいづくりに資することを目的とする	
実施計画	令和8年度	事業の実施及び指導者の養成	9,493
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策	6-2-3 文化・芸術の振興

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
市民文化祭出演者数	人	1176(R6)	1176(R6)	(現状維持)
作品出展数	件	953(R6)	953(R6)	1050
来場者数	人	12249(R6)	12249(R6)	13470
体験教室受講者数	人	2874(R6)	2874(R6)	3150
市民ギャラリーへの展示者数	人	- (-)	- (-)	(増加)
市民ギャラリー揭示数	件	41(R6)	41(R6)	50

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
市民の文化活動の支援	文化芸術団体を育成し、団体と連携し文化芸術の普及を実施します。また、市民の活動の発表の場の提供や文化に触れる機会を確保します。	
市民作品の展示	市民の作品を市庁舎入口に展示し、発表機会を創出します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		芸術文化振興事業	市民活動支援課
事務事業の概要		三郷市の芸術文化の振興を図るため、三郷市文化協会の支援を通じて各芸術文化団体の充実と育成に努めるとともに、市民文化祭や文化協会祭の開催、市民ギャラリーへの作品展示など、市民が芸術文化に触れる機会を提供する。	
実施計画	令和8年度	市民文化祭・文化協会祭を開催し、活動発表の場を提供するとともに、芸術文化に触れる機会を提供する。文化協会事務局の支援、文化体験教室開催の支援を行う。	3,400
		HPにて展示希望者を募集し、市民ギャラリーへ作品を展示する。	24
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針 6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策	6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
郷土資料館及び彦成小学校講堂記念館の入館者数(延べ人数)	人	1335(R6)	1335(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
文化財の調査・保存・継承	散逸から市内の文化財を保護・保存するため、調査を実施するとともに、特に保存・継承が必要なものについては市民共有の財産として指定していきます。	
文化財保護意識の啓発	市内外の文化財や歴史資料に触れ、文化財保護意識を啓発します。	
郷土資料館展示の充実	郷土資料等の調査・収集・保存に努めるとともに、常設展示や企画展示を行い、郷土の歴史を学ぶ場として魅力ある郷土資料館を目指します。	
市史編さん事業の継続	新たな史料の収集・調査を継続して行い、編さん体制の充実を図ります。また、第1次市史編さん事業で刊行できなかった内容について、市史研究『葦のみち』を刊行し、発信していきます。	
地域史料の収集・保存・活用	地域史料を適切に保存・活用していくための体制の整備、また調査・研究に役立てるため史料の目録化を行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		文化財調査・保護事業	生涯学習課
事務事業の概要		本市の歴史伝統を伝える文化財の保存・継承のため、有形文化財、無形民俗文化財等を適正に指定し、その保存に努め、文化財の指定及び解除、指定文化財の修理保全の勧告、埋蔵文化財の発掘、文化財の助成等に関する事項について審議し、文化財保護の啓発普及に努める。	
実施計画	令和8年度	市指定文化財の保存管理、修理補助金の交付、文化財保護審議会の開催、文化財現況・文献等調査、埋蔵文化財調査他	1,930
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		郷土資料館運営管理事業	生涯学習課
事務事業の概要		市民の学習及び地域文化の発展に寄与し、文化遺産の保存を図るため、資料の収集、整理、展示公開し文化財保護思想の普及啓発に努める。	
実施計画	令和8年度	郷土資料館、彦成小学校講堂記念館の管理運営、歴史資料の収集、整理、保存及び資料館における常設展、特別展の開催、みさとデジタルミュージアムでの公開、所蔵資料の貸し出し他	1,566
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		市史編さん事業	生涯学習課
事務事業の概要		本市の歴史史料を保存し、後に継承するため収集及び計画的に整理・保存を行い、史料の目録化を図り、修史事業として三郷市史を編さんし、後世に先人の事績や市の歴史を伝える。市史研究誌「葦のみち」の発行、市史講座事業の開催。	
実施計画	令和8年度	歴史史料の収集、整理、保存及び市史研究、「葦のみち」発刊、歴史講座の開催等	2,245
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策	6-3-1 平和と人権を大切に作る社会づくり

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
『人権問題はすべての人に関する大切な問題』と回答した者の割合	%	97.5(R6)	97.5(R6)	100
平和啓発事業満足度	%	82(R7)	82(R7)	90

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
人権啓発・教育の充実	様々な人権問題の解決を図っていくために、人権意識の高揚を図り、人権を尊重し共に生きるまちづくりの実現に取り組めます。	
市民の平和意識の高揚	三郷市非核平和都市宣言の基本理念を踏まえ、平和意識の高揚に向け、夏休み親子平和施設見学会や平和DVDの上映、原爆パネル展示等の平和啓発事業を実施します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		人権推進事業	人権・男女共同参画課
事務事業の概要		様々な人権問題の解決や、人権意識の高揚を図るため、市民や教員向けの人権啓発・教育を行う。	
実施計画	令和8年度	三郷市民を含めた埼玉市町の住民に対し、各市町共催で人権啓発に資する講演会やパネル展示等の啓発イベントを開催する。	420
		市内小・中学校の教職員に対し、部落差別を学ぶための教職員合同現地研修会を開催する。	158
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		平和意識高揚事業	総務課
事務事業の概要		核兵器の廃絶と恒久平和の実現を目指し、市民一人ひとりがこれに向かい努力することを誓う「三郷市非核平和都市宣言」の理念に則り、市民の平和意識の高揚につながる各種施策を展開し、市民の平和を願う心の醸成に努める。	
実施計画	令和8年度	夏休み親子平和施設見学会を実施する	27
		パネル展を実施する	10
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針6 誰もが生きがいを持ち輝くまちづくり
施策	6-3-2 ジェンダー平等社会の形成

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
審議会等の女性委員の比率	%	32.1(R6)	32.1(R6)	37
DVについて「おおよその内容まで知っている」と答えた人の割合	%	84.6(R6)	84.6(R6)	100

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
男女共同参画社会づくりの推進	「三郷市男女共同参画社会づくり条例」や「みさと男女共同参画プラン」に基づき、あらゆる分野での男女共同参画の推進に取組みます。	
一人ひとりの人権の尊重と擁護	DVをはじめとするあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発を行うとともに、相談体制を充実させ、被害者の安全確保と支援体制の整備に努めます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		男女共同参画促進事業	人権・男女共同参画課
事務事業の概要		男女共同参画や女性の活躍推進に関する情報の提供や啓発活動を実施して、固定的な「性別役割分担意識」等から解放され、「ワーク・ライフ・バランス」を実現し、男女の意見が平等に反映され、誰もが自分の個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指す。	
実施計画	令和8年度	男女共同参画に関する研修・講座等を実施する、イベント等において啓発活動を行う等周知啓発を行い、男女共同参画意識の向上を図る。	441
		男女共同参画審議会を開催し、男女共同参画推進状況について審議を諮る。	266
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		男女共同参画相談事業	人権・男女共同参画課
事務事業の概要		DVを始めとするあらゆる暴力の防止に向けた意識啓発、被害者の安全確保や相談体制の充実を行う。	
実施計画	令和8年度	配偶者・パートナーからの暴力によるDV被害に関するワンストップ相談窓口として、配偶者暴力相談支援センター事業を実施し、DV被害者支援を行う。	322
		女性が抱える様々な悩みへの支援として「女性相談」事業を実施する。	984
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策	7-1-1 健康づくりの推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
健康寿命(男性)	年	17.52(R5)	17.52(R5)	18.83
健康寿命(女性)	年	20.71(R5)	20.71(R5)	21.58
HbA1cの値8.0%以上のかたの割合	%	1.4(R6)	1.4(R6)	1.3
自殺死亡率	(単位なし)	14.79(R6)	14.79(R6)	12.57
特定健康診査受診率	%	38.8(R6)	38.8(R6)	60
胃がん検診受診率	%	8.2(R6)	8.2(R6)	60
肺がん検診受診率	%	11(R6)	11(R6)	60
大腸がん検診受診率	%	10.5(R6)	10.5(R6)	60
乳がん検診受診率	%	10.3(R6)	10.3(R6)	60
子宮頸がん検診受診率	%	7.7(R6)	7.7(R6)	60
小児時間外診療の実施日数(休日・夜間診療含む)	日	343(R6)	343(R6)	(増加)
ワクチン接種率(麻しん・風しん)	%	90.2(R6)	90.2(R6)	(増加)
ワクチン接種率(インフルエンザ)	%	52.5(R6)	52.5(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
健康づくり体制の整備	全年齢層を対象とした健康相談、地域の栄養相談、保健指導等、市民の健康づくりを目指した体制づくりを行います。	
地域における健康づくりの推進	生活習慣病や、要介護状態になることの予防、その他健康に関する事項について、市民に正しい知識の普及を図ります。	
健康診査・各種がん検診等の推進	生活習慣改善や医療に結びつけるための健康診査・各種検診の実施や各種がん検診を実施し、受診率向上に取組みます。後期高齢者医療制度の被保険者対象のフレイル予防に着目した健診にも取組みます。	
医療体制の充実	地域医療体制の整備を図り、休日・夜間診療を含めた救急医療体制の整備に努めます。	
健康情報の提供	高齢者に向けた生活習慣病対策や要介護状態になることの予防のための低栄養対策、また、乳幼児に向けたものなど、手軽で簡単に作ることができる健康レシピの周知に努めます。	
感染症への適切な対応	感染症を予防するため、正しい知識の普及や迅速かつ適切な情報の提供を行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		すこやかみさと（健康増進・食育推進・自殺対策計画）推進事業	健康推進課
事務事業の概要		個人の行動と健康状態の改善及び社会環境の質の向上の取組を進めることで、いつまでも健やかで自立した市民が増加することを目指す。	
実施計画	令和8年度	健康イベントを実施する。健康づくり団体と協力し、ウォーキングイベントや講演会などを実施する。ALKOOマイレージアプリの普及を行う。	895
		健康教育を実施する。自殺対策の講演会を行い、ゲートキーパーを養成する。すこやかみさと健康体操の普及を行う。熱中症予防対策を実施する。	1,536
	市作成の各種レシピを用い、料理教室をはじめとした周知・啓発を実施する。	44	
令和9・10年度		R8と同じ	
事務事業		高齢者への個別的支援事業	健康推進課
事務事業の概要		在宅で自立した生活を送れる高齢者を増やすことを目的として、三郷市の高齢者の心身の多様な課題に対応した保健事業（疾病予防・重症化予防）や介護予防事業等を行う。	
実施計画	令和8年度	後期高齢者のうち、健康状態の把握ができていないものや生活習慣病リスクのあるものに対して訪問指導をする。	3,285
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		健康保持増進事業	健康推進課
事務事業の概要		生活習慣病等の早期発見、早期治療及び重症化予防することで市国民健康保険被保険者の生活の質の維持向上及び医療費の適正化を図る。	
実施計画	令和8年度	ALKOOマイレージアプリの普及を行う。	1,175
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		がん検診事業	健康推進課
事務事業の概要		胃、肺、大腸、乳、子宮、前立腺がん検診を各種検診の対象となる市民に対し実施する。検診の受診を促し、がんを早期に発見し、早期治療に結びつける。	
実施計画	令和8年度	集団方式及び個別方式にて、胃、肺、大腸、乳、子宮がん検診を実施する。また、個別方式にて前立腺がん検診を実施する。	176,899
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		特定健康診査等事業	健康推進課
事務事業の概要		当該年度に40歳から74歳になる国民健康保険の被保険者に対し、特定健康診査及び特定保健指導を実施する。被保険者の生活習慣病の発症及び重症化を予防し、増大する医療費の適正化を図る。	
実施計画	令和8年度	集団方式及び個別方式にて特定健康診査を実施する。特定健康診査の結果、特定保健指導の基準に該当した者に対し、特定保健指導を実施する。	95,747
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	後期高齢者健康診査事業	健康推進課
	事務事業の概要	後期高齢者医療保険の被保険者に対し、健康診査を実施する。被保険者の健康を維持するとともに、増大する医療費の適正化を図る。	
実施計画	令和8年度	集団方式及び個別方式にて後期高齢者健康診査を実施する。	61,333
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	休日・夜間診療ならびに救急医療対策事業	健康推進課
	事務事業の概要	地域住民の救急医療（1次・2次）を確保するため、休日・夜間の救急医療の経費を補助し、地域歯科保健推進事業に対しても予算の範囲内で補助金を交付する。	
実施計画	令和8年度	小児時間外診療を医師会へ委託する。埼玉県東部南地区第二次救急医療対策協議会病院群輪番制病院運営事業及び小児救急医療支援事業費負担金を支払う。休日診療や地域歯科保健事業への補助金を交付する。	38,628
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	個別予防接種事業	健康推進課
	事務事業の概要	予防接種法に定められた予防接種を実施することにより、伝染のおそれがある疾病の発生とまん延を防止、予防接種者および予防接種対象者以外の方の健康を守る。	
実施計画	令和8年度	令和8年4月1日から妊婦を対象にしたRSウイルス感染症予防接種を実施する。	32,777
	令和9・10年度	令和10年4月から予防接種事務デジタル化開始に伴う運用整備	



方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策	7-1-2 安定した社会保障制度の確立

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
後期高齢者医療保険料(現年分)の収納率	%	99.51(R6)	99.51(R6)	99.54
国民健康保険税(現年分)の収納率	%	93.8(R6)	93.8(R6)	93.85

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
生活困窮者への自立支援	生活困窮者(現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者)に対し、自立相談支援の実施、住居確保給付金の支給、小中学生・高校生の学習支援などを行い、他機関との連携による支援を行います。	
生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上	生活保護決定事務の適正実施と経理管理、統計管理による、地域の保護動向、傾向分析を行うとともに、相談支援の充実を図り、適切なサービス提供を行います。	
後期高齢者医療制度の適正運用	埼玉県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、後期高齢者医療制度における市町村の役割を適正に執行します。	
介護保険制度の適正運営	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう、適切な介護サービスの提供に努めます。	
国民年金の運営支援	市民の生活基盤となる年金受給権が確保できるように、年金制度に係る周知、説明の充実を図るため、日本年金機構と連携をとりつつ、年金相談、広報活動等の充実を図ります。	
国民健康保険の健全な運営	被保険者資格の適用適正化、賦課の適正化のほか、段階的に保険税率等の改定を実施するなど必要な財源を確保するとともに、医療費の適正化、保健事業の更なる推進を図り医療費水準を抑えることで、財政の健全な運営に努めていきます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		生活困窮者自立支援事業	ふくし総合支援課
事務事業の概要		生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行う	
実施計画	令和8年度	生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。	7,753
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		生活困窮者子どもの学習・生活支援事業	ふくし総合支援課
事務事業の概要		生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小中学生・高校生を対象に、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進路選択(教育、就労等)に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を行い、貧困の連鎖を防止する。	
実施計画	令和8年度	経済的な理由により学習に困難を抱える子どもがいる世帯に対し、授業の復習や受験をサポートする学習教室の開催、学校・家庭以外の居場所提供、保護者の教育進路相談等の支援を行う。	11,499
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		生活保護事業	生活ふくし課
事務事業の概要		生活保護法に基づく法定受託事務を適正に実施する	
実施計画	令和8年度	生活保護法に基づく法定受託事務を適正に実施する	5,173,800
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		生活保護事務(経理・管理)	生活ふくし課
事務事業の概要		生活保護事業を適正に実施するための経理・管理事務を行う	
実施計画	令和8年度	生活保護事業を適正に実施するための経理・管理事務を行う	59,569
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		後期高齢者医療広域連合納付金事業	国保年金課
事務事業の概要		三郷市が徴収した後期高齢者医療保険料と、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険基盤安定負担金(負担割合:県3/4・市1/4)として、低所得者等に対する保険料均等割額の軽減措置に係る保険料軽減分を、埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付する。	
実施計画	令和8年度	三郷市が徴収した後期高齢者医療保険料と、保険基盤安定負担金を埼玉県後期高齢者医療広域連合に納付する。	2,710,741
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	後期高齢者医療費負担事業	国保年金課
	事務事業の概要	埼玉県後期高齢者医療広域連合が給付する後期高齢者医療療養給付費について、三郷市の法定負担分を広域連合へ支出する。	
実施計画	令和8年度	埼玉県後期高齢者医療広域連合が給付する後期高齢者医療療養給付費について、三郷市の法定負担分を広域連合へ支出する。	1,485,042
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	後期高齢者医療広域連合経費負担金	国保年金課
	事務事業の概要	埼玉県内の市町村で負担しあう埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務経費について、三郷市の負担分を広域連合へ支出する。	
実施計画	令和8年度	埼玉県後期高齢者医療広域連合の事務経費について、三郷市の負担分を広域連合へ支出する。	51,365
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	介護給付適正化事業	介護保険課
	事務事業の概要	介護給付を必要とする被保険者を適切に認定したうえで、被保険者が真に必要なサービスを、事業所が適切に提供するように促します。	
実施計画	令和8年度	「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」を実施する。	2,007
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	国民年金事務	国保年金課
	事務事業の概要	市民の生活基盤となる年金受給権が確保できるように、年金制度に係る周知、説明の充実を図るため、日本年金機構と連携をとりつつ、年金相談、広報活動等を行う。	
実施計画	令和8年度	市民の生活基盤となる年金受給権が確保できるように、年金制度に係る周知、説明の充実を図るため、日本年金機構と連携をとりつつ、年金相談、広報活動等を行う。	1,765
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	国民健康保険特別会計繰出事業	国保年金課
	事務事業の概要	国民健康保険の運営財源として国、県、市の負担金などを一般会計から国民健康保険特別会計に繰り出す。	
実施計画	令和8年度	一般会計から保険基盤安定繰出金、未就学児均等割保険税繰出金、産前産後保険税繰出金、事務費繰出金、財政安定化支援事業繰出金、その他一般会計繰出金を国民健康保険特別会計に拠出する。	1,045,296
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	賦課徴収事業	国保年金課
	事務事業の概要	国民健康保険の被保険者等に対し、適正な賦課徴収を行う。	
実施計画	令和8年度	毎年4月1日を賦課期日として、7月に年税額を決定するほか、年度途中で加入・脱退などがあった場合は、毎月末に再計算を行い、税額を変更し、納税義務者へ通知する。	19,674
		制度改正に対応するよう、国保システムの改修を、7月までに実施する。	11,690
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	納税奨励費	国保年金課
	事務事業の概要	納付方法の拡充に努め、納税の機会を確保する。	
実施計画	令和8年度	口座振替による国民健康保険税の収納件数(年度合計実績)に基づき、各金融機関へ、所定の手数料を翌年度4月に一括で支払う。	495
		コンビニ払いやキャッシュレス決済の収納件数(月次実績)に基づき、収納代行業者(株式会社NTTデータ)へ月次で所定の手数料を支払う。	4,538
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策	7-2-1 地域福祉の推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
避難行動要支援者名簿の提供に関する協定数	件	96(R7)	96(R7)	100
権利擁護センターへの相談件数	件	210(R6)	210(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
地域福祉活動を支える各団体等への支援	地域福祉の健全な発達及び増進のために活動を行う各団体等に対し、支援・協力を行います。	
地域福祉推進体制の充実	市民、団体等及び行政が連携・協働する仕組みづくりを推進し、地域福祉の充実を図ります。	
避難行動要支援者支援制度の推進	災害が発生し避難する際に、地域における支援を必要とする避難行動要支援者について把握し、名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者(町会・自治会、自主防災組織等)に名簿情報の提供を行います。	
福祉総合相談体制の推進	福祉にかかる相談において、複数の部署をまたがる相談に対して、関係する部署につなぐなどの調整をしながら支援を行います。併せて、職員育成を含む対応可能な体制づくりを行います。	
権利擁護の推進	自己の権利を表明することが困難な方などの権利を擁護し支援するために、中核機関を中心に、福祉・行政・法律の専門職や関係機関、地域住民と主体的・積極的に連携を図りながら、権利擁護の推進に努めます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		社会福祉協議会運営支援事業	ふくし総合支援課
事務事業の概要		三郷市社会福祉協議会に対し、財政面の支援を行う。	
実施計画	令和8年度	地域に密着した社会福祉事業を行う社会福祉協議会の活動を推進し、地域福祉の健全な発達及び増進を図る。	120,360
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		民生委員活動推進事業	ふくし総合支援課
事務事業の概要		民生委員・児童委員協議会に対し、協議会費・研修費・活動費等の補助等の支援を行う。	
実施計画	令和8年度	常に市民の立場に立って相談に応じ、必要な支援を行う民生委員・児童委員の活動を推進し、地域福祉の増進を図る。	26,221
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		更生保護活動推進事業	ふくし総合支援課
事務事業の概要		保護司会・更生保護女性会等に対し、財政面の支援を行うとともに、「社会を明るくする運動」をはじめとする犯罪・非行の予防を目的とした啓発活動を行う。	
実施計画	令和8年度	罪を犯した者の更生を援助する保護司等の活動を支援し、地域福祉の増進を図る。	2,079
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		地域福祉計画推進事業	ふくし総合支援課
事務事業の概要		関係課等の取り組みを反映させた計画を策定・実行し、その進捗管理を行う。	
実施計画	令和8年度	全ての市民が、住み慣れた地域で、今後もずっと安心して、生きがいをもってより豊かな生活が送れるよう、ともに支えあい助けあう地域づくりを推進するとともに、地域住民、関係機関や団体等及び行政が相互に協力する仕組みを築いていく。	84
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		社会福祉法人に関する認可等事務	ふくし総合支援課
事務事業の概要		市内のみで事業を展開する社会福祉法人の設立に関する審査や認可を行うとともに、三郷市社会福祉協議会に関する各種届出の受理、指導監査等を行う。	
実施計画	令和8年度	市内における社会福祉法人の適正かつ健全な活動の促進を図る。	87
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	避難行動要支援者支援事業	ふくし総合支援課
	事務事業の概要	災害が発生し避難する際に、地域における支援を必要とする避難行動要支援者について把握し、三郷市避難行動要支援者名簿を整備し、平常時から避難支援等関係者（町会・自治会、自主防災組織等）に名簿情報の提供を行う。	
実施計画	令和8年度	災害時の安否確認、避難誘導等の具体的な支援方法を検討してもらい、一人でも多くの市民の命が救われるよう、地域で支え合う仕組みづくりの推進を図る。	5,144
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	ふくし総合相談窓口事業	ふくし総合支援課
	事務事業の概要	相談先がわからない福祉の相談や複数分野にまたがる相談を広く受け付け、関係部署や外部機関へのつなぎや調整を行う総合的な相談窓口を運営し、関係機関同士の円滑な連携を支援する。	
実施計画	令和8年度	福祉に関する複合的課題を抱える者に対し、多岐にわたる悩みや困りごとを専門相談員が解決に向け案内や調整を行う。	71
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	成年後見制度推進事業	長寿いきがい課
	事務事業の概要	市民後見人を養成し円滑に必要なかたに繋げる。判断力が低下した認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、日常の金銭管理や各種福祉サービスの利用援助、成年後見制度の利用に係る相談や支援を行う。	
実施計画	令和8年度	権利擁護センター（三郷市中核機関）による利用相談や周知啓発及び地域連携ネットワークの整備、市民後見人養成研修を開催する。	6,854
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	相談支援事業	障がい福祉課
	事務事業の概要	障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を図る。加えて、障がい者地域生活支援協議会の日中活動部会において、市内通所施設の情報共有、支援体制の強化を図る。	
実施計画	令和8年度	新規で開設するグループホームに対しては、ショートステイを1床以上、既存・新規通所施設については、体験場としての登録を依頼していき、1割以上の増を目指す	0
	令和9・10年度	R8と同様に加え拠点整備コーディネーターの配置	



方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策	7-2-2 地域包括ケアシステムの推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
生活支援コーディネーターの設置数	人	1(R6)	1(R6)	(増加)
生活支援体制整備における協議体の設置数	つ	1(R6)	1(R6)	(増加)
介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスの実施事業者数	事業者	0(R6)	0(R6)	(増加)
認知症サポーター延べ数	人	10789(R6)	10789(R6)	16000

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備	高齢者に関する様々な相談を受け、必要なサービスにつなぎ、権利や安全を守る制度等を案内します。また、多職種で構成される地域ネットワークの強化に取り組めます。	
在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進	地域の医療や介護の専門職と情報の共有、課題の抽出、対応策の検討を行い、在宅医療や介護を円滑に提供する体制の充実を図ります。また、医療・介護に従事する人材の育成やネットワーク化を更に推進します。	
認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進	早期発見・対応のため、地域の関係機関とのネットワークを強化します。また、認知症サポーター養成講座等の啓発活動を行うとともに、認知症地域支援推進員による地域支援体制の充実を図ります。	
生活支援サービスの整備	介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けて協議体の設置を推進し、生活支援コーディネーターと共に地域資源の発掘や地域課題の解決に向けて取り組めます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	包括的支援事業	長寿いきがい課
	事務事業の概要	市が地域包括支援センターを設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	
実施計画	令和8年度	地域活動や介護予防活動等のため適切な人員体制の確保を目指すとともに、市と各センターとの連携を強化する。併せて地域の関係者とのネットワークを形成する。	291,784
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	地域ケア会議推進事業	長寿いきがい課
	事務事業の概要	個別ケースの支援内容の検討を行う会議を開催し、介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援や、地域包括支援ネットワークの構築などを行い、地域づくり・社会資源の開発や施策等の充実によって地域課題を解決していくことで、高齢者への支援の土台となる社会基盤の整備を図る。	
実施計画	令和8年度	高齢者の個別課題の解決及び介護支援専門員のケアマネジメントの実践力を高め、地域に共通した課題を明確化する。さらに、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげる。	1,368
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	在宅医療・介護連携推進事業	長寿いきがい課
	事務事業の概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するため、住民や地域の関係者と地域のめざすべき姿を共有し、関係者の連携を推進する	
実施計画	令和8年度	医療と介護の専門職による協議会や作業部会、専門職および市民向けの研修会を開催し、在宅医療・介護における多職種連携を推進する。	15,520
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	認知症総合施策事業	長寿いきがい課
	事務事業の概要	認知症の容態の変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の方に対して効果的な支援が行われる体制を構築する。	
実施計画	令和8年度	認知機能の低下が疑われる方を早期発見し、早期対応に繋げる事業展開を行う。認知症に対する正しい知識の普及啓発、行政や関係機関で認知症本人を支援する認知症本人発信支援を実施することで認知症に対するイメージ向上を目指す。	14,737
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	認知症サポーター等養成事業	長寿いきがい課
	事務事業の概要	認知症になっても本人及び家族が地域で安心して生活できるよう、認知症サポーター養成講座等を開催し認知症の正しい知識を周知・啓発するとともに、養成した認知症サポーターと協力して生涯にわたり住み慣れた地域で暮らしていける社会の実現を目指す。	
実施計画	令和8年度	例年開催している講座等の継続実施、新規拡充を目的として講座再周知実施。認知症サポーター養成受講修了者へのステップアップ講座の内容を再検討し、活躍の場であるチームオレンジの整備に着手する。	764
	令和9・10年度	認知症サポーターの増加と活躍の場の提示による質の向上を検討する。	

	事務事業	生活支援体制整備事業	長寿いきがい課
	事務事業の概要	地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう、生活支援体制整備事業を実施し、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進める。	
実施計画	令和8年度	生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置等を通じて、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、支え合いの体制づくりを推進する。	4,443
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策	7-2-3 障がい者福祉の充実

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
地域生活支援拠点等の登録事業者数	件	10(R6)	10(R6)	(増加)
グループホームの利用実績(月平均利用人数)	人	218(R6)	218(R6)	(増加)
サービス利用希望者(派遣申請件数)に対して実際に派遣を提供できた割合	%	85.1(R6)	85.1(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
総合的な障がい福祉施策の推進	障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、総合的な施策を推進します。	
障害福祉サービスの充実	居宅介護や生活介護、自立訓練や就労継続支援等、障害者総合支援法に位置付けられた介護給付、訓練等給付の継続に努めます。	
安定した障がい者福祉施設の運営	障がい者福祉施設みさとの安定した運営に努めます。	
意思疎通支援の充実	聴覚障がい者等に対し、日常生活や社会参加のうえで支障がないよう、手話通訳者の派遣など意思疎通支援の充実を図ります。	
医療費の助成や各種手当等の活用促進	障がい者の経済的な負担を軽減するため、医療費の一部負担金等について助成金を支給するとともに、各種手当の支給を実施します。	
就労支援の推進	一人ひとりの希望に応じた就職を実現し、安定した就労への長期的な支援を総合的に行うため、雇用、福祉、教育、医療各分野が連携したネットワークのさらなる充実を進めていきます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		相談支援事業	障がい福祉課
事務事業の概要		障がい者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を図る。加えて、障がい者地域生活支援協議会の日中活動部会において、市内通所施設の情報共有、支援体制の強化を図る。	
実施計画	令和8年度	新規で開設するグループホームに対しては、ショートステイを1床以上、既存・新規通所施設については、体験場として登録を依頼していき、1割以上の増を目指す	0
	令和9・10年度	三郷市障がい者地域生活支援協議会において、日中活動部会が設置され、市内の障がい者福祉施設を対象とした支援力の底上げのため、研修会等の支援を行う。	50
事務事業		自立支援医療支給事業	障がい福祉課
事務事業の概要		障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度である。医療を必要とする身体障がい者に対する更生医療、児童に対する育成医療、精神障がい者通院医療の対象者に対する医療費負担の軽減を図る。	
実施計画	令和8年度	必要とする障がい児者を制度利用に繋げ、経済的負担を軽減する。	313,440
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		補装具交付事業	障がい福祉課
事務事業の概要		身体障がい者等の身体機能を補完・代替し、日常生活又は職業能率向上を図るために、補装具の交付及び修理を行う。	
実施計画	令和8年度	補装具を必要とする身体障がい児者を制度利用に繋げ、生活の質の向上を図る。	25,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		障害福祉サービス給付事業	障がい福祉課
事務事業の概要		障害者総合支援法による、人々が人格と個性を尊重して安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指す。	
実施計画	令和8年度	適正なサービス利用につなげるため、計画相談支援事業の充実	55,817
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		手話言語条例推進事業	障がい福祉課
事務事業の概要		手話に対する理解と普及、手話で生活しやすい環境の整備などに取り組む。	
実施計画	令和8年度	手話通訳者を養成する講座の充実を図り、登録手話通訳者となる人材育成を図る。(手話言語条例推進事業)	3,005
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	コミュニケーション支援事業	障がい福祉課
	事務事業の概要	聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障がある人のために対し、日常生活や社会参加の上で支障がないよう、手話通訳者や要約筆記の派遣など意思疎通支援の充実を図る。	
実施計画	令和8年度	手話通訳者派遣申請に対し、派遣件数を増加させる。	2,476
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	重度心身障害者医療費支給事業	障がい福祉課
	事務事業の概要	重度心身障害者に対して、医療費の一部負担金を補助し、障がい者の保健の向上及び福祉の増進を図る。	
実施計画	令和8年度	対象となる重度心身障がい者に医療費の支給を適正に行う。	258,343
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	在宅重度心身障害者手当支給事業	障がい福祉課
	事務事業の概要	市内に居住する在宅重度心身障がい者に在宅重度心身障害者手当を支給することにより、経済的、精神的負担の軽減を図る。	
実施計画	令和8年度	対象となる在宅重度心身障がい者に手当の支給を適正に行う。	85,860
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	特別障害者手当等支給事業	障がい福祉課
	事務事業の概要	在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護等の負担を軽減するため特別障害者手当を支給し、経済的、精神的負担の軽減を図る。	
実施計画	令和8年度	対象となる度心身障がい者に手当の支給を適正に行う。	79,761
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	就労支援センター事業	障がい福祉課
	事務事業の概要	障がい者の自立と社会参加を目的に、障がい者が安心して働き続けられるよう、就労と生活の支援を行う。	
実施計画	令和8年度	就職前の適正相談、求職支援、面接同行、実習支援、通勤支援および就職後の定着支援を行う。	689
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	まちづくり方針7 健やかで自立した生活を支え合うまちづくり
施策	7-2-4 高齢者福祉の充実

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
要介護認定者のうちサービスを利用しているかたの割合	%	71.2(R6)	71.2(R6)	74.5

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
高齢者の孤立防止	高齢者等が安心して暮らし続けられるよう、高齢者同士の交流の場の充実を図り、地域住民と協力して孤立や閉じこもり、孤独死等を防ぐための住民ニーズに応じた取組みを行います。	
生活支援を支える基盤整備の推進	日常生活で、何らかのサービスが必要な高齢者のための生活支援サービスと情報提供の充実を図ります。	
社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備	高齢者が長年培ってきた知識や技能を發揮できる場の確保を行うとともに、ボランティア活動などの社会参加の支援や生きがい活動のための環境整備を進めます。	
高齢者福祉サービスの充実	介護サービス等の整備に努めていくとともに、市が住民にとって身近な日常生活圏域を単位として実施する介護基盤整備事業について、民間事業者等が整備する施設に対し、整備費の一部補助などを行います。	
介護予防の推進	高齢者が要介護状態にならないように、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう介護予防事業を更に推進します。また、市民が協力し支えあい、生きがいをもった生活を長く続けることができるような仕組みを整えます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		老人福祉センター等管理運営事業	長寿いきがい課
事務事業の概要		高齢者に対して教養の向上やレクリエーション等の憩いの場を提供し、高齢者福祉の向上を図ることを目的とする。	
実施計画	令和8年度	指定管理者制度の活用による管理運営により、高齢者に対して教養の向上やレクリエーション等の憩いの場を提供する。	163,276
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		ふれあい・見守り拠点事業	長寿いきがい課
事務事業の概要		高齢者の憩いの場、および相談窓口の提供、高齢者間のコミュニティの創出により、地域と高齢者を繋ぐことを目的とする。	
実施計画	令和8年度	みさと団地内のNPO法人であるいきいきネット、ささえあいの会みさとクローバーに業務委託を実施し、ふれあい見守り拠点を設置。公共施設ほっとサロン・いきいきにおいてはイベント実施機能を充実させ、利用者の増加を目指す。	7,193
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		介護予防・生活支援サービス事業	長寿いきがい課
事務事業の概要		介護予防サービスの訪問介護、通所介護の従前相当サービスの他、地域の実情に応じて、様々なサービスを提供することで、地域全体で高齢者を支え、要介護状態となることを予防する。	
実施計画	令和8年度	従前相当サービスを進めつつ、多様なサービスを拡充する。	284,780
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		シルバー人材センター補助事業	長寿いきがい課
事務事業の概要		高齢者の就業による生きがいの充実に貢献するシルバー人材センターに対し、補助金を交付する。	
実施計画	令和8年度	シルバー人材センターに対し、補助金を交付する	19,050
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		公的介護施設等整備費補助事業	介護保険課
事務事業の概要		地域密着型サービス事業所の整備や、既存施設の防災・減災対策に係る経費等の一部を補助します。	
実施計画	令和8年度	非常用自家発電設備の設置補助(3件)を予定。	23,190
	令和9・10年度	申請に応じ随時実施する。	

	事務事業	介護予防事業	長寿いきがい課
	事務事業の概要	高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が長くできるよう介護予防事業にフレイル対策を含めて推進する。また、市民が協力し支えあい、要介護状態にならないような仕組みを推進する。	
実施計画	令和8年度	運動や口腔、認知症予防、通いの場などの介護予防事業を実施し、要介護状態になることを予防する。	56,912
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	経営方針 1 地域力の醸成
施策	経1-1 コミュニティ活動の促進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
町会、自治会の数	団体	127(R7)	127(R7)	計画初期値以上に維持
自治会等に加入している世帯の割合	%	69(R7)	69(R7)	計画初期値以上に維持
コミュニティ活動団体数	団体	13(R7)	13(R7)	計画初期値以上に維持

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
地域コミュニティの活性化	地域活動の推進、町会等の活動支援を行います。また、将来の町会役員や市民活動団体の地域リーダーとなる人材の育成を進めます。	
コミュニティ組織・活動への援助	「三郷市コミュニティ協議会」の組織の育成や事業運営の支援・協力を行いながら、自主的活動の活性化を推進します。	
ボランティア活動への支援	市民ボランティア活動に際しての傷害・賠償保険を提供します。	
地域コミュニティ施設整備の促進	町会・自治会等の活動拠点である集会所等の施設備品の充実に向けた補助金制度を実施します。	
「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備	「こどもの居場所」を作りたい人や協力者に対し相談体制を構築します。	
地域包括ケアシステムの推進	高齢者、障がい者などが、可能な限り住み慣れた地域で、自立した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域での支援を推進します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		自治振興事業	市民活動支援課
事務事業の概要		町会及び自治会等の健全な育成と円滑な運営を助長し、地域社会における連帯感の醸成及び自治意識の向上並びに環境保全思想の普及と啓発を図り、もって自治振興活動・環境保全活動の推進に資することを目的とする。	
実施計画	令和8年度	町会長等視察研修会やハンドブック勉強会などの研修会を開催する。自治振興交付金を交付。協働によるまちの魅力アップ事業を推進する。	39,430
		キャンプ体験、こどもフェスタ、視察研修、成果発表会の支援を行なう。	300
		団体登録や保険請求手続等の事務処理を行う。	600
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		コミュニティ施設整備事業	市民活動支援課
事務事業の概要		町会、自治会等が活動する拠点である集会所等の修繕、改築等の補助。	
実施計画	令和8年度	町会、自治会等が活動する拠点である集会所等の修繕、改築等の補助。	5,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		「こどもの居場所」づくり推進事業	こども政策課
事務事業の概要		家でも学校でもない、こどもが一人でも安心して自分らしく過ごせる場を提供する。	
実施計画	令和8年度	随時、支援をしたい方や企業等とこどもの居場所運営者との調整を行う	0
		国や県等からの助成金等の情報を運営者に提供する	0
	令和9・10年度	引き続き、支援を受けたい運営者と支援をしたい企業等のマッチングや国、県等からの情報を運営者に提供する	
事務事業		包括的支援事業	長寿いきがい課
事務事業の概要		市が地域包括支援センターを設置し、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等のチームアプローチにより、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。	
実施計画	令和8年度	地域活動や介護予防活動等のため適切な人員体制の確保を目指すとともに、市と各センターとの連携を強化する。併せて地域の関係者とのネットワークを形成する。	291,784
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	経営方針 1 地域力の醸成
施策	経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
地区文化センター等の文化施設で開催するイベントの参加人数(単年度積算・延べ数)	人	107843(R6)	107843(R6)	(増加)
市が開催する生涯学習関係事業の参加人数(単年度積算・延べ数)	人	2440(R6)	2440(R6)	(増加)
スポーツ教室、各スポーツイベントの参加者数	人	3631(R6)	3631(R6)	(現状維持)
家庭や学校以外のこどもの居場所の数と小学校区数の割合	%	88.8(R6)	88.8(R6)	100
市が開催・関係する読書関係事業の参加人数(単年度積算・延べ数)	人	35956(R6)	35956(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進	スポーツ、地域活動や生涯学習など、市民の身近な活動の中での多世代交流を促進します。	
「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進	「こどもの居場所」をこどもや子育て家庭だけでなく、多世代が交流できるコミュニティの拠点とします。	
本を通じた世代間交流の推進	こども司書養成講座の実施と読書ボランティアに対する支援により、本を通じた世代間交流を推進します。	
地域における世代間交流の促進	地区文化センター等の文化施設や児童館、町会等において、世代に関わらず楽しめるイベント等の開催を支援します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		スポーツ協会支援事業	スポーツ振興課
事務事業の概要		三郷市内における各種加盟団体を統括し、スポーツの振興と市民の体力の向上を図り、健全で明るい文化生活の形成に寄与することを目的とする	
実施計画	令和8年度	三郷市内における各種加盟団体を統括する	11,000
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		公民館運営管理事業	生涯学習課
事務事業の概要		社会教育法に基づき、市民のための「つどう・まなぶ・むすぶ」を果たすため、主催事業を実施します。	
実施計画	令和8年度	「デジタル事業」「家庭教育事業」「高齢者教育事業」「国際交流事業」「成人教育事業」「人権教育事業」他	1,464
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		放課後子ども教室推進事業	生涯学習課
事務事業の概要		小学校の放課後に、子どもたちが安全・安心に活動できる拠点を設け、地域社会において心豊かに育む環境作りを推進する。	
実施計画	令和8年度	放課後子ども教室を運営する。	1,069
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		「こどもの居場所」づくり推進事業	こども政策課
事務事業の概要		家でも学校でもない、こどもが一人でも安心して自分らしく過ごせる場を提供する。	
実施計画	令和8年度	「こどもの居場所」の更なる拡大として、市民・団体・企業等との協働によりプレーパークの実施に係る気運醸成や市独自の認定制度の導入などの仕組みづくりを行う	170
		こどもの居場所の安定した運営を図ることを目的に、物価高騰に伴う負担軽減のための支援として、こども食堂等の運営団体に対し、食料費・光熱水費・消耗品費等の運営費を対象に補助金を交付する	6,406
	令和9・10年度	こどもの居場所を開設したい市民に対し、必要なノウハウを習得できるセミナーを開催する	
事務事業		「日本一の読書のまち」推進事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		「第3次日本一の読書のまち三郷推進計画」に基づき、庁内外の関連部署、機関、団体等と連携して、すべての市民が本とふれあえる機会を増やすとともに、読書を通じた交流を促進する。	
実施計画	令和8年度	みさと絵本サーキットの開催、ふれあい文庫の運営、こども司書活動用消耗品等	1,228
	令和9・10年度	R8と同じ	

事務事業		「日本一の読書のまち三郷」推進団体等活動サポート事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		市民・団体等の主体的かつ継続的な読書活動を促すため、活動に使用する用具などの貸し出し及び各種講座等の開催により、団体等の活動を支援する。	
実施計画	令和8年度	読書ボランティア講座講師謝金、活動サポート用消耗品	48
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		指定管理者による文化施設運営事業	市民活動支援課
事務事業の概要		指定管理者による文化施設等の運営業務委託	
実施計画	令和8年度	指定管理者による文化施設等の運営業務委託	587,855
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	経営方針 1 地域力の醸成
施策	経1-3 市民のまちづくりへの参加

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
市民公募委員がいる附属機関の割合	%	33.92(R6)	33.92(R6)	(増加)
市民意識調査の回答率	%	47.9(R6)	47.9(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
市民参加制度の活用	パブリック・コメント手続など、三郷市自治基本条例に基づく市民参加制度の活用を図り、市民参加によるまちづくりを推進します。	
市民参加の機会の確保	まちづくりをはじめとした計画づくり等の実践の場において、市民が参加できる機会、場の確保に努めます。また、参加の機会を増やすため、様々なデジタル媒体の活用を図ります。	
広聴活動の充実	投書箱やインターネットをはじめ、様々な媒体により広く意見や要望を収集し、市政運営に役立てます。また、今後のまちづくりの参考とするため市民意識調査を行い、市政に対する市民の意識を的確に把握します。	
有権者の政治意識向上	若年層、特に初めての選挙となる新有権者や、将来の有権者である小中高校生に対して、選挙啓発事業を行います。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		パブリック・コメント手続管理事業	企画政策課
事務事業の概要		市政への市民参加を推進するとともに、行政運営の透明性向上を図るため、政策等を定める際に公表して広く意見を募集し、提出された意見の内容や意見に対する市の考え方等を公表するパブリック・コメント手続を実施する。実施にあたり、政策等を策定・改定する担当課へパブリック・コメント手続に係る支援を行うとともに進行管理を行う。	
実施計画	令和8年度	パブリック・コメント手続が適切に実施されるよう支援及び進行管理を行う。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		審議会等制度管理業務	企画政策課
事務事業の概要		市民等が市の政策等の検討過程で意見する機会が設けられるよう、審議会等制度の管理運営を行う。	
実施計画	令和8年度	三郷市審議会等の設置及び運営に関する規程に基づき、審議会等が適切に運営されるよう管理する。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		広聴事業	広報広聴課
事務事業の概要		多様化・複雑化する市民のニーズを的確に把握し、市民参加の市政運営・まちづくりを進めるために、広聴活動の充実を図る。	
実施計画	令和8年度	市民の声、要望、団体との要望に関する調整を行う	163
		市長が直接市民と対話する広聴活動を実施する	0
令和9・10年度		R8と同じ	
事務事業		選挙管理委員会事務	選挙管理委員会
事務事業の概要		主に小中高校生に対して、選挙啓発事業を行う。	
実施計画	令和8年度	選挙啓発ポスター及び習字の募集	330
令和9・10年度		R8と同じ	

方針	経営方針 2 まちの魅力向上
施策	経2-1 シティブランディングの強化

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
三郷市に誇りや愛着・親しみを感じている市民の割合	%	65.9(R6)	65.9(R6)	(増加)
行政サービスを利用するために必要な情報が、必要な時に見つけられていると感じる市民の割合	%	- (-)	- (-)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
地域力を醸成するための機会の創出	自然、文化、産業など、三郷市の資源を知り、市民が地域に愛着を持って、いきいきとした生活や交流を育むことができる機会について、様々な場面を捉えて創出し、市民によるまちの活性化や発展につなげます。	
広報活動の推進	月一回の「広報みさと」発行のほか、市ホームページやSNSなど多様な媒体を活用した情報発信に取り組めます。	
シティプロモーションによる魅力発信	市の各施策における取組状況やまちの様々な魅力を市ホームページやSNS上に数多く展開するとともに、三郷市の魅力を発掘・創造し、市内外へ効果的に発信することにより、シティプロモーションに取り組めます。	
特徴ある取組みの推進	特徴ある取組みの一つとして、「日本一の読書のまち三郷」の活動の内容を市内外へ発信し、市民意識を醸成し、文化のかおり高いまちづくりを目指していきます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		シティセールス推進事業	広報広聴課
事務事業の概要		まちの活力を高め、市民が「我がまち」として愛着や誇りを持てる街づくりを推進するため、市の魅力を発掘・創造し、様々な媒体を活用して効果的に発信する。	
実施計画	令和8年度	みさとシティプロモーション方針の改訂（R7繰越明許費）	4,070
		三郷市公式サイト運用管理を行う	2,195
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		広報事業	広報広聴課
事務事業の概要		地域コミュニティの活性化を図り、市政への参加と協働のまちづくりを推進するため、効果的・戦略的に市政情報を市内外へ広く発信する。	
実施計画	令和8年度	広報みさとを編集・発行する	23,051
		広報みさとを町会・自治会等へ届ける	6,300
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		「日本一の読書のまち」推進事業	日本一の読書のまち推進課
事務事業の概要		「第3次日本一の読書のまち三郷推進計画」に基づき、庁内外の関連部署、機関、団体等と連携して、すべての市民が本とふれあえる機会を増やすとともに、読書を通じた交流を促進する。	
実施計画	令和8年度	みさと絵本サーキットの開催、ふれあい文庫の運営、こども司書活動用消耗品等	1,228
	令和9・10年度	R8と同じ	

方針	経営方針 2 まちの魅力向上
施策	経2-2 広域行政の推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
まんまるよやく利用登録者数	団体・個人	1307(R6)	1307(R6)	(増加)
三郷市民・団体の市外施設利用件数(まんまるよやくを通じて三郷市民・団体が近隣4市1町の施設を利用した延べ件数)	件	3184(R6)	3184(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
自治体間連携による行政サービスの向上	市民の生活行動圏に関する近隣都市との連携を深め、広域的な防災、交通、公共施設の相互利用などに取組みます。	
共通する事務における連携	近隣自治体との共通する事務において、一部事務組合等を通じた連携を推進します。	
友好都市交流の推進	友好都市協定を締結している長野県安曇野市及び奈良県生駒郡三郷町と、三郷・安曇野友好都市交流推進協議会をはじめ、様々な交流事業を通し、友好関係を深めます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		埼玉県東南部都市連絡調整会議事業	企画政策課
事務事業の概要		埼玉県東南部地域における調和のとれた発展を目指し、広域的な行政課題について調査研究を行い、かつ広域的な連携を図る。また、埼玉県東南部地域公共施設予約案内システム(まんまるよやく)の共同運営を担う。	
実施計画	令和8年度	まんまるよやくシステムの維持管理及び次期システム更新に向けた調整を行う。	17,916
		共通の行政課題に対する調査研究を行う。	1,240
	令和9・10年度	共通の行政課題に対する調査研究を行う。 また、まんまるよやくシステムの維持管理及び次期システムへの更新を行う。	
事務事業		友好都市交流事業	秘書課
事務事業の概要		三郷市、安曇野市(旧三郷村)、三郷町による友好都市間での市民・団体の交流を促進し、それぞれの地域の発展と振興に寄与する。	
実施計画	令和8年度	三郷・安曇野友好都市交流推進協議会を三郷市で開催する。(3年に1度の輪番開催市)	695
	令和9・10年度	三郷・安曇野友好都市交流推進協議会が奈良県三郷町で開催される。(3年に1度の輪番開催市)	

方針	経営方針 2 まちの魅力向上
施策	経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
協定締結している大学や民間企業との数	件	64(R6)	64(R6)	(増加)
ギリシャ交流サポーター会員数	団体・個人	498(R6)	498(R6)	(増加)
民間事業者との災害応援協定締結数	件	56(R6)	56(R6)	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
社会貢献活動によるまちづくり	子どもや子育て世帯、高齢者、障がい者など支援を必要とする人々に対し、社会貢献活動を行う個人や地元企業・団体が支援することで、安心できるまちづくりを進めます。	
ギリシャ共和国を中心とした国際交流	ギリシャ共和国とのホストタウン交流など、スポーツ・文化・教育・産業など様々な分野での国際交流を通じて、市民の国際感覚・国際意識の向上や国際化を推進します。	
大学との連携	協定や事業等により三郷市と関わりのある大学等と連携し、魅力ある地域社会の構築を目指します。	
民間企業等との連携の推進	防災、教育など市民生活に関わる様々な取組みにおける民間企業や団体等との協定や連携を推進し、民間企業等のもつ専門性やノウハウを活かした政策立案を目指します。	
民間事業者との災害時応援協定の締結	災害発生時に市民サービスを提供するうえで、有益な事業を展開している事業者等と積極的に協定締結を検討し、迅速な応急復興対策につなげていきます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

		事務事業	ホスタウン推進事業	企画政策課
		事務事業の概要	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたギリシャ共和国のホスタウン交流を継続し、イベントやセミナー、姉妹都市交流において、スポーツ、文化、教育など様々な分野で国際化に向けた各種交流事業を推進する。	
実施計画	令和8年度	交流事業の実施		3,765
	令和9・10年度	R8と同じ		
		事務事業	官民連携推進業務	企画政策課
		事務事業の概要	包括連携協定の締結等により市が抱える課題の解決に民間の技術・ノウハウ、専門的な知見を取り入れます。	
実施計画	令和8年度	新たなパートナー探しと既存の団体との連携強化		0
	令和9・10年度	R8と同じ		

方針	経営方針3 行財政基盤の強化			
施策	経3-1 持続可能な行政運営の確立			
指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
経常収支比率	%	100.7(R6)	100.7(R6)	95
将来負担比率	%	51.2(R6)	51.2(R6)	計画初期値以下に維持
実質公債費比率	%	8.5(R6)	8.5(R6)	計画初期値以下に維持
4月1日時点の財政調整基金残高	%	2.1(R6)	2.1(R6)	10
市税徴収率(現年課税分)	%	99.3(R6)	99.3(R6)	(増加)
まちづくり方針関係指標の達成割合	%	22.7(R6)	22.7(R6)	100
【後期基本計画】施策実現のための取組み				該当事務事業
市民に信頼される人材の育成	人材育成・確保基本方針に基づき、「三郷の未来を描き、情熱と意欲を持って、市民とともに向上する」職員を育成します。また、人事評価制度や研修などを通じて、職員のモチベーションの維持向上に取組み、職員の能率を高めます。			
市政を支える人材の確保	三郷市定員適正化計画及び人材育成・確保基本方針に基づき、様々な行政需要に対応できる多様な人材確保に努めます。			
社会課題に対応できる組織体制の構築	適正な定員管理及び組織体制の構築を図るとともに、職員一人ひとりの能力が発揮できる職場環境づくりを推進します。			
健全な財政運営	経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率など、財政状況を注視し、計画的な財政運営を行います。			
基金及び地方債の適正管理	将来に備え、基金の適正な管理を行います。地方債残高の推移を分析しながら、地方債の借入額を調整していきます。			
適正な賦課徴収業務の推進	適正な市税の賦課により納税者の信頼をより一層確保するとともに、税外債権も含め、確実な公金徴収と収入未済額の圧縮に努めます。			
国や県との連携による財源確保	国や県の補助金や助成金等を最大限活用し、財源を最大限に確保します。			
ふるさと納税制度の利用促進	既存のふるさと納税制度に加えて、企業版ふるさと納税制度やクラウドファンディング型ふるさと納税の利用促進を図り増収に努めます。			
市有財産の適正管理と有効活用	市が保有する土地などのうち未利用となっている資産について活用を検討します。			
公金の安全かつ効率的な管理及び運用	国債等の保有など、市の公金を安全かつ効率的に管理・運用する手法を検討します。			
受益者負担の適正化	受益者負担を適正に管理することにより、費用負担の公平性を図り、市民サービスのムダ・ムラを抑制します。			
総合計画の適正な運用と効果的な政策立案に向けたマネジメントサイクルの推進	総合的かつ効果的な市政運営を行うため、総合計画に基づき、行政評価制度等を活用しながら事業を実施するとともに、マネジメントサイクルによる施策、事務事業の見直しを行い、効果的・効率的な事業推進に努めます。			
市内事業者の育成と地域経済の活性化	適正な予定価格・工期の設定、施工時期の平準化等により市内事業者育成への配慮に努めます。			
市民サービスの質の維持・確保	行政資源に課題がある中でも市民サービスの質を保ち、人口減少時代においても住みやすいまちを維持するため、まちづくり方針における各施策の実現を図ります。			
行政事務の適正な執行	法定受託事務や個人情報保護など、行政の基本的な事務や手続きを適正に管理・執行します。			
入札・契約・検査の適正な執行	入札制度の透明性・公平性・競争性の確保や効率化を図ります。また、建設工事について、品質確保と適正な履行に係る検査を効率的に執行します。			

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

	事務事業	職員研修業務	人事課
	事務事業の概要	全職員を対象に、全体の奉仕者としてふさわしい品位と識見を備えた職員を養成すること並びに職員の能力を最大限に引き出す教育訓練などを行う。	
実施計画	令和8年度	階層別研修として、次の研修を実施する。新規採用職員研修、採用2年目職員フォローアップ研修、中級研修、新任主任研修、主任研修第1課程、係長職育成研修、新任管理職研修、シニア職員研修、また、課題別研修や派遣研修等への参加も実施していく。	2,765
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	人事管理事務	人事課
	事務事業の概要	職員のニーズに即した働き方の実現及びモチベーションの維持向上を図るため、職員に対して、人事評価を実施し、評価結果を処遇や人事異動に反映させる。また、上記の他、法令・服務規律等を徹底するため、職員に周知・研修等を行う。	
実施計画	令和8年度	適性な人事評価を実施する為、評価者となる職員に対して、人事評価に係る研修を実施予定。	200
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	採用試験等事業	人事課
	事務事業の概要	公務員として職務を遂行する上での必要な基礎的知識及び適性を有し、三郷市の発展のための貢献意欲の高い者を採用するため、採用試験や周知活動を行う。	
実施計画	令和8年度	適性な職員採用試験及び受験希望者を対象とした職員採用説明会を実施する。	1,391
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	組織管理事業	企画政策課
	事務事業の概要	行政需要の変化や新たな政策課題に対応できる組織機構の整備のため、常に事務事業の見直しを行い、定員適正化の進捗を計りつつ、行政機構の効率化、市民にわかりやすい組織機構の維持・改善を図る。	
実施計画	令和8年度	各部局から組織体制に関する改善提案を受け、その内容を精査し、最適な組織体制を構築する。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	財政課事務	財政課
	事務事業の概要	財政状況を注視し、計画的に財政運営を行います。	
実施計画	令和8年度	毎年度の予算編成にあたっては費用対効果を念頭に置き、限られた財源を市民福祉の向上や市の魅力を高める事業へ効果的に配分します。	0
	令和9・10年度	借入れを行う際は、そのときの財政状況、地方債残高、金利など様々な点を考慮したうえで、適切な額を借ります。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	財政調整基金積立	財政課
	事務事業の概要	災害発生等の不測の事態が生じた際に対応できるよう、財政調整基金（市の貯金）の積立てを行います。	
実施計画	令和8年度	決算剰余金や市税収入の予算超過分の一部を財政調整基金に積み立てます。基金の取り崩し（支出）の際は、必要額を精査し、基金残高を確保します。	7,463
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	固定資産税・都市計画税課税事業	資産税課
	事務事業の概要	地方税法及び三郷市税条例等に基づき、市内に所在する固定資産（土地・家屋・償却資産）の把握及び調査を行うことにより、固定資産税及び都市計画税の公平で適正な課税を行う。	
実施計画	令和8年度	納税義務者を確定するとともに、固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価を行い、固定資産税及び都市計画税の賦課決定を行う。	68,567
	令和9・10年度	納税義務者を確定するとともに、固定資産（土地・家屋・償却資産）の評価を行い、固定資産税及び都市計画税の賦課決定を行う。	
	事務事業	収納管理事務	収納課
	事務事業の概要	適正な収納管理	
実施計画	令和8年度	督促・催告及び呼びかけセンターによる電話・SMS催告の実施 迅速かつ正確な還付、充当処理	39,522
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	個人市民税課税事業	市民税課
	事務事業の概要	地方税法及び三郷市税条例を根拠とし、個人市民税の申告に基づき公平で適正な課税を行う。	
実施計画	令和8年度	個人市民税の申告相談、賦課決定処理を行う。	9,524
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	収納対策事務	収納課
	事務事業の概要	市税の徴収率向上	
実施計画	令和8年度	前年度を上回る徴収率の実現と収入未済額の圧縮を目指し、差押や滞納処分の執行停止を行う。	3,598
	令和9・10年度	R8と同じ	

	事務事業	ふるさと納税推進事業	市有財産管理課
	事務事業の概要	三郷市のまちづくり等に共感し応援するかたからふるさと寄附金を募る	
実施計画	令和8年度	ふるさと納税サイト事業者との契約に基づく手数料等の支払い	1,100
	令和9・10年度	R8と同様	
	事務事業	企画政策課事務	企画政策課
	事務事業の概要	企業版ふるさと納税制度を活用し民間企業等から寄附を募る。	
実施計画	令和8年度	企業への営業活動と制度の庁内周知。	500
	令和9・10年度	R8と同じ 制度は令和9年度までの予定。	
	事務事業	公有地等有効活用検討委員会等業務	企画政策課
	事務事業の概要	公有地の有効活用のため公有地等有効活用検討委員会制度の管理運営を行う。	
実施計画	令和8年度	三郷市公有地等有効活用検討委員会規程に基づき、公有地の有効活用のため、公有地等有効活用検討委員会が適切に運営されるよう管理する。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	市有財産管理事務	市有財産管理課
	事務事業の概要	市有財産を効率的かつ安全に活用するため、適正な維持管理を行う	
実施計画	令和8年度	用途の定まっていない市有地の利活用について整理し、売却を検討する。	1,785
	令和9・10年度	R8と同様	
	事務事業	資金運用検討業務	会計課
	事務事業の概要	市の公金を安全かつ効率的に管理・運用するため、金融機関等から情報収集を行い、庁内関連部署と協議を実施する。	
実施計画	令和8年度	定期預金以外の管理・運用について協議する。	0
	令和9・10年度	定期預金等による運用	

	事務事業	行政評価制度管理業務	企画政策課
	事務事業の概要	効率的な行政運営を行うため、事業ごとのP D C Aサイクルを確立し、質のよい意思決定、政策選択に資するツールとして行政評価制度を活用します。	
実施計画	令和8年度	総合計画に紐づく事務事業評価を実施し、翌年度へ向けた改善に活用することにより、総合計画の推進を図ります。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	契約事務	契約課
	事務事業の概要	入札参加資格審査 適正な調達方法、調達先の選定 契約審査 入札関連情報の公開	
実施計画	令和8年度	ダンピング受注の防止、週休2日制モデル工事及び余裕期間設定工事を推進する。	0
	令和8年度	透明性、公平性、競争性の確保と品質に優れた適正な公共調達を行う。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
	事務事業	総合計画等策定及び管理事業	企画政策課
	事務事業の概要	総合計画（行政改革、地方版総合戦略を含む）についてP D C Aサイクルの考え方に基づいた進行管理を行う。	
実施計画	令和8年度	「三郷市総合計画等懇話会」を設置し、外部委員を交えながら行政が実施した施策・事業の効果検証を行う。	170
	令和9・10年度	R8と同じ	



方針	経営方針3 行財政基盤の強化
施策	経3-2 公共施設マネジメントの推進

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
人口一人当たりの公共施設の延べ床面積	㎡/人	1.97(R6)	1.97(R6)	(現状維持)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
更新費用の平準化	計画的な予防保全を図ることにより、経年劣化の進行に伴う大規模改修にかかる費用を最小限に抑制するとともに、建物の長寿命化を図り、財政の計画との連動のもと、適切な時期に更新を行い、ライフサイクルコストの削減及び更新費用の平準化に努めます。	
公共施設の維持管理	本市が保有する公共建築物の老朽化が進む中でも、安全な利用環境を維持します。	
最適な施設配置の検討	施設の利用状況や維持管理にかかる費用などを調査し、本市の財政規模で将来的な維持管理が可能かを精査し、最適な配置に努めます。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		公共施設維持管理計画事業	市有財産管理課
事務事業の概要		公共施設等の総合的、計画的な管理を推進する	
実施計画	令和8年度	個別施設計画の進捗管理を行う	0
	令和9・10年度	個別施設計画の改定	
事務事業		市施設営繕事業	市有財産管理課
事務事業の概要		公共施設の適正な維持保全を図るとともに、新築・改修工事の設計・監理を行う	
実施計画	令和8年度	施設の長寿命化を図るため、各公共施設の改修を順次進める。	404,650
	令和9・10年度	R8と同様	

方針	経営方針3 行財政基盤の強化
施策	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築

指標	単位	計画初期値 (基準年度)	R7実績 (基準年度)	目標値 R12
各職場においてデジタル技術を活用できていると感じている職員の割合	%	未調査	未調査	(増加)

【後期基本計画】施策実現のための取組み		該当事務事業
最新技術を活用した行政経営	AIやRPAなどのデジタル技術を活用し、効率的な行政経営に取組みます。	
DXの推進	三郷市DX推進ビジョンに基づきデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進します。	
庁内システムの全体最適化	業務システムの導入・運用にあたっては、最少の経費で最大の効果を得られるように、システムの調達範囲や調達方法を深く検討し、最適化を図ります。	
情報セキュリティの向上	個人情報等の取扱いにおける技術的な情報漏洩対策を進めるとともに、取り扱う職員全員の意識や技術の向上を図ります。	
業務改革による危機管理・業務継続体制の構築	ICT等の活用により、大規模災害や感染症の発生等で社会活動が制限された場合においても、行政機能が維持できるシステムを構築します。	

令和8年度の主な事業

(単位 千円)

事務事業		デジタル化推進事業	情報政策課
事務事業の概要		少子高齢化の進展、市民の価値観及び生活様式の多様化その他社会環境の変化に伴い行政需要が一層増加する中、これらに対応し、市民生活の向上及び市行政の効率化に資するため、デジタル技術等の利活用を推進する。	
実施計画	令和8年度	AI-OCR、音声テキスト化システム、自動翻訳システム、RPAの運用、AI・RPAに係る調査・研究を行う。	10,586
		遠隔相談窓口の運用、スマートフォン講習会の実施、DX推進に係る調査・研究を行う。	15,924
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		基幹業務システム管理事業	情報政策課
事務事業の概要		住民記録・各種税業務などの基幹業務システムのソフトウェアとハードウェアの維持管理	
実施計画	令和8年度	RPAに適合する業務の検討を進める。	0
		eI-QRへのシステム対応及び内部事務の調整を行う。	2,640
		標準準拠システムにおける調達方法の最適化を検討する。	0
		電子申請で完結する業務の拡大検討	0
	令和9・10年度	共通化業務拡大を受けたシステム対応検討を行う。	
事務事業		情報セキュリティ対策事業	情報政策課
事務事業の概要		市が保有する情報資産を守るため、情報セキュリティを維持するための全庁的な組織である情報セキュリティ委員会の運営や情報機器に対する技術的な対策を行う。	
実施計画	令和8年度	最新の状況に即した情報セキュリティポリシーに更新する。	0
		職員向け研修の充実を図る。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		情報処理機器及びネットワーク管理事業	情報政策課
事務事業の概要		職員が使用するパソコン及びネットワーク環境等機器を整備	
実施計画	令和8年度	電子申請で完結する業務の拡大を検討する。	0
		システム調達の範囲を調整して効率的なシステム調達を検討する。	0
	令和9・10年度	R8と同じ	
事務事業		情報公開・個人情報保護制度事務	総務課
事務事業の概要		職員については、個人情報を適切に管理し、情報漏えい等の事故を防ぐとともに、窓口対応を迅速に行えるようにする。市民等に対しては、市政情報コーナーにおいて多くの情報を得られるようにし、より市政に対する理解を深めてもらえるようにする。	
実施計画	令和8年度	新規採用職員向けに「情報公開・個人情報保護制度」について研修を行う。情報公開・保有個人情報開示請求の受付及び内容確認を行う。	320
	令和9・10年度	R8と同じ	

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
1-1-1	強靱な防災基盤の構築	避難所運営委員会設立済みの避難所の数（全32箇所）	指定避難所における避難所運営委員会の設置数
1-1-1	強靱な防災基盤の構築	品目毎の備蓄目標数に対する備蓄率	すべての備蓄品目にて「三郷市備蓄計画」
1-1-1	強靱な防災基盤の構築	防災リーダーの育成数	防災リーダー延べ人数
1-1-1	強靱な防災基盤の構築	住宅の耐震化率	「三郷市内の住宅（戸数）」のうち、「耐震性有の住宅（戸数）」の割合。
1-1-2	風水害対策の強化	すべての要配慮者施設における避難確保計画策定率	すべての要配慮者施設における避難確保計画策定率
1-1-2	風水害対策の強化	すべての要配慮者施設における避難訓練実施率	すべての要配慮者施設における避難訓練実施割合。 定期的な訓練により、職員の誘導スキルと利用者の防災意識が高まり、災害発生時における迅速かつ安全な避難行動の確保につながる。
1-1-3	消防体制の充実	車両不具合（法定点検・整備を除く）により、通常出場体制が取れない期間	車両不具合により通常出場体制が取れない日数（非常用車両では対応できない場合、及び、はしご車などの特殊車両が不具合により近隣消防に応援を要請する場合） この期間を減らすことで、火災や救急要請に対して常に万全の体制で出動でき、市民の安心・安全を担保する。
1-1-3	消防体制の充実	特定行為の実施率	実施率は、救急救命士の特定行為該当事案においての実施割合。適切な特定行為が行われることで、病院到着前の救命処置が充実し、重症傷病者の救命率や社会復帰率の向上に寄与する。
1-1-3	消防体制の充実	消防団員の建物火災出動率	建物火災の発生に対し、地域の消防団員が出動した割合。地域を熟知した消防団が迅速に出動することで、初期消火や延焼防止の効果が高まり、火災による人的・物的被害の軽減に寄与する。
1-1-3	消防体制の充実	消防団員の訓練・講習の参加率	消防団員が技術向上や知識習得のための訓練等に参加した割合。この率が向上することで、団員一人ひとりの現場対応力が強化され、火災や災害発生時における迅速かつ確かな活動と、市民の安全確保につながる。
1-1-3	消防体制の充実	消防団員充足率	条例で定められた定員数に対し、実際に任命されている消防団員。この割合を高く維持することで、地域の火災や災害に対する防衛力が安定し、いかなる事態においても迅速な救助や消火活動が行える体制の構築につながる。
1-1-3	消防体制の充実	心肺停止の傷病者に対する心肺蘇生法実施率	現場に居合わせた市民による心肺蘇生の実施割合。応急手当が行われることで、救急隊が到着するまでの空白時間が埋まり、心肺停止状態からの生存率が大きく向上する。
1-1-3	消防体制の充実	クラブ員の総数	次世代を担う防災・防火組織の所属人数。クラブ活動を通じて幼少期から正しい知識を身につけることで、将来にわたる地域の防災文化の継承と安全意識の醸成を図る。
1-1-3	消防体制の充実	少年消防クラブ活動参加率	クラブ員が防火学習や訓練などの活動に参加した割合。活動を通じて幼少期から防災の知識と技術を習得することで、将来の地域防災を担う人材の育成と、家庭内での防火意識の向上につながる。
1-2-1	防犯活動の強化	特殊詐欺被害認知件数	警察等に把握された振り込め詐欺等の発生数。この件数を減少させることで、市民の貴重な財産被害を防ぎ、犯罪に強い安心な地域社会の構築につなげる。
1-2-1	防犯活動の強化	刑法犯（自動車盗・侵入盗）認知件数	自動車盗難や空き巣などの重要窃盗犯の発生数。防犯対策の強化によりこれらを抑制することで、市民が日常生活において不安を感じない安全なまちを実現する。
1-2-1	防犯活動の強化	全刑法犯認知件数	市内で発生したすべての刑法犯罪の合計数。犯罪の総数が減少することで、地域の治安が安定し、市民が安全に暮らすことができる住みよい生活環境が維持される。
1-2-2	交通安全対策の推進	人身事故件数	負傷者や死者が発生した交通事故の件数。交通ルールの徹底や道路環境の整備により事故を減らすことで、歩行者や運転者の生命を守り、安全な交通社会を築く。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
1-2-3	市民相談体制の充実	生活安全・消費生活パネル展の来場者数	啓発イベントを通じて知識を得た市民の数。来場者が増えることで、悪質商法や詐欺の手口に対する理解が広まり、消費者トラブルの未然防止や被害抑制につながる。
1-2-3	市民相談体制の充実	クーリングオフやあっせんなどの件数	消費生活センター等が介入し解決を図った事案数。適切な相談対応と救済が行われることで、消費者の権利が守られ、不当な契約による被害からの早期回復が図られる。
2-1-1	妊婦・出産に対する社会的支援の強化	乳児家庭全戸訪問時の産後うつの子ハイレスク者の割合	乳児家庭全戸訪問で把握した支援が必要な方の割合。適切な早期介入とケアを行うことで、孤立育児を防ぎ、母子の心身の健康と良好な親子関係を維持する。
2-1-1	妊婦・出産に対する社会的支援の強化	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある保護者の割合	育児に対する精神的な余裕を持つ保護者の比率。この割合が増えることで、家庭内での愛情豊かな関わりが促進され、子どもの健やかな成長と育児不安の解消につながる。
2-1-2	子育てと仕事の両立支援	ファミリー・サポート・センターの実利用人数	地域での子育て援助活動を利用した市民の数。利用が進むことで、仕事と育児の両立に寄与し、地域全体で子育てを支え合う環境の充実と負担軽減が図られる。
2-1-2	子育てと仕事の両立支援	保育所待機児童数	入所条件を満たしながら保育所に入れない児童の数。この数をゼロに保つことで、保護者の就労継続を支え、希望する時期に安心して子どもを預けられる体制を整備する。
2-1-2	子育てと仕事の両立支援	児童クラブ待機児童数	児童1人について十分な保育場所の確保
2-1-3	こどもや子育て家庭への支援	家庭や学校以外のこどもの居場所の数と小学校区数の割合	「こどもの居場所」設置数割合 こども食堂・プレーパーク・学習支援・多世代交流など
2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	埼玉県学力学習状況調査における児童生徒の「学力レベルの伸び」が見られた割合	埼玉県学力学習状況調査では「学力の伸び」を測ることができる。児童生徒の学力の伸びを追うことで学力向上につなげる。
2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	新体力テストにおける総合評価上位3ランク（A・B・C）の児童の割合	児童生徒の基礎的な体力を測定することにより、児童生徒が自己の体力を理解し、健康や体力への関心を持ち、自ら進んで健康の増進や体力の向上を図ることができるようにする。
2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	小学校1校あたりの平均学級数	集団生活や学習の中で豊かな人間関係や社会性を身に付けさせるために、各学年でクラス替えが可能となるようにする。
2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	中学校1校あたりの平均学級数	集団生活や学習の中で豊かな人間関係や社会性を身に付けさせるために、各教科複数の教科担任を配置でき、それぞれの教科で組織的な教科経営や生徒指導がしやすくなるようにする。
2-2-2	青少年健全育成の推進	青少年リーダーの活動指数（リーダーとして参加した延べ人数）	青少年リーダー（ジュニアリーダー、青少年相談員）の具体的な活動の場として市主催事業及び他団体への派遣協力、自主事業の参加の延べ人数を累積計算を行う。
2-2-2	青少年健全育成の推進	青少年団体（ジュニアリーダー、青少年相談員）の会員・登録者数	地域の将来を担うリーダーとなる青少年の育成の一定の成果である青少年リーダー（ジュニアリーダー及び青少年相談員）の登録者数を年度単位で把握する。
2-2-2	青少年健全育成の推進	青少年対象の事業の参加者数	仲間づくり、つどい、安らぎ、活動機会の場の提供として、市主催及び委託事業、青少年関係団体が実施する小学生及び中学生、高校生対象事業（体験学習事業なども含む）の事業参加者数（対象団体：青少年相談員事業、青少年育成市民会議、子ども育成連絡協議会、ボーイスカウト各団）
3-1-1	生活環境の保全	事業所から発生した騒音・振動苦情のうち、環境基準を上回る件数	騒音・振動の苦情は、住環境を脅かす公害の発見に繋がります。これに対応し、苦情件数が減ることで、住みよい環境が保たれ、生活環境の保全に繋がります。
3-1-1	生活環境の保全	苦情件数（水質汚濁・悪臭・雑草・衛生害虫など）	悪臭・雑草・衛生害虫の苦情は、住環境を脅かす公害の発見に繋がります。これに対応し、苦情件数が減ることで、住みよい環境が保たれ、生活環境の保全に繋がります。
3-1-1	生活環境の保全	放射線測定結果	放射線測定結果は、放射線の影響によって市民生活が脅かされているかどうか分かるものです。この数値が維持されることで、市民の不安を解消し、生活環境の保全に繋がっています。
3-1-1	生活環境の保全	苦情件数（犬・猫フン、飼い方など）	犬・猫フン、飼い方の苦情は、住みよい環境であるかどうかの指標となります。この苦情件数が減ることで、生活環境の保全に繋がります。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	市民が管理作業を行う公園や緑地の箇所数	市民や事業者などが管理・運営に関わっている公園や緑地の箇所数
3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	公園や緑地の緑化推進団体数	市民や事業者などが管理・運営に関わっている公園や緑地の緑化推進団体数の合計
3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	浮遊ごみ回収量	浮遊ごみ等の回収量。回収を徹底し量を減らすよう努めることで、水辺の景観が保たれる。
3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	市域の緑地率	市全体の面積に対する緑地の割合。緑地を保全・創出することで、都市の温度上昇を抑えるとともに、安らぎの空間を提供し、多様な生物が共生できる環境を維持する。
3-2-1	環境対策の推進	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	温室効果ガスを削減することで、地球温暖化の上昇を緩和させます。
3-2-1	環境対策の推進	ゼロカーボン補助事業（EV/PHEV）の申請件数	申請件数が多くなれば省エネ化が図られ、温室効果ガス排出量の削減に繋がる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	1日1人当たりの家庭ごみ排出量	市民一人ひとりが家庭から出すごみの重さ。徹底した分別と減量を推進することで、焼却処理に伴う環境負荷を抑え、循環型社会の構築に向けた意識の定着を図る。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	総資源化率	排出されたごみのうち、再利用やリサイクルに回された割合。資源化が進むことで、天然資源の消費が抑制されるとともに、最終処分場の延命化や環境保護につながる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	もえるごみ焼却量	家庭や事業所から排出され、清掃工場で焼却処理されたごみの総量。分別の徹底等によりこの量を減らすことで、処理に伴う温室効果ガスの抑制や、将来的な処理施設の維持管理コストの低減につながる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	もえないごみ・資源ごみ処理量（売却または委託）	資源化物として売却したり、専門業者へ処理を委託したりしたごみの総量。徹底した分別の推進により資源化量を適正に管理することで、埋立処分の抑制や資源の再利用が促進され、持続可能な循環型社会の形成に寄与する。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	資源古紙・布類売却量	家庭から排出された古紙や布類を資源として回収し、売却した総量。リサイクル可能な資源を確実に回収し再利用に回すことで、ごみの減量化と資源の有効活用が促進され、環境負荷の少ない循環型社会の実現に寄与する。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	ペットボトル売却量	資源物として分別回収されたペットボトルのうち、売却によりリサイクルに回された総量。適切な分別と回収を徹底することで、プラスチックごみの削減と資源の循環利用が促進され、環境負荷の低減および持続可能な社会の形成に寄与する。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	せん定枝・刈草堆肥化量	公園や街路樹等の管理で発生した枝や草を、資源として再処理し堆肥化した量。これらを焼却せず有効活用することで、ごみの減量化と温室効果ガスの抑制が図られるとともに、資源が循環する持続可能な環境づくりにつながる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	家庭ごみの市民一人あたりの排出量（年間）	市内の家庭から排出されたごみの総量を、人口で割った年間の平均重量。この数値が減少することで、一人ひとりの減量・分別の意識が浸透したことを示し、処理コストの削減や環境負荷の低減、資源循環の促進につながる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	ごみの最終処分量（埋立量）	焼却後の灰や不燃ごみのうち、再利用できずに最終処分場へ埋め立てられた量。この量を削減することで、限られた埋立地の延命化が図られるとともに、将来世代にわたる環境負荷の軽減と、持続可能な資源循環サイクルが確立される。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	事業系一般廃棄物の年間排出量	市内の商店や事務所、工場などの事業活動に伴って発生したごみの年間総量。事業者の減量・リサイクル意識が高まり、この量が抑制されることで、市全体の廃棄物処理負荷が軽減され、循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進に寄与する。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	1人1日当たりの最終処分量	リサイクルできず埋め立て処分されるごみの量。この量を最小化することで、限られた埋立地の有効活用を図り、将来世代にわたる健全な環境基盤を維持することにつながる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	市内一斉清掃ごみ収集量	市民参加の清掃活動で集められたごみの総量。活動が定着することで、まちなかのポイ捨て抑制や美化意識の向上が図られ、市民共働による清潔なまちづくりが推進される。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	市内一斉清掃の参加人数	市が実施する地域清掃活動に参加した市民の延べ人数を言う。多くの市民が参加することで、ポイ捨ての抑制や公衆衛生の向上が図られるとともに、地域への愛着や共助の精神を育む機会となる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	江戸川クリーン大作戦ごみ収集量	大規模な河川清掃活動において回収されたごみの総量。この収集量を把握し、ポイ捨て防止等の啓発を並行して行うことで、河川の景観維持と生態系の保護が図られ、良好な水辺環境を次世代へ引き継ぐことにつながる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	江戸川クリーン大作戦の参加人数	河川敷の清掃ボランティア活動に参加した市民や団体、企業等の延べ人数。多くの市民が活動に関わることで、河川環境への関心と美化意識が醸成され、地域全体で自然環境を守り育む気運の醸成につながる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（大場川）pH	水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（大場川）SS	河川水に含まれる「浮遊物質SuspendedSolids）」の量のこと。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（大場川）BOD（平均値）	微生物が水の汚れを分解する際に消費する酸素量（生物化学的酸素要求量）。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（大場川）BOD（75%）	年間を通じて測定された値のうち、低い方から75%目の数値で水質の状況の評価するもの。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（大場川）DO	水中に溶け込んでいる酸素の量（溶存酸素量）。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（大場川）MBAS	水中に含まれる「陰イオン界面活性剤（洗剤などの主成分）」の濃度。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（大場川）透視度	水の濁りの度合いをセンチメートル単位の数値で表したもの。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（第二大場川・下第二大場川）pH	河川水の酸性・アルカリ性の度合いを測定した数値。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（第二大場川・下第二大場川）SS	河川水に含まれる浮遊物質の量であり、水の濁りの指標となるもの。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（第二大場川・下第二大場川）BOD（平均値）	微生物が水中の汚れを分解する際に消費する酸素量の平均値。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（第二大場川・下第二大場川）BOD（75%）	年間測定値のうち、低い方から75%目の値で水質を評価する指標。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（第二大場川・下第二大場川）DO	水中に溶けている酸素の量（溶存酸素量）。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（第二大場川・下第二大場川）MBAS	洗剤などに含まれる「陰イオン界面活性剤」の濃度。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	河川水質分析調査結果（第二大場川・下第二大場川）透視度	水の濁りの度合いをセンチメートル単位で測定した数値。水質分析の結果が環境基準内に収まることで、水質汚濁がどの程度防止され、水質が向上したかが分かります。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	浄化槽法第11条検査受検率	浄化槽の保守点検や清掃が適切に行われ、本来の浄化機能が発揮されているかを確認する毎年1回の定期検査の受検割合。受検率が向上することで、不適切な放流による水質悪化を未然に防ぎ、地域の生活環境の清潔保持と公共用水域の水質保全につながる。
3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	浄化槽法第7条受検率	浄化槽の使用開始後3か月から8か月の間に行う、設置工事や機能の適否を判定する初回検査の受検割合。この検査を確実に行うことで、初期段階での不具合を解消し、長期にわたって適正な汚水処理が行われる基盤を整え、健全な水循環の維持に寄与する。
3-2-3	公共下水道の整備	耐震化率	ここで定義する耐震化率とは、災害に強く持続可能な上下水道システムを構築するために策定した上下水道耐震化計画に位置付けられる避難所や医療機関等、災害時に上下水道機能の確保が必要な重要施設に接続する下水道管路等の耐震性能を確保した延長の割合を言う。
3-2-3	公共下水道の整備	水洗化率	水洗化率とは、公共下水道を利用可能な人に対し、実際に利用している人の割合を言う。この割合が上昇することで、排出される汚水が汚水処理場で浄化され、河川等の水質が向上し、自然環境等の保全につながる。
3-2-3	公共下水道の整備	普及率	普及率とは、人口に対し、公共下水道を利用可能な人の割合を言う。この割合が上昇することで、排出される汚水が汚水処理場で浄化され、河川等の水質が向上し、自然環境等の保全につながる。
4-1-1	計画的な土地利用の推進	HPへのアクセス数	市の都市計画に関するウェブサイトが表示された延べ件数を言う。これが増加することで、都市計画情報の周知と理解を深め、土地利用を規制・誘導する。
4-1-1	計画的な土地利用の推進	公開型GISへのアクセス数	公開型GISへのアクセス数を言う。これが増加することで、都市計画情報の周知と理解を深め、土地利用を規制・誘導する。
4-1-1	計画的な土地利用の推進	景観：勧告及び不適合通知件数	景観条例等に適合しない建築行為等に対し、勧告及び不適合通知を発出した件数を言う。この件数が抑止されることで、景観計画に沿った建築物が誘導され、都市景観の維持・保全につながる。
4-1-1	計画的な土地利用の推進	屋外広告物：不許可件数	屋外広告物条例に適合しない広告物に対し、不許可した件数を言う。この件数が抑止されることで、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止する。
4-1-2	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	土地区画整理事業完了面積及び事業着手面積	土地区画整理事業の施行完了面積及び着手区域面積を計測することで、どれだけの拠点の形成を誘導しているかが分かる。
4-1-3	快適な住環境の創造	景観：勧告及び不適合通知件数（再掲）	景観条例等に適合しない建築行為等に対し、勧告及び不適合通知を発出した件数を言う。この件数が抑止されることで、景観計画に沿った建築物が誘導され、都市景観の維持・保全につながる。
4-1-3	快適な住環境の創造	屋外広告物：不許可件数（再掲）	屋外広告物条例に適合しない広告物に対し、不許可した件数を言う。この件数が抑止されることで、良好な景観を形成し、公衆に対する危害を防止する。
4-1-3	快適な住環境の創造	町名表示に対する改善を要するとの意見の件数	「改善を要するとの意見の件数」とは、町名が分かりにくい等で不便を被った方からの意見の数であり、もし、これらの意見があった場合、今後の表示方法の改善につながる。
4-1-3	快適な住環境の創造	マンション管理計画認定制度の認定件数	一定の管理・修繕の基準を満たすマンションの管理計画について、市が認定した件数
4-2-1	憩いとなる公園づくりの推進	既設公園数に対する管理団体の参加割合	既設公園数に対する管理団体の参加数の割合
4-2-1	憩いとなる公園づくりの推進	公園維持管理団体数	既設公園数に対する管理団体数

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
4-2-2	誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	都市計画道路整備率	計画決定された路線の総延長に対し、整備が完了した路線の割合を言う。この割合が上昇することで、円滑な交通ネットワークの形成や歩行者の安全確保が図られ、都市の利便性向上や、災害に強い安全・安心なまちづくりにつながる。
4-2-3	公共交通アクセスの充実	路線バスの利用者数	この人数を維持することで、公共交通機関の維持が図られ、誰もが自由に移動できる公共交通の確立につながる。
4-2-4	良質な水の安定供給	水道事業の経常収支比率	水道事業の経常的な活動における収益性を示し、比率が100%未満の場合、単年度赤字を示す。
4-2-4	良質な水の安定供給	管路耐震化率	地震が発生しても破損や漏水が起きにくい対策がなされた管路の割合。耐震化率が上がると断水リスクが減少し、災害に強いといえる。
4-2-4	良質な水の安定供給	浄水施設の耐震化率	浄水施設は計画浄水量比で耐震化率を算出している。
4-2-4	良質な水の安定供給	配水施設の耐震化率	配水施設は配水池容量比で耐震化率を算出している。
5-1-1	にぎわいのある商業の振興	補助金活用商店街への経済効果件数	補助金を活用して事業を行った商店街の経済効果が増加することで商店街の活性化の一因となる
5-1-1	にぎわいのある商業の振興	市内総生産額（小売業）	市内総生産額（小売業）が増加することで、市の経済状況が向上しているかを測ることが出来る
5-1-2	活力のある工業の振興	補助金交付事業者の補助効果件数	補助金を活用して事業を行った事業者の売上げ等が増加することで地域経済活性化の一因となる
5-1-3	都市型農業の振興	認定農業者経営体数(または人数)	効率的かつ安定的な農業経営を目指す「農業経営改善計画」を市に申請した件数を言う。この件数が増加することで、意欲ある経営体への農地集積や経営の近代化が進み、農業の持続可能性が高まるとともに、地産地消の推進や良好な田園風景の維持につながる。
5-1-3	都市型農業の振興	新特産品の品目数	市の支援等により新たに開発・ブランド化された産品（加工品や農産物等）の数を言う。この数が増加することで、地域の資源に新たな価値が加わり、地域経済の活性化や地場産業の振興が図られ、市の魅力向上と賑わいの創出につながる。
5-1-3	都市型農業の振興	新特産品の生産者数	市独自のブランド認定を受けた産品や、新たな特産品の生産・加工に取り組む事業者の数を言う。この数が増加することで、地域資源を活用したビジネスモデルが広がり、雇用の創出や所得の向上、農業・商工業の持続的な発展につながる。
5-1-3	都市型農業の振興	新規就農者数	市内で新たに農業経営を開始した者や、農業法人等に新たに雇用された就業者の数を言う。この数が増加することで、農業従事者の若返りや耕作放棄地の解消が図られ、持続可能な農業生産体制が構築されるとともに、活力ある農村地域の維持につながる。
5-1-3	都市型農業の振興	即売所件数	市内で生産された農畜産物を、生産者が消費者に直接販売する施設や店舗の数を言う。この数が増加することで、地産地消の促進や生産者の所得向上、新鮮な食材の提供が図られるとともに、生産者と市民の交流が生まれ、豊かな食文化の継承につながる。
5-1-3	都市型農業の振興	生き生き農業体験受講者数	市が実施する農業体験プログラムに、年度内に参加した実人数を言う。この数が増加することで、市民の農業への理解や関心が高まり、都市と農村の交流が活発化するとともに、地場産物の消費拡大や、将来的な担い手の確保、農地の保全へとつながる。
5-1-3	都市型農業の振興	農の社会科見学受講者数	市内の農地や関連施設等を巡り、農業の仕組みや役割を学ぶ事業の参加者数を言う。この数が増加することで、食と農への理解が深まり、地産地消の意識醸成や農業を支えるコミュニティの形成が図られるとともに、多面的機能を有する農地の維持継承につながる。
5-1-3	都市型農業の振興	さつき展来場者数	市の花「さつき」を冠した展示会や関連催事に訪れた観覧者の数を言う。この数が増加することで、郷土愛の醸成や伝統的な園芸文化の普及が図られるとともに、中心市街地等の賑わいの創出や、市の魅力発信による観光振興につながる。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
5-2-1	産業と雇用の創出	求職者数に対する就職件数（就職率）	求職者に対し、就職率が増加することで、雇用機会の充実が図られ、経済活性化の一因となる。
5-2-1	産業と雇用の創出	三郷市中小企業退職金共済等掛金補助実績	中小企業退職金共済等掛金補助実績が向上することで、雇用の安定につながる一因となる。
5-2-1	産業と雇用の創出	創業支援対象者数	創業を支援し、創業者を増加させることで経済活性化の一因となる。
5-2-1	産業と雇用の創出	支援を受けた創業者数	創業を支援し、創業者を増加させることで経済活性化の一因となる。
5-2-2	魅力ある観光の振興	観光協会SNS（インスタグラム・X）	SNSの閲覧数が増加することで、市に関心を持つ人が増加し、市へ滞在してくださる方が増加する一因となる。
5-2-2	魅力ある観光の振興	観光協会ホームページ閲覧数	HPの閲覧数が増加することで、市に関心を持つ人が増加し、市へ滞在してくださる方が増加する一因となる。
5-2-2	魅力ある観光の振興	小売・飲食・サービス業売上げ	市内総生産額（飲食・サービス業）が増加することで、市の経済状況が向上しているかを測ることが出来る
5-2-2	魅力ある観光の振興	観光入込客数（市内全域）	観光入込客数が増加することで、滞留する観光客により地域経済が活性化する一因となる。
5-1-3	グローバルな視点に基づくまちづくり	国際化推進専門員 庁内通訳処理件数	外国人住民等からの相談や手続きの際、国際化推進専門員が通訳を行った件数を言う。この件数が推移することで、言語の壁による行政サービスの停滞が解消され、多文化共生社会の醸成が図られる。
5-1-3	グローバルな視点に基づくまちづくり	国際化推進専門員 庁内翻訳依頼件数	外国人住民等からの相談や手続きの際、各課から依頼があり国際化推進専門員が翻訳を行った件数を言う。この件数が推移することで、言語の壁による行政サービスの停滞が解消され、多文化共生社会の醸成が図られる。
5-2-3	グローバルな視点に基づくまちづくり	ホストタウンPR用SNS（インスタグラム、Facebook）登録者数	ギリシャ共和国とのホストタウンに関する情報の拡散力や市民の関心が高まり、相手国との相互理解や国際交流が促進されるとともに、市の認知度向上が図られる。
6-1-1	読書を通じた交流の推進	三郷市図書館の貸出冊数	公共図書館、図書室、予約図書受取カウンターの貸出総数をいう。これが上昇することで、市民の読書活動が活発化して教養や知識が深まるとともに、日本一の読書のまち三郷の推進につながる。
6-1-1	読書を通じた交流の推進	三郷市図書館の貸出利用者数	公共図書館や図書室、予約図書受取カウンターにおいて、実際に図書等を借りた人の延べ人数をいう。これが上昇することで、身近な場所での読書機会が確保されるとともに、情報の拠点としての図書館利用が定着し、日本一の読書のまち三郷の推進につながる。
6-1-1	読書を通じた交流の推進	読書ボランティア数	こども司書や読み聞かせ活動などの読書事業を支援する市民ボランティアの総数をいう。これが上昇することで、市民の知見を活かした多様な読書支援が可能となり、市民が読書に触れ合う機会の創出につながる。
6-1-2	読書環境の整備	三郷市電子図書館の登録者数	インターネットを通じて電子書籍の貸出サービスを利用できる登録者数をいう。これが上昇することで、時間や場所の制約を受けない読書環境の整備が進み、市民が本に触れ合う機会の創出につながる。
6-1-2	読書環境の整備	三郷市電子図書館の貸出回数	三郷市電子図書館の貸出総数をいう。これが上昇することで、時間や場所の制約を受けない読書環境の整備が進み、市民が本に触れ合う機会の創出につながる。
6-2-1	生涯学習の推進	生涯学習情報ガイド掲載団体数	みさと学習情報ガイドに掲載している生涯学習関連活動を行う団体等の数を言う。これが上昇することで、市民が自分に合った学習機会を見つけやすくなるとともに、地域での自主的な活動や交流が活発化し、生涯学習・社会教育を通じて、市民の誰もが学び、生きがいを持つことにつながる。
6-2-1	生涯学習の推進	生涯学習関連事業満足度	生涯学習関連事業の参加者に対し、内容の充実度や満足の度合いを調査した数値を言う。この数値が上昇することで、提供する事業の質や市民ニーズへの適合性が向上し、市民の誰もが学び、生きがいを持つことにつながる。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
6-2-1	生涯学習の推進	家庭教育関連事業満足度	家庭教育関連事業の参加者に対し、内容の充実度や満足の度合いを調査し、この数値が上昇することで、提供する事業の質や市民ニーズへの適合性が向上し、子どもたちが家庭において、生きるうえで必要な能力を獲得できることにつながる
6-2-2	スポーツ・ウェルネスの推進	市主催事業への参加者のうち、週1回以上スポーツをする人の割合	定期的に運動を継続している人の割合を言う。この割合が上昇することで、市民の誰もがスポーツに触れ合う機会を捻出することにつながる。
6-2-2	スポーツ・ウェルネスの推進	スポーツ教室、各スポーツイベントの参加者数	市が開催する教室や各イベントにおいて、実際に参加した人の延べ人数を言う。この人数が上昇することで市民の誰もがスポーツに触れ合う機会を捻出することにつながる。
6-2-2	スポーツ・ウェルネスの推進	スポーツ奨励金の申請件数	大会出場等に対し、市が交付する奨励金を申請した競技者や団体の数を言う。これが上昇することで、高い目標を持つ指導者やアスリートを増やすとともに、市民がスポーツに触れる機会の創出につながる
6-2-2	スポーツ・ウェルネスの推進	スポーツ少年団指導者登録数	スポーツ少年団において、認定資格を持ち指導にあたる者として登録された人数を言う。この人数が上昇することで、子どもたちのスポーツ環境における指導体制が安定・充実するとともに、適切な指導による安全性の確保や技術の向上が図られ、次世代を担う青少年の健全育成につながる。
6-2-3	文化・芸術の振興	市民文化祭出演者数	市民文化祭において、舞台発表や展示等に自ら参加し表現を行った人数を言う。この人数が上昇することで、日頃の文化芸術活動の成果を披露する機会が広がり、市民の誰もが文化活動を行う機会の創出につながる。
6-2-3	文化・芸術の振興	作品出展数	市民文化祭において、市民が創作し、出展した作品の総数を言う。この数が増えることで、市民の多様な創造的活動が可視化されて文化芸術の裾野が広がるとともに、市民の誰もが文化活動を行う機会の創出につながる。
6-2-3	文化・芸術の振興	来場者数	市民文化祭へ来場し、展示や発表を鑑賞した人の延べ人数を言う。この人数が増えることで、優れた文化芸術に触れる機会が市民に広く提供されるとともに、地域コミュニティの交流や賑わいが創出され、郷土愛の醸成や魅力あるまちづくりにつながる。
6-2-3	文化・芸術の振興	体験教室受講者数	市が開催する各種体験教室において、実技や体験学習を行った延べ人数を言う。この人数が増えることで、市民の新たな興味や関心が引き出されて自己研鑽の意欲が高まるとともに、日常生活の質の向上や、文化活動の機会の創出につながる。
6-2-3	文化・芸術の振興	市民ギャラリーへの展示者数	三郷市役所庁舎内の市民ギャラリーにおいて、市民における文化芸術作品を展示・発表した個人の実人数を言う。この人数が増えることで、市民一人ひとりの発表機会の創出による市民の文化活動意欲の向上につながる
6-2-3	文化・芸術の振興	市民ギャラリー揭示数	三郷市役所庁舎内の市民ギャラリーにおいて、市民における文化芸術作品を展示した件数を言う。これが増えることで、市民一人ひとりの発表機会の創出による市民の文化活動意欲の向上につながる
6-2-4	文化財・伝統文化の保存・継承	郷土資料館及び彦成小学校講堂記念館の入館者数（延べ人数）	市の歴史や文化に関する展示を鑑賞・学習するために来館した人の延べ人数を言う。この人数が増えることで、郷土の歩みや伝統に対する理解と関心が広く深まるとともに、歴史的遺産の重要性が再認識され、次世代への確かな文化継承や郷土愛の醸成につながる。
6-3-1	平和と人権を大切に社会づくり	『人権問題はすべての人に関する大切な問題』と回答した者の割合	人権問題への関心や理解度についてのアンケートの回答結果を言う。この数値が増えることで、偏見や差別のない正しい知識が社会に浸透し、互いの個性や多様性を認め合う意識が醸成され、お互いの人権を尊重する社会の実現につながる。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
6-3-1	平和と人権を大切に作る社会づくり	平和啓発事業満足度	市主催事業でのアンケート調査において、内容がどうだったかを問うことにより、平和意識の高揚を図るとともに、その結果を今後の事業に活かす。
6-3-2	ジェンダー平等社会の形成	審議会等の女性委員の比率	市の政策を審議する各委員会等の委員総数に対し、委嘱された女性が占める割合を言う。この割合が上昇することで、市政の意思決定の場に多様な市民の視点や意見が反映されるとともに、男女共同参画の取り組みが促進され、性別に関係なく、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現につながる。
6-3-2	ジェンダー平等社会の形成	DVについて「おおよその内容まで知っている」と答えた人の割合	DVについての関心度や理解度についてのアンケートの回答結果を言う。市民が広くDVについての知識や理解を有することで、人権を侵害する暴力の根絶に向けた意識啓発や被害者が相談しやすい環境整備に繋がっていく。
7-1-1	健康づくりの推進	健康寿命（男性）	65歳に達した市民（男性）が介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間をいう。この期間が延伸することで、心身ともに健やかで自立した生活を送れる市民（男性）が増え、社会参加の促進や医療・介護費の負担抑制が図られるとともに、誰もがいきいきと輝く健康社会の実現につながる。
7-1-1	健康づくりの推進	健康寿命（女性）	65歳に達した市民（女性）が介護保険制度の「要介護2以上」になるまでの期間をいう。この期間が延伸することで、心身ともに健やかで自立した生活を送れる市民（女性）が増え、社会参加の促進や医療・介護費の負担抑制が図られるとともに、誰もがいきいきと輝く健康社会の実現につながる。
7-1-1	健康づくりの推進	HbA1cの値8.0%以上のかたの割合	三郷市特定健康診査受診者数に対し検査結果HbA1c8.0%以上の人数の割合を言い、この割合が減少することで糖尿病のリスク者の低下に繋がる。
7-1-1	健康づくりの推進	自殺死亡率	人口10万人当たりの自殺者数をいう。この割合が低下することで、悩みや困難を抱える人への早期支援や社会的孤立の防止といった対策が効果を発揮し、かけがえのない命が守られるとともに、互いに支え合い慈しみ合う共生社会の実現につながる。
7-1-1	健康づくりの推進	特定健康診査受診率	特定健康診査受診率とは、当該年度末における40歳から74歳の国民健康保険被保険者のうち、特定健康診査を受診した者の割合をいう。この割合が上昇することで、被保険者の生活習慣病の発症及び重症化を予防することができ、増大する医療費の適正化につながる。
7-1-1	健康づくりの推進	胃がん検診受診率	胃がん検診受診率とは、当該年度末における50歳以上の市民で前年度胃がん検診を受診していない者のうち、胃がん検診を受診した者の割合をいう。この割合が上昇することで、がんを早期発見、早期治療することができ、がんによる死亡者の減少につながる。
7-1-1	健康づくりの推進	肺がん検診受診率	肺がん検診受診率とは、当該年度末における40歳以上の市民のうち、肺がん検診を受診した者の割合をいう。この割合が上昇することで、がんを早期発見、早期治療することができ、がんによる死亡者の減少につながる。
7-1-1	健康づくりの推進	大腸がん検診受診率	大腸がん検診受診率とは、当該年度末における40歳以上の市民のうち、大腸がん検診を受診した者の割合をいう。この割合が上昇することで、がんを早期発見、早期治療することができ、がんによる死亡者の減少につながる。
7-1-1	健康づくりの推進	乳がん検診受診率	乳がん検診受診率とは、当該年度末における40歳以上の女性の市民で前年度乳がん検診を受診していない者のうち、乳がん検診を受診した者の割合をいう。この割合が上昇することで、がんを早期発見、早期治療することができ、がんによる死亡者の減少につながる。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
7-1-1	健康づくりの推進	子宮頸がん検診受診率	子宮頸がん検診受診率とは、当該年度末における20歳以上の女性の市民で前年度子宮頸がん検診を受診していない者のうち、子宮頸がん検診を受診した者の割合をいう。この割合が上昇することで、がんを早期発見、早期治療することができ、がんによる死亡者の減少につながる。
7-1-1	健康づくりの推進	小児時間外診療の実施日数（休日・夜間診療含む）	小児科の急患（初期救急）に対応可能な診療体制を確保した年間日数を言う。この日数が上昇することで、子どもの急な病気や怪我に対して迅速な医療提供が可能となり、病状の悪化防止や保護者の不安解消が図られるとともに、地域全体で子どもを育む安心な環境づくりにつながる。
7-1-1	健康づくりの推進	ワクチン接種率（麻しん・風しん）	接種率とは、年度対象者に対し、予防接種を実施した人の割合を言い、この割合が上昇することで、個人の発症・重症化を防ぐとともに、多くの人々が免疫を獲得することで、感染者が発生しても流行を防ぐことができる。
7-1-1	健康づくりの推進	ワクチン接種率（インフルエンザ）	接種率とは、年度対象者に対し、予防接種を実施した人の割合を言い、この割合が上昇することで、個人の発症・重症化を防ぐとともに、多くの人々が免疫を獲得することで、感染者が発生しても流行を防ぐことができる。
7-1-2	安定した社会保障制度の確立	後期高齢者医療保険料（現年分）の収納率	収納率とは、市が当該年度中に賦課した後期高齢者医療保険料に対して実際に納付された金額の割合を言い、この割合が上昇することで、財源が確保され、後期高齢者医療制度の安定運営につながる。
7-1-2	安定した社会保障制度の確立	国民健康保険税（現年分）の収納率	収納率とは、市が当該年度中に課税した国民健康保険税に対して実際に納付された税額の割合を言い、この割合が上昇することで、財源が確保され、国民健康保険制度の安定運営につながる。
7-2-1	地域福祉の推進	避難行動要支援者名簿の提供に関する協定数	災害時の円滑な避難支援のため、市が避難行動要支援者名簿の提供に関する協定を締結した件数を言う。この件数が上昇することで、地域における要支援者の把握や避難支援体制の整備が促進され、災害発生時の迅速な安否確認や避難誘導につながるとともに、誰もが安全に避難できる災害に強いまちづくりにつながる。
7-2-1	地域福祉の推進	権利擁護センターへの相談件数	認知症や障がい等により判断能力が十分でない市民や、その家族または関係者が権利擁護センターに相談した件数をいう。相談件数の増加は、潜在的なニーズの把握と成年後見制度等の適切な利用につながり、本人の意思や権利が尊重されるとともに、誰もが自分らしく安心して暮らせる共生社会の実現につながる。
7-2-2	地域包括ケアシステムの構築	認知症サポーター延べ数	認知症サポーター養成講座を受講し、認知症を正しく理解して本人や家族を温かく見守る応援者の総数を言う。この人数が上昇することで、地域や職場において適切な配慮や手助けの輪が広がり、認知症への偏見の払拭や孤立の防止が図られるとともに、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域社会の実現につながる。
7-2-2	地域包括ケアシステムの構築	生活支援コーディネーターの設置数	高齢者の生活支援や介護予防のため、地域資源の開発やネットワーク構築を担う専門職が配置された箇所数を言う。この数が上昇することで、住民相互の助け合い活動や多様な支援サービスが効果的に結び付けられ、地域課題の早期解決や孤立の防止が図られるとともに、誰もが住み慣れた地域で共に支え合える社会の実現につながる。
7-2-2	地域包括ケアシステムの構築	生活支援体制整備における協議体の設置数	地域における生活支援の基盤整備のため、多様な主体が参画し連携策を検討する組織が設置された箇所数を言う。この数が上昇することで、地域の潜在的なニーズと活動資源が的確にマッチングされ、生活支援サービスの充実や重層的な見守り体制が構築されるとともに、誰もが自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現につながる。

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
7-2-2	地域包括ケアシステムの構築	介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスの実施事業者数	介護予防や生活支援のため、市が指定する多様なサービスを提供している民間企業やNPO等の団体数を言う。この数が上昇することで、市民の多様なニーズに応じた選択肢が広がり、適切なサービスの利用による自立支援や重症化予防が促進されるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる持続可能な地域福祉の実現につながる。
7-2-3	障がい者福祉の充実	地域生活支援拠点等の登録事業者数	障害のある方の緊急時の受け入れや相談を担う、地域生活支援拠点等の機能を備えた事業所の数を言う。この数が上昇することで、障害のある方や家族が直面する緊急事態に対して迅速かつ柔軟な対応が可能となり、地域での生活継続や介護者の負担軽減が図られるとともに、誰もが安心して暮らし続けられる共生社会の実現につながる。
7-2-3	障がい者福祉の充実	グループホームの利用実績（月平均利用人数）	障害のある方が共同生活援助を受けながら、地域社会の中で自立した生活を送るグループホームの利用実態を言う。この人数が上昇することで、個々の希望に応じた暮らしの場が確保され、日常生活の支援を通じた自己決定の尊重や社会参加の促進が図られるとともに、誰もが自分らしく地域で共に暮らせる共生社会の実現につながる。
7-2-3	障がい者福祉の充実	サービス利用希望者（派遣申請件数）に対して実際に派遣を提供できた割合	サービスを必要とする市民からの派遣申請に対し、実際に支援員等の派遣を決定・実施できた件数の割合を言う。この割合が上昇することで、支援を求める声に迅速かつ的確に応える体制が整い、生活上の困難の解消や介護者の負担軽減が図られるとともに、誰もが必要な時に必要な支援を受けられる安心な地域社会の実現につながる。
7-2-4	高齢者福祉の充実	要介護認定者のうちサービスを利用しているかたの割合	要介護・要支援の認定を受けた人の数に対し、実際に介護サービスを受けた人の割合を言う。この割合が上昇することで、個々の状態に応じた適切なケアが提供され、心身機能の維持向上や家族の介護負担の軽減が図られるとともに、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り続けられる社会の実現につながる。
経1-1	コミュニティ活動の推進	町会、自治会の数	地域活動の担い手やリーダーが育っているか、組織体制が維持されているかの状態を計測するために設定
経1-1	コミュニティ活動の推進	自治会等に参加している世帯の割合	地域活動が継続的・安定的に行われるための土台・基盤を維持できているかの状態を計測するために設定
経1-1	コミュニティ活動の推進	コミュニティ活動団体数	地域活動が継続的・安定的に行われるための土台・基盤を維持できているかの状態を計測するために設定
経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	地区文化センター等の文化施設で開催するイベントの参加人数（単年度積算・延べ数）	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、各施設で開催するイベント等を通じた市民の多世代交流に繋がったかを計測するために設定
経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	市が開催する生涯学習関係事業の参加人数（単年度積算・延べ数）	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、生涯学習を通じた市民の多世代交流に繋がったかを計測するために設定
経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	スポーツ教室、各スポーツイベントの参加者数（再掲）	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、スポーツを通じた市民の多世代交流に繋がったかを計測するために設定
経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	家庭や学校以外のこどもの居場所の数と小学校区数の割合（再掲）	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、「こどもの居場所」の設置に繋がったか
経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	市が開催・関係する読書関係事業の参加人数（延べ数）	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、本を通じた市民の多世代交流に繋がったかを計測するために設定

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
経1-3	市民のまちづくりへの参加	市民公募委員がいる附属機関の割合	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、市民参画を促すことに繋がったかを計測するために設定
経1-3	市民のまちづくりへの参加	市民意識調査の回答率	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、市民の意見や要望が調査・収集されることに繋がったかを計測するために設定
経2-1	シティブランディングの強化	三郷市に誇りや愛着・親しみを感じている市民の割合	地域を良くしたいと思う市民が増えているかの状態を計測するために設定 三郷市に誇りや愛着・親しみを感じている市民＝地域を良くしたいと思う市民と定義
経2-1	シティブランディングの強化	行政サービスを利用するために必要な情報が、必要な時に見つけられていると感じる市民の割合	市民が行政サービスにアクセスできているかの状態を計測するために設定
経2-2	広域行政の推進	まんまるよやく利用登録者数	経2-2に適切な指標が設定できなかったため、前期基本計画の指標を採用して設定
経2-2	広域行政の推進	三郷市民・団体の市外施設利用件数（まんまるよやくを通じて三郷市民・団体が近隣4市1町の施設を利用した延べ件数）	市民が近隣市町のサービスを利用しているかの状態を計測するために設定
経2-3	多様な主体とのパートナーシップの構築	協定締結している大学や民間企業との数	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、市政に協力してくれる大学や民間企業等の増加に繋がったかを計測するために設定
経2-3	多様な主体とのパートナーシップの構築	ギリシャ交流サポーター会員数	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、行政サービスの量や質の向上に繋がったか（ギリシャ共和国の資源や活力の活用による向上度合い）を計測するために設定
経2-3	多様な主体とのパートナーシップの構築	民間事業者との災害応援協定締結数	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、災害時、災害対応に協力してくれる民間企業等の増加に繋がったかを計測するために設定
経3-1	持続可能な行政経営の確立	経常収支比率	市の行財政基盤（市のヒトモノカネ）のうちカネが健全で持続可能な状態に保たれているかの状態を計測するために設定 所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、その他の財政指標の健全化に繋がったかを計測するために設定
経3-1	持続可能な行政経営の確立	将来負担比率	市の行財政基盤（市のヒトモノカネ）のうちカネが健全で持続可能な状態に保たれているかの状態を計測するために設定 所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、その他の財政指標の健全化に繋がったかを計測するために設定
経3-1	持続可能な行政経営の確立	実質公債費比率	市の行財政基盤（市のヒトモノカネ）のうちカネが健全で持続可能な状態に保たれているかの状態を計測するために設定 所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、経常収支比率、将来負担比率、実質公債費比率、その他の財政指標の健全化に繋がったかを計測するために設定
経3-1	持続可能な行政経営の確立	4月1日時点の財政調整基金残高	所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、財政調整基金の積み立てに繋がったかを計測するために設定

指標の説明一覧

施策	施策名称	指標名	指標の説明
経3-1	持続可能な行政経営の確立	市税徴収率（現年課税分）	所管課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、市税の収入未済額の圧縮に繋がったかを計測するために設定
経3-1	持続可能な行政経営の確立	まちづくり方針関係指標の達成割合	まちづくり方針に紐づく施策が実現できているかの状態を計測するために設定 所管課の事業/業務/創意工夫や、所管課による働きかけに沿った各課の事業/業務/創意工夫が、どの程度、まちづくり方針に掲げる「取組み」ごとの成果に繋がったかを計測するために設定
経3-2	公共施設マネジメントの推進	人口一人当たりの公共施設の延べ床面積	適正な規模を確認するために設定
経3-3	スマートで人にやさしい自治体の構築	各職場においてデジタル技術を活用できていると感じている職員の割合	デジタル技術の活用により、事務等を省力化できているかの状態を計測するために設定

実施計画掲載事業一覧  
本計画に掲載している事務事業の一覧です。

No.	担当課	施策	事務事業番号	事務事業	重複
1	企画政策課	5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進		ホスタウン推進事業	重複
2	企画政策課	経1-3 市民のまちづくりへの参加		パブリック・コメント手続管理事業	
3	企画政策課	経1-3 市民のまちづくりへの参加		審議会等制度管理業務	
4	企画政策課	経2-2 広域行政の推進		埼玉県東南部都市連絡調整会議事業	
5	企画政策課	経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築		ホスタウン推進事業	重複
6	企画政策課	経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築		官民連携推進業務	
7	企画政策課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		組織管理事業	
8	企画政策課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		企画政策課事務	
9	企画政策課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		公有地等有効活用検討委員会等業務	
10	企画政策課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		行政評価制度管理業務	
11	企画政策課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		総合計画等策定及び管理事業	
12	情報政策課	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築		デジタル化推進事業	
13	情報政策課	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築		基幹業務システム管理事業	
14	情報政策課	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築		情報セキュリティ対策事業	
15	情報政策課	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築		情報処理機器及びネットワーク管理事業	
16	秘書課	経2-2 広域行政の推進		友好都市交流事業	
17	広報広聴課	経1-3 市民のまちづくりへの参加		広聴事業	
18	広報広聴課	経2-1 シティブランディングの強化		シティセールス推進事業	
19	広報広聴課	経2-1 シティブランディングの強化		広報事業	
20	総務課	4-1-3 快適な住環境の創造		住居表示事務	
21	総務課	6-3-1 平和と人権を大切に作る社会づくり		平和意識高揚事業	
22	総務課	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築		情報公開・個人情報保護制度事務	
23	人権・男女共同参画課	6-3-1 平和と人権を大切に作る社会づくり		人権推進事業	
24	人権・男女共同参画課	6-3-2 ジェンダー平等社会の形成		男女共同参画促進事業	
25	人権・男女共同参画課	6-3-2 ジェンダー平等社会の形成		男女共同参画相談事業	
26	人事課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		職員研修業務	
27	人事課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		人事管理事務	
28	人事課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		採用試験等事業	
29	契約課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		契約事務	
30	危機管理防災課	1-1-1 強靱な防災基盤の構築		地域防災推進事業	
31	危機管理防災課	1-1-1 強靱な防災基盤の構築		災害備蓄品整備事業	
32	危機管理防災課	1-1-1 強靱な防災基盤の構築		自主防災組織活動推進事業	
33	危機管理防災課	1-1-1 強靱な防災基盤の構築		南部地域拠点防災コミュニティ施設整備事業	
34	危機管理防災課	1-1-2 風水害対策の強化		防災ハザードマップ策定事業	
35	危機管理防災課	1-1-2 風水害対策の強化		防災行政無線・防災情報システム運用管理事業	
36	危機管理防災課	1-1-2 風水害対策の強化		江戸川水防事務組合事業	
37	財政課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		財政課事務	
38	財政課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		財政調整基金積立	
39	市有財産管理課	4-1-3 快適な住環境の創造		市営住宅管理事業	
40	市有財産管理課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		ふるさと納税推進事業	
41	市有財産管理課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		市有財産管理事務	
42	市有財産管理課	経3-2 公共施設マネジメントの推進		公共施設維持管理計画事業	
43	市有財産管理課	経3-2 公共施設マネジメントの推進		市施設管理事業	
44	市民税課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		個人市民税課税事業	
45	資産税課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		固定資産税・都市計画税課税事業	
46	収納課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		収納管理事務	
47	収納課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		収納対策事務	
48	生活安全課	1-2-1 防犯活動の強化		防犯のまちづくり推進事業	
49	生活安全課	1-2-1 防犯活動の強化		三郷市暴力排除推進協議会事務	
50	生活安全課	1-2-1 防犯活動の強化		町会等防犯灯新設・電気料補助事業	
51	生活安全課	1-2-1 防犯活動の強化		防犯ステーション設置管理事業	
52	生活安全課	1-2-1 防犯活動の強化		犯罪被害者等支援事業	
53	生活安全課	1-2-2 交通安全対策の推進		交通安全啓発事業	
54	生活安全課	1-2-2 交通安全対策の推進		運転免許証自主返納者支援事業	
55	生活安全課	1-2-2 交通安全対策の推進		交通安全施設整備事業	
56	生活安全課	1-2-2 交通安全対策の推進		放置自転車対策事業	
57	生活安全課	1-2-3 市民相談体制の充実		市民相談	
58	生活安全課	1-2-3 市民相談体制の充実		消費生活支援事業	
59	クリーンライフ課	3-1-1 生活環境の保全		公害対策事業	
60	クリーンライフ課	3-1-1 生活環境の保全		生活環境の保全に関する事業	
61	クリーンライフ課	3-1-1 生活環境の保全		放射能対策事業	
62	クリーンライフ課	3-1-1 生活環境の保全		鳥獣及び愛護動物等に関する事業	
63	クリーンライフ課	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出		ふるさとの川、水辺の再生事業	
64	クリーンライフ課	3-2-1 環境対策の推進		地球温暖化対策推進事業	
65	クリーンライフ課	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理		集団資源回収推進事業	
66	クリーンライフ課	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理		一般廃棄物収集運搬事業	
67	クリーンライフ課	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理		不燃物処理場整備事業	
68	クリーンライフ課	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理		市内一斉清掃事業	
69	クリーンライフ課	3-2-2 ごみの減量と廃棄物の適正処理		合併処理浄化槽転換整備事業	
70	市民活動支援課	5-2-3 グローバルな視点に基づくまちづくりの推進		国際化推進事業	
71	市民活動支援課	6-2-3 文化・芸術の振興		芸術文化振興事業	
72	市民活動支援課	経1-1 コミュニティ活動の促進		自治振興事業	
73	市民活動支援課	経1-1 コミュニティ活動の促進		コミュニティ施設整備事業	

No.	担当課	施策	事務事業番号	事務事業	重複
74	市民活動支援課	経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出		指定管理者による文化施設運営事業	
75	商工観光課	5-1-1 にぎわいのある商業の振興		商店街活性化支援事業	
76	商工観光課	5-1-1 にぎわいのある商業の振興		中小企業経営支援事業	
77	商工観光課	5-1-2 活力ある工業の振興		商工振興事業	
78	商工観光課	5-2-1 産業と雇用の創出		就業支援・新規雇用創出事業	
79	商工観光課	5-2-1 産業と雇用の創出		労働者支援事業	
80	商工観光課	5-2-1 産業と雇用の創出		中小企業創業支援事業	
81	商工観光課	5-2-2 魅力ある観光の振興		観光振興事業	
82	商工観光課	5-2-2 魅力ある観光の振興		ららほっとみさと運営事業	
83	農業振興課	5-1-3 都市型農業の振興		農業経営・生産支援事業	
84	農業振興課	5-1-3 都市型農業の振興		新特産品等産出事業	
85	農業振興課	5-1-3 都市型農業の振興		農業の担い手の育成・確保事業	
86	農業振興課	5-1-3 都市型農業の振興		農地保全事業	
87	農業振興課	5-1-3 都市型農業の振興		農産物の流通販売促進事業	
88	農業振興課	5-1-3 都市型農業の振興		ふれあい型農業推進事業	
89	農業振興課	5-1-3 都市型農業の振興		園芸展支援事業	
90	スポーツ振興課	6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進		陸上競技場運営管理事業	
91	スポーツ振興課	6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進		総合体育館運営管理事業	
92	スポーツ振興課	経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出		スポーツ協会支援事業	
93	健康推進課	7-1-1 健康づくりの推進		すこやかみさと（健康増進・食育推進・自殺対策計画）推進事業	
94	健康推進課	7-1-1 健康づくりの推進		高齢者への個別支援事業	
95	健康推進課	7-1-1 健康づくりの推進		健康保持増進事業	
96	健康推進課	7-1-1 健康づくりの推進		がん検診事業	
97	健康推進課	7-1-1 健康づくりの推進		特定健康診査等事業	
98	健康推進課	7-1-1 健康づくりの推進		後期高齢者健康診査事業	
99	健康推進課	7-1-1 健康づくりの推進		休日・夜間診療ならびに救急医療対策事業	
100	健康推進課	7-1-1 健康づくりの推進		個別予防接種事業	
101	国保年金課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		後期高齢者医療広域連合納付金事業	
102	国保年金課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		後期高齢者医療費負担事業	
103	国保年金課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		後期高齢者医療広域連合経費負担金	
104	国保年金課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		国民年金事務	
105	国保年金課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		国民健康保険特別会計繰出事業	
106	国保年金課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		賦課徴収事業	
107	国保年金課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		納税奨励費	
108	長寿いきがい課	6-2-2 スポーツ・ウェルネスの推進		シルバー元氣塾推進事業	
109	長寿いきがい課	7-2-1 地域福祉の推進		成年後見制度推進事業	
110	長寿いきがい課	7-2-2 地域包括ケアシステムの推進		包括的支援事業	重複
111	長寿いきがい課	7-2-2 地域包括ケアシステムの推進		地域ケア会議推進事業	
112	長寿いきがい課	7-2-2 地域包括ケアシステムの推進		在宅医療・介護連携推進事業	
113	長寿いきがい課	7-2-2 地域包括ケアシステムの推進		認知症総合施策事業	
114	長寿いきがい課	7-2-2 地域包括ケアシステムの推進		認知症サポーター等養成事業	
115	長寿いきがい課	7-2-2 地域包括ケアシステムの推進		生活支援体制整備事業	
116	長寿いきがい課	7-2-4 高齢者福祉の充実		老人福祉センター等管理運営事業	
117	長寿いきがい課	7-2-4 高齢者福祉の充実		ふれあい・見守り拠点事業	
118	長寿いきがい課	7-2-4 高齢者福祉の充実		介護予防・生活支援サービス事業	
119	長寿いきがい課	7-2-4 高齢者福祉の充実		シルバー人材センター補助事業	
120	長寿いきがい課	7-2-4 高齢者福祉の充実		介護予防事業	
121	長寿いきがい課	経1-1 コミュニティ活動の促進		包括的支援事業	重複
122	介護保険課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		介護給付適正化事業	
123	介護保険課	7-2-4 高齢者福祉の充実		公的介護施設等整備費補助事業	
124	ふくし総合支援課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		生活困窮者自立支援事業	
125	ふくし総合支援課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		生活困窮者子どもの学習・生活支援事業	
126	ふくし総合支援課	7-2-1 地域福祉の推進		社会福祉協議会運営支援事業	
127	ふくし総合支援課	7-2-1 地域福祉の推進		民生委員活動推進事業	
128	ふくし総合支援課	7-2-1 地域福祉の推進		更生保護活動推進事業	
129	ふくし総合支援課	7-2-1 地域福祉の推進		地域福祉計画推進事業	
130	ふくし総合支援課	7-2-1 地域福祉の推進		社会福祉法人に関する認可等事務	
131	ふくし総合支援課	7-2-1 地域福祉の推進		避難行動要支援者支援事業	
132	ふくし総合支援課	7-2-1 地域福祉の推進		ふくし総合相談窓口事業	
133	生活ふくし課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		生活保護事業	
134	生活ふくし課	7-1-2 安定した社会保障制度の確立		生活保護事務（経理・管理）	
135	障がい福祉課	7-2-1 地域福祉の推進		相談支援事業	重複
136	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		相談支援事業	重複
137	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		自立支援医療支給事業	
138	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		補装具交付事業	
139	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		障害福祉サービス給付事業	
140	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		手話言語条例推進事業	
141	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		コミュニケーション支援事業	
142	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		重度心身障害者医療費支給事業	
143	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		在宅重度心身障害者手当支給事業	
144	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		特別障害者手当等支給事業	
145	障がい福祉課	7-2-3 障がい者福祉の充実		就労支援センター事業	
146	子ども政策課	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		「こどもの居場所」づくり推進事業	重複
147	子ども政策課	経1-1 コミュニティ活動の促進		「こどもの居場所」づくり推進事業	重複
148	子ども政策課	経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出		「こどもの居場所」づくり推進事業	重複
149	子ども家庭センター	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化		不妊検査費等助成事業	

No.	担当課	施策	事務事業番号	事務事業	重複
150	こども家庭センター	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化		利用者支援事業	
151	こども家庭センター	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化		出産・子育て伴走型支援事業	
152	こども家庭センター	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化		妊産婦健康診査等事業	
153	こども家庭センター	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化		乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業	
154	こども家庭センター	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化		産後ケア事業	
155	こども家庭センター	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化		母子生活支援・助産施設入所援護事業	
156	こども家庭センター	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化		相談教育事業	
157	こども家庭センター	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		ファミリー・サポート・センター事業	
158	こども家庭センター	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		子育て支援事業	重複
159	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		子育て支援事業	重複
160	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		子育て支援拠点事業	
161	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		こども医療費支給事業	
162	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		児童手当支給事業	
163	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		未熟児養育医療費支給事業	
164	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		養育支援訪問事業	
165	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		乳幼児健康診査事業	
166	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		家庭児童相談室事業	
167	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		ひとり親家庭等医療費支給事業	
168	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		児童扶養手当支給事業	
169	こども家庭センター	2-1-3 こどもや子育て家庭への支援		母子家庭等自立支援給付金事業	
170	すこやか課	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		子育てのための施設等利用給付事業	
171	すこやか課	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		送迎保育事業	
172	すこやか課	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		病児・病後児保育事業	
173	すこやか課	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		民間保育所等運営支援事業	
174	すこやか課	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		認定こども園運営改善費等支援事業	
175	すこやか課	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		保育所運営管理事務事業	
176	道路課	3-2-1 環境対策の推進		都市計画道路駒形線整備事業	重複
177	道路課	4-1-3 快適な住環境の創造		道路維持管理事業	
178	道路課	4-1-3 快適な住環境の創造		道路管理事業	
179	道路課	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進		都市計画道路新和高須線整備事業	
180	道路課	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進		都市計画道路駒形線整備事業	重複
181	道路課	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進		道づくり推進事業	
182	道路課	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進		道路改良事業	
183	道路課	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進		通学路安全対策事業	
184	道路課	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進		道路維持修繕事業	
185	道路課	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進		橋りょう架替事業	
186	道路課	4-2-2 誰もが円滑に移動できる道づくりの推進		橋りょう維持事業	
187	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		水路上部歩道活用事業	
188	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		水路整備事業	
189	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		排水ポンプ場中央監視設備設置事業	
190	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		排水ポンプ場維持管理事業	
191	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		水路維持管理事業	
192	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		都市下水路維持管理事業	
193	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		治水対策普及啓発事業	
194	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		雨水排水対策事業	
195	河川課	1-1-2 風水害対策の強化		大場川上流域治水対策事業	
196	下水道課	3-1-1 生活環境の保全		公共下水道汚水整備事業	重複
197	下水道課	3-2-3 公共下水道の整備		下水道施設 ストックマネジメント事業	
198	下水道課	3-2-3 公共下水道の整備		上下水道耐震化事業	
199	下水道課	3-2-3 公共下水道の整備		公共下水道普及促進事業	
200	下水道課	3-2-3 公共下水道の整備		公共下水道汚水整備事業	重複
201	下水道課	3-2-3 公共下水道の整備		中川流域下水道建設費負担金	
202	都市デザイン課	1-1-1 強靱な防災基盤の構築		住宅施策推進事業	重複
203	都市デザイン課	3-2-1 環境対策の推進		自転車利用促進事業	重複
204	都市デザイン課	4-1-1 計画的な土地利用の推進		都市計画推進事業	重複
205	都市デザイン課	4-1-1 計画的な土地利用の推進		都市デザイン課事務	重複
206	都市デザイン課	4-1-1 計画的な土地利用の推進		景観形成推進事業	重複
207	都市デザイン課	4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		公共交通政策推進事業	重複
208	都市デザイン課	4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		都市計画推進事業	重複
209	都市デザイン課	4-1-3 快適な住環境の創造		景観形成推進事業	重複
210	都市デザイン課	4-1-3 快適な住環境の創造		住宅施策推進事業	重複
211	都市デザイン課	4-2-3 公共交通アクセスの充実		公共交通政策推進事業	重複
212	都市デザイン課	4-2-3 公共交通アクセスの充実		自転車利用促進事業	重複
213	都市デザイン課	4-2-3 公共交通アクセスの充実		都市デザイン課事務	重複
214	開発指導課	1-1-1 強靱な防災基盤の構築		耐震診断・耐震改修等費用助成事業	
215	開発指導課	1-1-1 強靱な防災基盤の構築		ブロック塀等の安全確保事業	
216	開発指導課	4-1-1 計画的な土地利用の推進		都市計画法に係る開発行為等の規制に関する事務	
217	開発指導課	4-1-1 計画的な土地利用の推進		三郷市開発事業手続等の条例に関する事務	重複
218	開発指導課	4-1-3 快適な住環境の創造		細街路整備事業	
219	開発指導課	4-1-3 快適な住環境の創造		建築基準法及び各種申請書・届出等の審査及び検査に関する事務	
220	開発指導課	4-1-3 快適な住環境の創造		三郷市開発事業手続等の条例に関する事務	重複
221	みどり公園課	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出		都市公園等整備事業	重複
222	みどり公園課	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出		身近なガーデンづくり事業	
223	みどり公園課	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出		花いっぱい事業	
224	みどり公園課	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出		樹木等保全推進事業	
225	みどり公園課	3-1-2 緑と水辺による快適環境の創出		生産緑地地区管理事業	

No.	担当課	施策	事務事業番号	事務事業	重複
226	みどり公園課	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進		都市公園等整備事業	重複
227	みどり公園課	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進		都市公園等維持管理事業	
228	みどり公園課	4-2-1 憩いとなる公園づくりの推進		緑道等維持管理事業	
229	まちづくり事業課	4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		三郷中央地区にぎわい創出事業	
230	まちづくり事業課	4-1-2 地域特性を生かした魅力ある拠点の形成		土地区画整理支援事業	重複
231	まちづくり事業課	5-1-2 活力ある工業の振興		土地区画整理支援事業	重複
232	会計課	経3-1 持続可能な行政運営の確立		資金運用検討業務	
233	業務課	4-2-4 良質な水の安定供給		経営戦略策定及び管理事務	
234	業務課	4-2-4 良質な水の安定供給		水道料金の収納対策事務	
235	施設課	4-2-4 良質な水の安定供給		配水管整備事業	
236	施設課	4-2-4 良質な水の安定供給		浄配水場施設整備事業（施設維持管理）	
237	施設課	4-2-4 良質な水の安定供給		浄配水施設耐震化事業	
238	消防総務課	1-1-3 消防体制の充実		消防庁舎維持・管理事業	
239	消防総務課	1-1-3 消防体制の充実		消防派遣研修事業	
240	消防総務課	1-1-3 消防体制の充実		消防団維持事業	
241	消防総務課	1-1-3 消防体制の充実		消防団サポーター事業	
242	消防総務課	1-1-3 消防体制の充実		消防団機械器具置場新設事業	
243	消防総務課	1-1-3 消防体制の充実		消防団装備強化・整備事業	
244	消防総務課	1-1-3 消防体制の充実		少年消防クラブ事業	
245	警防課	1-1-3 消防体制の充実		消防車両・救急車両機器整備維持事業	
246	警防課	1-1-3 消防体制の充実		警防課事務	
247	警防課	1-1-3 消防体制の充実		メディカルコントロール体制事業	
248	警防課	1-1-3 消防体制の充実		A E D普及推進事業	
249	消防署	1-1-3 消防体制の充実		警防隊員研修事業	
250	教育総務課	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		公営児童クラブ運営事業	
251	教育総務課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		小・中学校適正規模適正配置事業	
252	教育総務課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		小学校校舎改修事業	
253	教育総務課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		中学校校舎改修事業	
254	学務課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		学校給食室事務	
255	学務課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		鷹野学校給食センター運営管理事業	
256	学務課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		瑞沼学校給食センター運営管理事業	
257	学務課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		コミュニティ・スクール運営事業	
258	学務課	6-1-2 読書環境の整備		小・中学校学校司書配置事業	
259	指導課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		夢応援プロジェクト事業	
260	指導課	2-2-1 質の高い教育及び環境の充実		いじめ不登校対策事業	
261	指導課	6-1-2 読書環境の整備		読書のまち三郷づくり推進事業	
262	生涯学習課	2-1-2 子育てと仕事の両立支援		放課後子ども教室推進事業	重複
263	生涯学習課	6-2-1 生涯学習の推進		生涯学習推進事業	
264	生涯学習課	6-2-1 生涯学習の推進		公民館運営管理事業	重複
265	生涯学習課	6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承		文化財調査・保護事業	
266	生涯学習課	6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承		郷土資料館運営管理事業	
267	生涯学習課	6-2-4 文化財・伝統文化の保存・継承		市史編さん事業	
268	生涯学習課	経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出		公民館運営管理事業	重複
269	生涯学習課	経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出		放課後子ども教室推進事業	重複
270	青少年課	2-2-2 青少年健全育成の推進		青少年育成事業	
271	青少年課	2-2-2 青少年健全育成の推進		青少年育成団体補助事業	
272	青少年課	2-2-2 青少年健全育成の推進		こども・若者支援、青少年健全育成啓発事業	
273	青少年課	2-2-2 青少年健全育成の推進		青少年ホーム管理事業	
274	青少年課	2-2-2 青少年健全育成の推進		青少年交流「集まれみさとの子」事業	
275	青少年課	6-2-1 生涯学習の推進		親の学習推進事業	
276	日本一の読書のまち推進課	6-1-1 読書を通じた交流の推進		「日本一の読書のまち」推進事業	重複
277	日本一の読書のまち推進課	6-1-1 読書を通じた交流の推進		「日本一の読書のまち三郷」推進団体等活動サポート事業	重複
278	日本一の読書のまち推進課	6-1-2 読書環境の整備		図書館運営事業	
279	日本一の読書のまち推進課	6-1-2 読書環境の整備		図書館こども読書活動推進事業	
280	日本一の読書のまち推進課	6-1-2 読書環境の整備		図書館図書購入事業	
281	日本一の読書のまち推進課	6-1-2 読書環境の整備		図書館施設管理業務	
282	日本一の読書のまち推進課	6-1-2 読書環境の整備		図書館資料I Cタグ導入事業	
283	日本一の読書のまち推進課	6-1-2 読書環境の整備		日本一の読書のまち三郷電子図書館運営事業	
284	日本一の読書のまち推進課	経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出		「日本一の読書のまち」推進事業	重複
285	日本一の読書のまち推進課	経1-2 世代を超えた人々がつながる機会の創出		「日本一の読書のまち三郷」推進団体等活動サポート事業	重複
286	日本一の読書のまち推進課	経2-1 シティプランニングの強化		「日本一の読書のまち」推進事業	重複
287	選挙管理委員会	経1-3 市民のまちづくりへの参加		選挙管理委員会事務	

取組別該当事務事業一覧

後期基本計画記載の「施策実現のための取組み」と関連する事務事業の対照表です。

No.	施策	施策実現のための取組み	実施する事務事業番号				
			R8-R10	R9-R11	R10-R12	R11-R13	R12-R14
1	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	災害に対する応急体制の迅速な整備					
2	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	避難所の円滑な運営のための委員会の設置					
3	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	物資等供給体制の整備					
4	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	災害に対する地域の活動支援					
5	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	地域の防災リーダーの育成					
6	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	災害に対する「自助」や「共助」の強化を図る施設の整備					
7	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	建築物の安全性の確保					
8	1-1-1 強靱な防災基盤の構築	住環境の防災性向上の推進					
9	1-1-2 風水害対策の強化	河川や水路の整備・改修					
10	1-1-2 風水害対策の強化	河川や水路、排水機場の維持管理					
11	1-1-2 風水害対策の強化	雨水貯留浸透施設設置促進					
12	1-1-2 風水害対策の強化	排水機場ポンプ増強及び治水対策の検討と整備					
13	1-1-2 風水害対策の強化	水害ハザードマップの普及					
14	1-1-2 風水害対策の強化	的確で迅速な災害発生情報の提供					
15	1-1-2 風水害対策の強化	江戸川水防事務組合の活動の充実					
16	1-1-2 風水害対策の強化	要配慮者利用施設の避難確保計画の作成と避難訓練の実施の促進					
17	1-1-3 消防体制の充実	消防施設等の充実					
18	1-1-3 消防体制の充実	消防車両等の計画的な更新整備					
19	1-1-3 消防体制の充実	精強な部隊の育成					
20	1-1-3 消防体制の充実	救急業務の高度化					
21	1-1-3 消防体制の充実	消防団の充実強化					
22	1-1-3 消防体制の充実	地域防災力の強化					
23	1-1-3 消防体制の充実	AEDを含む応急手当の普及推進					
24	1-1-3 消防体制の充実	次世代リーダーの育成					
25	1-2-1 防犯活動の強化	犯罪被害に遭いにくいまちづくりの推進					
26	1-2-1 防犯活動の強化	防犯意識の高揚					
27	1-2-1 防犯活動の強化	地域防犯環境の整備					
28	1-2-1 防犯活動の強化	地域と連携した防犯活動の充実及び地域における防犯力の向上					
29	1-2-1 防犯活動の強化	犯罪被害者への支援					
30	1-2-2 交通安全対策の推進	交通マナー向上に向けた啓発の推進					
31	1-2-2 交通安全対策の推進	高齢運転者の交通事故の防止					
32	1-2-2 交通安全対策の推進	交通安全施設の整備					
33	1-2-2 交通安全対策の推進	放置自転車の対策					
34	1-2-3 市民相談体制の充実	市民相談の充実					
35	1-2-3 市民相談体制の充実	消費者の自立のための支援					
36	1-2-3 市民相談体制の充実	消費者被害の未然防止					
37	1-2-3 市民相談体制の充実	消費生活センターの相談機能の向上					
38	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化	不妊に関する支援の実施					
39	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化	母子保健と児童福祉の機能の連携					
40	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化	妊娠期から産後までの支援の充実					
41	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化	経済的な支援の充実					
42	2-1-1 妊婦・出産に対する社会的支援の強化	安心な子育ての推進					
43	2-1-2 子育てと仕事の両立支援	子育て家庭への子育て支援の充実					
44	2-1-2 子育てと仕事の両立支援	地域における子育て支援					
45	2-1-2 子育てと仕事の両立支援	安心して子どもを預けられる環境整備					
46	2-1-2 子育てと仕事の両立支援	子どもたちを心豊かに育む環境づくり					
47	2-1-2 子育てと仕事の両立支援	児童クラブの充実					
48	2-1-2 子育てと仕事の両立支援	子育て家庭への情報発信					
49	2-1-3 子どもや子育て家庭への支援	子育て支援拠点等における支援の充実					
50	2-1-3 子どもや子育て家庭への支援	子育ての経済支援					
51	2-1-3 子どもや子育て家庭への支援	子育ての不安解消及び養育の支援					
52	2-1-3 子どもや子育て家庭への支援	心身の健やかな成長の支援					
53	2-1-3 子どもや子育て家庭への支援	虐待防止対策の強化					
54	2-1-3 子どもや子育て家庭への支援	「子どもの居場所」づくりの推進					

No.	施策	施策実現のための取組み	実施する事務事業番号					
			R8-R10	R9-R11	R10-R12	R11-R13	R12-R14	
55	2-1-3	こどもや子育て家庭への支援	ひとり親家庭への支援					
56	2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	児童生徒の学力向上					
57	2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	心の教育の推進					
58	2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	教職員の資質向上					
59	2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	教育環境の整備促進					
60	2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	安全・安心な学校給食の提供及び食育の推進					
61	2-2-1	質の高い教育及び環境の充実	社会に開かれた学校教育の推進					
62	2-2-2	青少年健全育成の推進	次世代リーダーの育成					
63	2-2-2	青少年健全育成の推進	地域活動・地域交流の促進					
64	2-2-2	青少年健全育成の推進	青少年をとりまく環境の整備					
65	3-1-1	生活環境の保全	公害の防止					
66	3-1-1	生活環境の保全	生活環境の衛生保全					
67	3-1-1	生活環境の保全	放射線対策					
68	3-1-1	生活環境の保全	ペットの適正飼養					
69	3-1-1	生活環境の保全	生活排水処理の推進					
70	3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	快適な水辺空間の創出					
71	3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	快適な歩行空間の創出					
72	3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	市民参加による緑化活動の支援					
73	3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	緑のまちづくりに対する意識啓発					
74	3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	「緑の基本計画」の推進					
75	3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	河川浄化意識の向上					
76	3-1-2	緑と水辺による快適環境の創出	都市農地の保全					
77	3-2-1	環境対策の推進	三郷市環境基本計画の推進					
78	3-2-1	環境対策の推進	地球温暖化防止対策推進のための意識啓発・活動支援					
79	3-2-1	環境対策の推進	環境負荷低減に向けた自転車利用の促進					
80	3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	ごみの削減					
81	3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	美しいまち並みの維持					
82	3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	ごみの適正処理					
83	3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	ごみ処理の効率化					
84	3-2-2	ごみの減量と廃棄物の適正処理	生活排水処理の向上					
85	3-2-3	公共下水道の整備	公共下水道施設の耐震化及び維持管理					
86	3-2-3	公共下水道の整備	公共下水道の普及促進					
87	3-2-3	公共下水道の整備	公共下水道（汚水）の整備					
88	3-2-3	公共下水道の整備	最終処理施設の管理					
89	4-1-1	計画的な土地利用の推進	都市計画マスタープランの運用					
90	4-1-1	計画的な土地利用の推進	都市計画における情報開示の推進					
91	4-1-1	計画的な土地利用の推進	まちの発展に寄与する土地利用の実現					
92	4-1-1	計画的な土地利用の推進	良質な開発への誘導及び意識啓発					
93	4-1-1	計画的な土地利用の推進	市街化調整区域における景観の維持・保全					
94	4-1-2	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	まちのシンボルとなる都市交流拠点の形成					
95	4-1-2	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	人に選ばれる地域拠点の形成					
96	4-1-2	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	土地区画整理事業等による市街地整備の推進					
97	4-1-2	地域特性を生かした魅力ある拠点の形成	地域の個性を生かしたまちづくりの推進					
98	4-1-3	快適な住環境の創造	良好な景観形成の推進					
99	4-1-3	快適な住環境の創造	安全で良好な住環境の整備					
100	4-1-3	快適な住環境の創造	良好な道路環境の維持					
101	4-1-3	快適な住環境の創造	分かりやすい町名表示の実施					
102	4-1-3	快適な住環境の創造	市営住宅の適切な管理					
103	4-1-3	快適な住環境の創造	住宅施策の推進					
104	4-1-3	快適な住環境の創造	放置車両の撤去					
105	4-1-3	快適な住環境の創造	不法投棄物への監視の徹底及び適正な処分					
106	4-2-1	憩いとなる公園づくりの推進	魅力ある公園づくり					
107	4-2-1	憩いとなる公園づくりの推進	地域的なバランスに配慮した公園等の整備					
108	4-2-1	憩いとなる公園づくりの推進	既存公園施設の長寿命化の実施					
109	4-2-1	憩いとなる公園づくりの推進	市民と行政の協働による公園管理の推進					
110	4-2-1	憩いとなる公園づくりの推進	スポーツ・レクリエーションを通じたレクリエーション核の形成					
111	4-2-2	誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	計画的・効率的な道路ネットワーク軸の構築					

No.	施策	施策実現のための取組み	実施する事務事業番号					
			R8-R10	R9-R11	R10-R12	R11-R13	R12-R14	
112	4-2-2	誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	広域道路ネットワークの整備推進					
113	4-2-2	誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	安全・安心な道づくりの推進					
114	4-2-2	誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	橋りょうの適正管理					
115	4-2-2	誰もが円滑に移動できる道づくりの推進	自転車通行空間の整備推進					
116	4-2-3	公共交通アクセスの充実	公共交通ネットワークの充実					
117	4-2-3	公共交通アクセスの充実	鉄道輸送の強化					
118	4-2-3	公共交通アクセスの充実	路線バス利用の促進					
119	4-2-3	公共交通アクセスの充実	自転車利用の推進					
120	4-2-3	公共交通アクセスの充実	MaaSの具現化					
121	4-2-4	良質な水の安定供給	水道事業の健全な経営の維持					
122	4-2-4	良質な水の安定供給	地震に強い強靱な管路の構築					
123	4-2-4	良質な水の安定供給	浄配水場施設の適切な維持管理・計画的な更新					
124	5-1-1	にぎわいのある商業の振興	特色ある商店街の育成・活性化					
125	5-1-1	にぎわいのある商業の振興	経営基盤の強化への支援					
126	5-1-2	活力ある工業の振興	土地利用の誘導					
127	5-1-2	活力ある工業の振興	調和のとれた商業・工業環境の整備					
128	5-1-3	都市型農業の振興	農業経営・生産の充実					
129	5-1-3	都市型農業の振興	高収益農業の推進					
130	5-1-3	都市型農業の振興	農業の担い手の育成・確保に向けた支援					
131	5-1-3	都市型農業の振興	農地の適切な保全					
132	5-1-3	都市型農業の振興	三郷産農産物の流通販売促進					
133	5-1-3	都市型農業の振興	ふれあい型農業の推進に向けた支援					
134	5-1-3	都市型農業の振興	園芸団体への支援並びに市の花「さつき」の栽培普及					
135	5-2-1	産業と雇用の創出	雇用の促進					
136	5-2-1	産業と雇用の創出	労働環境の充実					
137	5-2-1	産業と雇用の創出	創業者への支援					
138	5-2-2	魅力ある観光の振興	地域資源を活かした取組みの創出					
139	5-2-2	魅力ある観光の振興	観光資源の情報発信					
140	5-2-2	魅力ある観光の振興	都市型観光の振興					
141	5-2-2	魅力ある観光の振興	観光資源の再発見					
142	5-2-3	グローバルな視点に基づくまちづくりの推進	多文化共生の推進					
143	5-2-3	グローバルな視点に基づくまちづくりの推進	国際交流組織・活動への援助					
144	5-2-3	グローバルな視点に基づくまちづくりの推進	多言語対応の推進					
145	5-2-3	グローバルな視点に基づくまちづくりの推進	国際交流の推進					
146	6-1-1	読書を通じた交流の推進	日本一の読書のまち三郷の推進					
147	6-1-1	読書を通じた交流の推進	読書活動ボランティア団体への支援					
148	6-1-2	読書環境の整備	読書環境の整備と充実					
149	6-1-2	読書環境の整備	図書館施設の維持管理及び図書館情報システムの安定的運用					
150	6-1-2	読書環境の整備	図書館業務の効率化					
151	6-1-2	読書環境の整備	電子図書館の運営					
152	6-1-2	読書環境の整備	こどもたちの読書環境の整備					
153	6-1-2	読書環境の整備	学校図書館の充実					
154	6-2-1	生涯学習の推進	生涯学習・社会教育の推進					
155	6-2-1	生涯学習の推進	生涯学習関係機関・団体との連携強化					
156	6-2-1	生涯学習の推進	学び（市民大学）の充実					
157	6-2-1	生涯学習の推進	家庭教育の充実					
158	6-2-2	スポーツ・ウェルネスの推進	スポーツ・レクリエーション活動の推進					
159	6-2-2	スポーツ・ウェルネスの推進	指導者・団体の育成及び次世代を担う地元アスリートのための支援					
160	6-2-2	スポーツ・ウェルネスの推進	シルバー元気塾の推進					
161	6-2-3	文化・芸術の振興	市民の文化活動の支援					
162	6-2-3	文化・芸術の振興	市民作品の展示					
163	6-2-4	文化財・伝統文化の保存・継承	文化財の調査・保存・継承					
164	6-2-4	文化財・伝統文化の保存・継承	文化財保護意識の啓発					
165	6-2-4	文化財・伝統文化の保存・継承	郷土資料館展示の充実					
166	6-2-4	文化財・伝統文化の保存・継承	市史編さん事業の継続					
167	6-2-4	文化財・伝統文化の保存・継承	地域史料の収集・保存・活用					
168	6-3-1	平和と人権を大切に社会づくり	人権啓発・教育の充実					

No.	施策	施策実現のための取組み	実施する事務事業番号					
			R8-R10	R9-R11	R10-R12	R11-R13	R12-R14	
169	6-3-1	平和と人権を大切に作る社会づくり	市民の平和意識の高揚					
170	6-3-2	ジェンダー平等社会の形成	男女共同参画社会づくりの推進					
171	6-3-2	ジェンダー平等社会の形成	一人ひとりの人権の尊重と擁護					
172	7-1-1	健康づくりの推進	健康づくり体制の整備					
173	7-1-1	健康づくりの推進	地域における健康づくりの推進					
174	7-1-1	健康づくりの推進	健康診査・各種がん検診等の推進					
175	7-1-1	健康づくりの推進	医療体制の充実					
176	7-1-1	健康づくりの推進	健康情報の提供					
177	7-1-1	健康づくりの推進	感染症への適切な対応					
178	7-1-2	安定した社会保障制度の確立	生活困窮者への自立支援					
179	7-1-2	安定した社会保障制度の確立	生活保護決定事務の適正実施による被保護者へのサービスの向上					
180	7-1-2	安定した社会保障制度の確立	後期高齢者医療制度の適正運用					
181	7-1-2	安定した社会保障制度の確立	介護保険制度の適正運営					
182	7-1-2	安定した社会保障制度の確立	国民年金の運営支援					
183	7-1-2	安定した社会保障制度の確立	国民健康保険の健全な運営					
184	7-2-1	地域福祉の推進	地域福祉活動を支える各団体等への支援					
185	7-2-1	地域福祉の推進	地域福祉推進体制の充実					
186	7-2-1	地域福祉の推進	避難行動要支援者支援制度の推進					
187	7-2-1	地域福祉の推進	福祉総合相談体制の推進					
188	7-2-1	地域福祉の推進	権利擁護の推進					
189	7-2-2	地域包括ケアシステムの推進	高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備					
190	7-2-2	地域包括ケアシステムの推進	在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の推進					
191	7-2-2	地域包括ケアシステムの推進	認知症に関する普及啓発と早期発見・早期対応の推進					
192	7-2-2	地域包括ケアシステムの推進	生活支援サービスの整備					
193	7-2-3	障がい者福祉の充実	総合的な障がい福祉施策の推進					
194	7-2-3	障がい者福祉の充実	障害福祉サービスの充実					
195	7-2-3	障がい者福祉の充実	安定した障がい者福祉施設の運営					
196	7-2-3	障がい者福祉の充実	意思疎通支援の充実					
197	7-2-3	障がい者福祉の充実	医療費の助成や各種手当等の活用促進					
198	7-2-3	障がい者福祉の充実	就労支援の推進					
199	7-2-4	高齢者福祉の充実	高齢者の孤立防止					
200	7-2-4	高齢者福祉の充実	生活支援を支える基盤整備の推進					
201	7-2-4	高齢者福祉の充実	社会参加の機会の充実や生きがい活動のための環境整備					
202	7-2-4	高齢者福祉の充実	高齢者福祉サービスの充実					
203	7-2-4	高齢者福祉の充実	介護予防の推進					
204	経1-1	コミュニティ活動の促進	地域コミュニティの活性化					
205	経1-1	コミュニティ活動の促進	コミュニティ組織・活動への援助					
206	経1-1	コミュニティ活動の促進	ボランティア活動への支援					
207	経1-1	コミュニティ活動の促進	地域コミュニティ施設整備の促進					
208	経1-1	コミュニティ活動の促進	「こどもの居場所」づくりの相談体制の整備					
209	経1-1	コミュニティ活動の促進	地域包括ケアシステムの推進					
210	経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	地域活動や身近な活動を通じた多世代交流の推進					
211	経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	「こどもの居場所」を通じた多世代交流の推進					
212	経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	本を通じた世代間交流の推進					
213	経1-2	世代を超えた人々がつながる機会の創出	地域における世代間交流の促進					
214	経1-3	市民のまちづくりへの参加	市民参加制度の活用					
215	経1-3	市民のまちづくりへの参加	市民参加の機会の確保					
216	経1-3	市民のまちづくりへの参加	広聴活動の充実					
217	経1-3	市民のまちづくりへの参加	有権者の政治意識向上					
218	経2-1	シティブランディングの強化	地域力を醸成するための機会の創出					
219	経2-1	シティブランディングの強化	広報活動の推進					
220	経2-1	シティブランディングの強化	シティプロモーションによる魅力発信					
221	経2-1	シティブランディングの強化	特徴ある取組みの推進					
222	経2-2	広域行政の推進	自治体間連携による行政サービスの向上					
223	経2-2	広域行政の推進	共通する事務における連携					
224	経2-2	広域行政の推進	友好都市交流の推進					
225	経2-3	多様な主体とのパートナーシップの構築	社会貢献活動によるまちづくり					

No.	施策	施策実現のための取組み	実施する事務事業番号				
			R8-R10	R9-R11	R10-R12	R11-R13	R12-R14
226	経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築	ギリシャ共和国を中心とした国際交流					
227	経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築	大学との連携					
228	経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築	民間企業等との連携の推進					
229	経2-3 多様な主体とのパートナーシップの構築	民間事業者との災害時応援協定の締結					
230	経3-1 持続可能な行政運営の確立	市民に信頼される人材の育成					
231	経3-1 持続可能な行政運営の確立	市政を支える人材の確保					
232	経3-1 持続可能な行政運営の確立	社会課題に対応できる組織体制の構築					
233	経3-1 持続可能な行政運営の確立	健全な財政運営					
234	経3-1 持続可能な行政運営の確立	基金及び地方債の適正管理					
235	経3-1 持続可能な行政運営の確立	適正な賦課徴収業務の推進					
236	経3-1 持続可能な行政運営の確立	国や県との連携による財源確保					
237	経3-1 持続可能な行政運営の確立	ふるさと納税制度の利用促進					
238	経3-1 持続可能な行政運営の確立	市有財産の適正管理と有効活用					
239	経3-1 持続可能な行政運営の確立	公金の安全かつ効率的な管理及び運用					
240	経3-1 持続可能な行政運営の確立	受益者負担の適正化					
241	経3-1 持続可能な行政運営の確立	総合計画の適正な運用と効果的な政策立案に向けたマネジメントサイクルの推進					
242	経3-1 持続可能な行政運営の確立	市内事業者の育成と地域経済の活性化					
243	経3-1 持続可能な行政運営の確立	市民サービスの質の維持・確保					
244	経3-1 持続可能な行政運営の確立	行政事務の適正な執行					
245	経3-1 持続可能な行政運営の確立	入札・契約・検査の適正な執行					
246	経3-2 公共施設マネジメントの推進	更新費用の平準化					
247	経3-2 公共施設マネジメントの推進	公共施設の維持管理					
248	経3-2 公共施設マネジメントの推進	最適な施設配置の検討					
249	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築	最新技術を活用した行政経営					
250	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築	DXの推進					
251	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築	庁内システムの全体最適化					
252	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築	情報セキュリティの向上					
253	経3-3 スマートで人にやさしい自治体の構築	業務改革による危機管理・業務継続体制の構築					

第5次三郷市総合計画後期基本計画  
実施計画  
(令和8年度～令和10年度)

発行：三郷市 令和8年3月  
編集：三郷市企画政策部企画政策課  
〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648-1  
TEL：048-953-1111(代表) | 048-930-7763(企画政策課直通)  
FAX：048-954-3027  
URL：<http://www.city.misato.lg.jp/>